

知的財産基本法の施行状況に対する意見募集の結果について

1．実施期間

2005年12月16日（金）～2006年1月6日（金）

2．実施方法

首相官邸ホームページへの掲載によって周知を図り、知的財産基本法の施行状況に関して、以下の事項について、電子メール、FAX及び郵送により意見を募集した。

- （１）知的財産に係る各種の施策が、知的財産基本法の趣旨及び規定どおり、実施されてきたか。特に、知的財産推進計画に基づく施策は、計画どおり実施されてきたか。
- （２）実施した施策は、知的財産立国に資するものとなっているか。
- （３）施策の実施状況を踏まえ、今後どのような課題があるか、また、今後どのような措置を講じるべきか。

3．提出された意見

- ・ 合計127件（うち団体15件、個人112件）
うち、知的創造サイクル専門調査会関連分の意見は、合計35件（うち団体12件、個人23件）。（コンテンツ分野のみに係る意見は除く）

4．ご意見の取扱いについて

- ・ いただいたご意見については、専門調査会での今後の検討の参考とさせていただきます。意見全体については、別途、首相官邸のホームページに掲載する予定です。

5．主な意見の概要

A．施行状況への全般的な意見

（１）成果について

- ・ 様々な改革がスピード感を持って行われており、政府与党ほか関係者の取り組みを高く評価する。
- ・ 知的財産立国に向けての礎が築かれたことは大いに評価。
- ・ 過去の我が国には例がないほどの様々な取り組みを通じて多大な成果を挙げて

いる。

- ・ 2003年から始まった知的財産保護の推進計画も、2005年度に入って、ようやく消費者の目にも何かが変わり始めたことが見えるようになってきた。
- ・ 第4章コンテンツ、第5章人材については問題ありと思われるが、それ以外の項目は、ある程度実施されてきていると思う。
- ・ 知的財産に係る各種の施策は、概ね基本法に沿って実施されてきたものであり、評価できる成果が上がっている。
- ・ 全体的に、現在「知的財産推進計画2005」などで挙げられている政策は各関係団体の要望を列挙しているに過ぎず、政策全体としてのまとまりや戦略性、計画性の点で弱点がある。特定の業種・職種・階層の「我田引水」的な政策が散見される。

(2) 課題・方向性について

- ・ 施策のより一層の推進・充実が求められるものとして、国際的な活動の強化や企業活動の効率化のための環境整備、国内外の模倣品・海賊版対策の強化がある。
- ・ 知的財産推進計画については、思い切った重点化を行うべき。
- ・ 中長期的な視点に立って、制度の運用・活用の評価に活動の重点を移していくべき。
- ・ 個々の施策に応じた評価、フォローが必要。
- ・ 官が取り組むべき施策、民が取り組むべき施策を明確に区分し、民の自主性に任せるべき。
- ・ 官と民の役割分担の検討が必要。
- ・ 知財改革においては、権利の強化、あるいは新しい制度・法律・組織を作ることのみに注力するのではなく、真の意味で国民全体のための公正な産業・文化の発展に資するか否かの議論を十分に尽くすべき。
- ・ 知財を過度に保護するあまり、公正な経済活動が阻害されることがないように、法整備や運用が行われるべき。
- ・ 知的財産推進計画の基本的な方向として、強大な権利者がわずかに発生するような知的財産制度体系よりも、国民ひとりひとりが利益を享受できるような制度にすべき。
- ・ 知的財産を商業利用し経済的利益を生ずる企業体の意向に沿った方向への進展は見られる。一方、知的財産を生み出す源泉である創作者本人の実質的な利益の増大のための施策等は不十分。利用を促進するための権利調整の視点が欠如している。
- ・ 知的創造サイクルを早く大きく回すために、今後は、「保護」から「活用」に軸

足を移した大胆な施策が必要な時期に来ている。

- ・ 日本の構造改革を牽引するため、知財改革の領域をさらに拡大し、スピードをあげるべきである。しかし、未だ日本では発明者やクリエイターが十分評価されているとは言えない。
- ・ 計画された全ての施策は、知的財産基本法の趣旨及び規定どおりと考えられるが、実施については、不十分なものや大幅に遅延しているものがある。特に、世界特許システムの構築、模倣品・海賊版対策の強化、知的財産の戦略的な活用、国際標準化活動への支援など。
- ・ ユーザー主体に立った次世代の知財制度の検討を開始すべき。
- ・ 点検を行うためには、実施の段階での効果測定が必須であるが、評価の基礎となる資料がそもそも不足している。
- ・ 実施の確認が困難な施策も多いので、各計画の各施策について国民が一覧で確認できるよう作成し、担当府省が進捗状況を書き込んだ実施状況を公開してもらいたい。
- ・ 木を見て森を見ない個別の政策を列挙するのではなく、ロードマップを示すべき。これがきちんと示されていないことが、知的財産立国が我田引水の要望に振り回されている一因となっている。

B. 第12条（研究開発の推進）、第13条（研究成果の移転の促進等）関連

- ・ 各大学における知的財産本部とTLOの機能強化と、これらの適切な評価システムを構築すべき。
- ・ 知財意識の高揚、知財教育について各大学に指針を示し、自主的な運用を促すべき。
- ・ 共同・委託研究の契約締結についての柔軟性を確保すべき。
- ・ 大学の財政基盤整備については、国の支援も必要。
- ・ 大学等の長年にわたる技術を事業化に適した方向にマネジメントするコーディネーターが不可欠。そのコーディネーターは是非民間人を活用すべき。
- ・ 産学連携は未だ上手くいっていない。その要因の一つには、いわゆる「不実施補償」がある。
- ・ 知財ポリシーなどの学内ルールは殆どの大学で一応の形はできている。しかしながら、大学研究者の認識不足や情報管理不十分など知的財産管理において大きな問題を抱えている大学も多い。
- ・ 大学側の収入が安定するまでは、引き続き政府の支援が不可欠。
- ・ 共同開発や不実施補償などの産学連携ルールについては、大きな進展はなく、各大学の課題は多い。
- ・ 大学における知財評価基準について、特許出願件数だけを評価基準とするので

はなく、多様な評価基準を認めるべき。

- ・ 大学の知財本部とＴＬＯに国が別々に支援策を打ち出していることは問題。文科省と経産省が一本化した支援策を打ち出すべき。
- ・ 営業秘密などの技術事項の重要性が認識され始めた結果、大学と企業間や企業と企業間で、転職がしにくくなったと言う声がある。職業選択の自由を守るために、就職時や転職時における営業秘密契約に関するマニュアルなどの整備が必要である。
- ・ 推進計画第１章の内容は、産学連携の重視等に見られるように依然として短期的視点に立った内容を中心とした構成となっている。ここ数年“無駄”として切り捨てられてきた基礎研究分野への重点配分の重視など、長期的視点に立った戦略的施策も盛り込むべき。

Ｃ．第１４条（権利の付与の迅速化等）関連

（１）特許等の審査の迅速化

- ・ すべての特許出願を一律に審査促進することは適切でない。
- ・ 権利活用の面から考えると、不安定な権利付与は後日の紛争を招くのみであり、審査の質の維持・向上が必要。
- ・ 早期の権利化を望まないものもあり、出願人の望む時期に迅速に審査、権利取得できるような仕組みも検討すべき。
- ・ サーチの外注等によって審査の質が低下することがないように配慮すべき。
- ・ 行政指導や審査請求料の値上げによる我が国出願活性を抑制することによって、特許庁の審査負担を軽減させる方策は本末転倒。任期付審査官の採用枠の拡大など積極策を講じていくべき。
- ・ 企業の独自の戦略や創意工夫に反して特許出願、審査請求の絞り込みを行わせることは、企業の活動を阻害し、競争力にマイナスの影響をもたらすおそれがある。
- ・ 特許登録率の低い企業名の公表等の過度な施策は、知財の創造意欲の減退を惹起させる可能性がある。
- ・ 特許審査請求制度を廃止するべき。
- ・ 権利付与の迅速性と正確性を両立するように人材の配置等を改善すべき。
- ・ 未処理滞貨一掃のため、審査業務以外の不要な業務を排除し、効率の良い業務体制を構築すべき。
- ・ 特許調査の外部移管も大幅に促進する必要があるが、予備審査制度の導入等効率的な審査体制などの新施策も考慮する必要がある。
- ・ 特許庁外の有識者に審査の実態を検討させるべき。
- ・ 巡回審査、関連連携審査など、優先順位の低い業務を停止するべき。

- ・ ビジネスにおいて有益な特許とは、必ずしも審査においてレベルの高い特許であるとは言えず、質の高い知的財産とは何か、改めて考え直してみるべき。

(2) 植物新品種・意匠・商標の保護強化

- ・ 農業家の自家増殖に育成者権を及ぼすようにすべき、世界的な育成者権相互認証制度を確立すべき、侵害情報の収集・提供のための体制整備と侵害立証の支援体制を強化すべき等。
- ・ 我が国の工業製品の世界ブランド化に向けた総合戦略を推進すべき。
- ・ 知的財産推進計画では、知的創造サイクルと商標の関係が不明確であり、商標の重要性をより一層認識すべき。
- ・ 中小企業に対してデザインやブランドのアドバイザー費用を支援すべき。
- ・ 近年、類似商標やドメインの登録を行い、それらの諸権利を高額で売却する行為など、知的財産制度を悪用した犯罪が近年増加しており、これらを厳しく取り締まるべき。

D．第15条（訴訟手続きの充実及び迅速化）関連

- ・ 裁判所における専門処理体制が急速に整備され、専門的な事項についての審査が格段に充実してきた。
- ・ 訴訟の迅速化を急ぐあまり、適正さが軽視されることが危惧されている。今後は、適正さと迅速性が両立されるよう、裁判所の専門処理体制を一層充実させるべき。
- ・ 2003年改正民事訴訟法において、管轄の集中化が図られたが、一方で、東京・大阪以外の地域の知財の保護が不十分になったことは否定し得ない。裁判所の専門性を維持しつつ、地方における知財保護の充実を図るために更なる検討が必要。
- ・ 日本知的財産仲裁センターの利用を促進すべき。
- ・ 民事裁判にかかる裁判官の育成はまだまだ。

E．第16条（権利侵害への措置等）関連

(1) 模倣品・海賊版対策

- ・ 模倣品・海賊版防止条約の早期実現を目指すべき。
- ・ 海賊版対策事業を長期・継続化すべき。
- ・ 在外公館が積極的な役割を果たすために必要な対策費が予算請求されているかも検証されるべき。在外公館において、実効の高い体制を整えるため、専門人材の積極的登用等も検討されるべき。
- ・ 侵害発生国・地域への対策の強化について、外交問題が絡むが、外務省の動き

が鈍い印象を受ける。

- ・ 特許権侵害の輸出取締りについて、十分濫用防止措置を講ずるべき。
- ・ 先端技術に係る特許など高度な知的財産権の侵害・非侵害を判断し、水際で差止める新たな仕組みを導入すべき。
- ・ 権利侵害品の輸入差し止め手続きについて、第三者機関としての専門機関を設立すべき。
- ・ 個人輸入について、悪質な事案の撲滅は重要な課題であるが、取締手法の不明確さが残れば、国民に難きを強いることになりかねない。
- ・ 輸入差止申立て制度について、申立てから申立て受理・輸入差止めという流れが不透明。判断を行政の運用に委ねすぎでは「疑わしきは差止める」となりかねない。
- ・ 個人による模倣品・海賊版の所持まで禁止しようとしていることに危惧。取締りは、あくまでも売るという行為について為すべき。
- ・ 過去数年で知的財産法の刑事罰規定はかなり重罰化されてきているが、その効果の検証は十分に行われているとは言えない。

(2) インターネットオークション

- ・ インターネットオークションについて、大手オークション事業者の自主的パトロールによる権利侵害品の削除により、侵害品の出品は著しく減ったが、大手に出品されていた権利侵害品が中小のオークションサイトに移行するおそれも残されている。
- ・ 対応の遅れているインターネットオークションサイトやモバイルサイトに悪質な販売者が流れ込んでいる。

(3) 特許出願による技術流出の防止

- ・ 特許制度の見直しに止まらず、産業政策、国際調査の観点から総合的な検討を行うべき。
- ・ 先使用権の拡大、発明登録制度の導入等、特許制度の根幹を揺るがすような見直しは、慎重に検討すべき。

F. 第17条（国際的な制度の構築等）関連

- ・ 世界特許システムについて、調和できるものから、ステップバイステップで着実に実現していくべき。
- ・ 世界特許への第一段階として、日米欧三極での出願明細書のフォーマットを、PCTをベースに統一すべき。
- ・ 東アジア地域の広域単一特許制度、あるいは世界特許制度といわれるような国

を超えた統一特許制度の実現に向けて活動すべき。

G . 第 1 8 条 (新分野における知的財産の保護等) 関連

- ・ 知的財産戦略においても産業分野別の知的財産戦略を策定すべき。特に、近年技術的進展の著しいライフサイエンス分野では、知的財産の活用戦略も他の技術分野と大きく異なる。
- ・ 審査基準の改訂により、従来は保護されなかった「複数の医薬の組合わせ・投与方法」等が保護対象となったことは評価に値する。しかしながら、方法を物により特許することは、更にゆがみを生じ、何が発明の保護対象となるか益々不明瞭となっている。
- ・ 先端医療技術の保護のあり方は将来の検討課題として残されたまま。遺伝子治療。再生医療の特許制度の整備については、一向に進展が見られない。

H . 第 1 9 条 (事業者が知的財産を有効かつ適正に活用することができる環境の整備) 関連

(1) 知財の評価・活用

- ・ 知財を企業、大学、地方公共団体の経営の柱に据えるべき。
- ・ 知財の価値評価の重要性は一層高まっているが、知的財産推進計画 2 0 0 5 では、知財の価値評価に関して提言が行われておらず、関係府省の取り組みを促す提言を行っていくべき。
- ・ グループ企業内信託では、受託者が委託者の逸失利益を請求できるよう特許法等を改正すべき。
- ・ 企業が経営破綻した際の知的財産権ライセンス保護について、推進計画 2 0 0 5 に言及されている未解決の課題について、現状調査と制度整備を行うべき。
- ・ 日本では従来のように侵害した者が得をする風潮が未だに根強く残っている。この風潮がなくなる限り、限られた表面だけの流通しか実施されない。
- ・ 知財を取得すると減税されるなど、知財取得にインセンティブを持たせる税制を導入すべき。
- ・ 知的財産は固定資産として課税すべき。
- ・ 国などが有している知的財産権を希望者に利用してもらうため、入札制度を設置するなど国有財産の活用を図るべき。

(2) 国際標準化活動の強化

- ・ 標準化については、官民協調し中長期的な戦略の下で推進すべき。
- ・ 我が国の国際標準化活動は欧米諸国に比べて遅れており、産官ともに大きな課題。IT、ナノテク、環境、バイオの重要分野においても標準化が必要とされ

ている技術は多く、人材及び予算の面において引き続き強力な支援を要する。

(3) 中小・ベンチャー企業支援、地域における知財戦略

- ・ 中小・ベンチャー企業への一定の配慮は必要だが、過度な保護は全体のバランスが崩れ不公平となることに配慮すべき。
- ・ 地域の知財に精通した弁護士が、当該地域の大学・企業・自治体等と連携して、日常的に知財の創造・活用及び保護等の施策を講じることが不可欠。
- ・ 法律では、中小企業者に対する特別の配慮が求められているが、未だに十分な施策がなされているとは言い得ない。中小企業のための弁護士紹介制度、それに伴う費用の負担軽減措置などの制度が構築されるべき。
- ・ 現行の知的財産法制度には、資金・人材ともに限られている中小企業にとって利用し難い点が多く、中小企業の実情と要請に応じた知的財産法制度の整備を検討すべき。
- ・ 知的財産を利用した地域振興について、人材、予算、制度のいずれも今後の課題。地域自身が新たな知的資産を積極的に創造する必要がある、このためのロールモデルが必要。

Ⅰ．第20条（情報の提供）関連

- ・ 特許の24時間インターネット出願システムが構築され、稼働したことは評価。一方、特許庁のIPDLのアクセスについては、韓国、中国からのアクセスが異常に多く、国内のユーザーが迷惑を蒙っている。
- ・ 早期にインターネットを通じた包袋の自由（無料）閲覧を実現すべき。
- ・ 従来技術調査のための環境整備として、特許庁保有のデータをインターネットにて無償で提供すべき。
- ・ 特許庁審査官のサーチノウハウを可能な限り公開すべき。

Ⅱ．第21条（教育の振興等）、第22条（人材の確保等）関連

(1) 総論

- ・ 推進計画の中で第5章に記載されている人材育成は、他の知財制度の施策より先立って改革を進めるべきであるところ、優先順位が逆になっており、人材育成計画が遅れていることは否めない。
- ・ 人材育成の項目は多く掲げられて総花的になっているが、目立った成果はいまのところ上がっていない。このままでは、米国はおろか、韓国、中国の後塵を拝する可能性が高い。
- ・ 具体的な目標とスケジュールを明確にし、その実行を確実にすることに重点的に取り組むべき。

- ・ 単に数合わせの理論や知財の現場を無視した空論に終始しないことを希望する。
- ・ 知的財産権に関する教育の振興と人材の育成についての施策の実施については、もう少し力を入れるべき。
- ・ 人材育成は制度改正よりも先にあるべきところ、後手にまわっている。
- ・ 人材育成について、民間でできるところは民間に任せ、既存機関では対応不可能なものについては、工業所有権情報・研修館等において推進すべき。

(2) 専門人材の育成の各論

- ・ 夜間の法科大学院、専門職大学院等の増設や環境整備をすべき。
- ・ 理工系出身者がチャレンジし易い入試制度、司法試験制度へ改革すべき。
- ・ 日弁連、弁護士知財ネットによる育成だけでなく、大学、企業等と連携して総合的な知識を身につけた知財弁護士の育成を図るべき。
- ・ 知的財産法に精通した法律実務家（裁判官、警察、検察）の養成に向けて、関係各所が協力しながら取り組むべき。
- ・ 付記弁理士に対する単独代理権の付与は必要性が認められない。
- ・ 弁理士について、試験を簡単にして数を増やしているだけであり、有用な人材が増えていない。
- ・ 弁理士法の一部を改正し、実用新案権・商標権・意匠権についての申請代理人を行政書士が行えるよう拡大すべき(著作権分野は既に行政書士が行っている)。
- ・ 知的財産制度の各分野事の専門家制度を誕生させることも検討すべき。
- ・ 厳正な刑事処罰が行われるためには、警察官、検察官及び刑事裁判官に対する知財関連法の研修などが不可欠であるが、十分に行われているとは言い難い。
- ・ 経産省所管の特許流通アドバイザーと文科省所管のコーディネータとの2つの制度が併存しているが、必ずしも人的素養が担保されていない。一本化すべき。
- ・ 知財分野に参入しようとする人材に対して、奨学金制度や教育ローンなどの経済的な支援を強化するべき。
- ・ 知財専門人材としてポスドクを活用することについて、研究者くずれの就職あっせん先にするなどもってのほか。技術分野にとらわれず、ビジネスの活用に意欲のある人材を幅広く受け入れるべき。

(3) 教育の振興及び広報活動

- ・ 実務界では、学者による知財法の体系書が強く望まれている。
- ・ 企業が知財教育に積極的になる政策を行うべき。
- ・ 基本法第3条の「創造力豊かな人材の育成」「創造力の十分な発揮」に関する施策が決定的に不足。
- ・ 模倣品・海賊版に係る国民に対する啓発は、中・長期的な視点から、小・中学

校における教育において取り組むべき。

- ・ 国民の知財意識は数年前以上に低下していると感じる。ヨーロッパなどのように子供のうちから知的財産意識を育てることが大切。マスコミの意識も低い。
- ・ 知財基本法の目的や理念を国民に周知するために、「知的財産週間」を制定するべき。

(参考)

知的財産基本法の施行状況に対する意見募集

知的財産基本法では附則第 2 条において、法律の施行後 3 年以内に法律の施行状況の検討を行うこととされており、2005 年 12 月 9 日に開催された知的財産戦略本部会合では、その検討の基本方針が別紙のとおり決定されました。

そこで、法律の施行状況の検討に当たって、国民の皆様から幅広くご意見を募集しますので、下記の要領にてご提出いただきますようお願い申し上げます。皆様から寄せられたご意見は、専門調査会等における検討の参考にさせていただきます。

記

1 . 募集期間

2005 年 12 月 16 日 (金) ~ 2006 年 1 月 6 日 (金) 午後 5 時まで

2 . 意見募集対象

知的財産基本法の施行状況に関して、

- (1) 知的財産に係る各種の施策が、知的財産基本法の趣旨及び規定どおり、実施されてきたか。特に、知的財産推進計画に基づく施策は、計画どおり実施されてきたか。
- (2) 実施した施策は、知的財産立国に資するものとなっているか。
- (3) 施策の実施状況を踏まえ、今後どのような課題があるか、また、今後どのような措置を講じるべきか。

(参考資料)

(1) 知的財産基本法

(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/hourei/kihon.html>)

(2) これまでに策定された知的財産推進計画

・ 知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画 (2003 年 7 月)

(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/030708f.html>)

・ 知的財産推進計画 2004 (2004 年 5 月)

(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/040527f.html>)

・ 知的財産推進計画 2005 (2005 年 6 月)

(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/050610.html>)

3. ご意見提出先

ご意見は、書面により、下記まで提出願います。

内閣官房知的財産戦略推進事務局

(電子メール)

こちら (意見提出様式) に必要事項を記入の上、送信してください。

(郵送)

〒100-6011 東京都千代田区霞が関 3-2-5 霞が関ビル 11F

内閣官房知的財産戦略推進事務局

(ファックス)

03-3502-0087

(問い合わせ先電話)

03-3539-1839 牧、矢澤、伊達

4. 注意事項

(1) 文字化けを防ぐため、半角カタカナ、丸数字、特殊文字は使わないようにお願いします。

(2) ご意見の取扱いについては、以下の点をあらかじめご了承ください。

ア) ご意見は、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き、公開する可能性があります。なお、取りまとめの関係上、ご意見は概要または集約した形で公開させていただくことがあります。

イ) ご意見に対する個別の回答は致しかねます。

ウ) 電話でのご意見の表明等には応じかねます。

知的財産基本法に基づく施行状況の検討の基本方針について

2005年12月9日

知的財産戦略本部

知的財産基本法（平成14年法律第122号）附則第2条において、「政府は、この法律の施行後三年以内に（注：2006年2月28日までに）この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされており、同検討については、下記の基本方針により実施することとする。

記

1. 検討の進め方

知的財産基本法施行後3年間の活動について、専門調査会において調査・審議を行う。

知的財産戦略本部は、2006年2月開催予定の第13回会合において、専門調査会より調査・審議の結果の報告を受け、今後の方針を決定する。

2. 分担

1.の検討に当たり、知的財産戦略本部に設置されている2つの専門調査会の分担は以下のとおり。

- | | |
|----------------------|---------------|
| (1) 全体総括及び知的創造サイクル分野 | 知的創造サイクル専門調査会 |
| (2) コンテンツ分野 | コンテンツ専門調査会 |

3. 検討の視点

- (1) 知的財産基本法の趣旨及び規定どおり、実施されてきたか。特に、知的財産推進計画に基づく施策は、計画どおり実施されてきたか。
- (2) 実施した施策は、知的財産立国に資するものとなっているか。
- (3) 施策の実施状況を踏まえ、今後どのような課題があるか、また、今後どのような措置を講じるべきか。

以上

**「知的財産基本法の施行状況に対する意見募集」に寄せられた意見(団体)
(知的創造サイクル専門調査会関連分)**

コンテンツ専門調査会関連分の記載には、色付けをしています。

No.	団体名	意見
1	バイオインダストリー協会	知的財産基本法の施行状況に関する意見 日本製薬工業協会と(財)バイオインダストリー協会より選抜されたメンバーにより構成される知的財産合同検討委員会は、今回の「知的財産基本法の施行状況に関する意見募集」に対して、以下のとおり具申致しますので、よろしくお取り計らい方お願い申し上げます。 知的財産基本法に基づき、知的財産戦略本部が発足し、「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」が策定されました。「推進計画」では、責任省庁を明確化し、毎年、推進計画の進捗状況検討と見直しを実施することにより、「知的財産立国」の実現に資する着実な成果があげてこられたと考えます。 しかしながら、知的財産基本法の施行後3年が経過した現在、さらに大胆な施策が必要と考えます。これにより、「知的財産立国」の実現に向けたシナリオを加速されることを期待します。特に、「知的創造サイクル」を早く大きく回すために、今後は、「保護」から「活用」に軸足を移した大胆な施策が必要な時期に来ていると考えます。 記 1. 産業分野別の知的財産戦略の必要性 「創造」、「保護」、「活用」から構成される「知的創造サイクル」において、「創造」され、「保護」された知的財産が効率的に「活用」されてこそ、イノベーションにつながる。科学技術基本政策では、重点推進分野ごとに推進戦略が策定されており、知的財産戦略においても、産業分野別の政策が必要となっている。近年技術的進展の著しいライフサイエンス分野(バイオテクノロジーや製薬)では、他の技術分野に比べて、以下の特徴を有する。 ・研究開発に必要な費用が大きい ・研究開発から製品化までの時間が長い

	・基礎研究と応用研究との差が小さい ・遺伝子やリサーチツール等の研究の上流に位置し、代替性の低い特許が多い ・1件の特許が商品に与える影響が大きい ・基礎的研究成果が商品(医薬等)につながる成功確率が低い ・ヒット商品による利益は莫大である こうした技術分野では、ハイリスク・ハイリターンであるため、大学等の研究に対する依存度が高く、知的財産の活用戦略も、他分野と大きく異なる。また、バイオテクノロジーは、我が国産業の重点技術分野の1つとなっており、研究開発から産業の国際競争力にまで高めるイノベーション政策として、知的財産戦略を推進していく必要がある。したがって、技術分野の特徴を踏まえた産業分野別の知的財産戦略を策定すべきであるとする。 一例をあげると、汎用性が高く代替性の低い上流基本技術(特に、ライフサイエンス分野のリサーチツール特許)の流通促進に関して、産業構造審議会・知的財産政策部会・特許制度小委員会・特許戦略問題ワーキンググループ、総合科学技術会議・知的財産戦略専門調査会、知的財産研究所等で検討が進められているが、明確な結論(解決策)を得るに至っていない。本課題は、海外でも問題視されており、法改正の動き、ガイドラインでの対応等の解決策が模索されている。リサーチツール特許の円滑活用は、科学技術の発展、ひいては産業育成の問題でもあり、産業分野別の知的財産政策が不可欠である。 2. 医療関連行為の特許保護のあり方 医療関連行為の特許保護のあり方に関しては、知的財産戦略本部設置の専門調査会で議論されたが、「医師の行為への影響回避のため、医療行為そのものを特許対象とすることは時期尚早」として検討項目からはずされ、最終的に、「医薬の使用方法について、物の特許による保護の拡大の可能性を追求し、審査基準等で明確化する」こととなり、審査基準が改訂された。その結果、この「医薬発明」に関する審査基準の改訂により、従来は保護されなかった「複数の医薬の組合せ・投与方法」等が保護対象となったことは評価に値する。しかしながら、方法(技術)を物により特許とすることは、更にゆがみを生じ、何が発明の保護対象となるか、益々不明瞭となっており、技術開発のインセンティブをそぐことにもつながることが懸念される。また、これからの国民福祉を考えた場合、間違いなく必須となる先端医療技術(遺伝子治療や再生医療等)の保護のあり方は将来の検討課題として残
--	---

		されたままである。 こうした状況の下、総合科学技術会議・知的財産専門調査会からも提言され、「遺伝子治療・再生医療の特許制度を整備する」として、「推進計画2005」に課題として取り上げられたものの、一向に進展が見られないように思える。今後、議論を加速させ、早い時期に結論が得られることを切望する。この際、「専門調査会」に与えられた課題は、「先端医療を含む医療行為の特許保護のあり方」であったことに留意すべきである。 3. おわりに 知的財産戦略本部は、「知的財産立国」実現に向けた取組方針の策定にあたり、3つの視点をあげている。すなわち、 ・従来の枠にとらわれない、知的財産に関する特例を作る ・国際競争力のある制度で世界をリードする ・時機を逸することなく、迅速に改革を行う である。上記した意見についても、こうした視点に鑑み、積極果敢に取り組んでいただきたい。 以上
2	知的財産国家戦略フォーラム	民間研究団体、知的財産国家戦略フォーラムは標記につき、下記のとおり意見を表明する。 記 <総論1> 2002年から始まった知財改革を高く評価する。 2002年2月の小泉首相の施政方針演説から始まった「知財立国」への取り組みを、高く評価する。知的財産高等裁判所を創設したほか、多くの大学が知財本部を設置し、また模倣品・海賊版対策を強化した。特許審査官の大幅増員を実現、コンテンツ振興策の推進を図り、合計21本の知財関連法案を成立させた。 これは知的財産基本法が制定された結果であり、各年度に設定された知的財産推進計画の実行への各府省と関係者の努力の成果である。 <総論2> 日本の構造改革を牽引するため、知財改革の領域をさらに拡大し、スピードを上げるべきである。

	しかし未だ、日本では発明者やクリエイターが十分評価されているとは言えない。 小型ファンモーターを開発したベンチャー企業のシコー技研空冷ファンを世界で最初に採用したのはアメリカのインテルであった。広島県熊野の白鳳堂の化粧筆を認めたのはカナダのM・A・C(メイクアップアートコスメティック社)だった。日本の大企業は海外企業が認めなければ、日本の中小企業の技術を採用しない傾向が強い。 コンテンツビジネスについても、iPod-iTunesの音楽配信サービスが世界で19番目と遅かった。日本の著作権ビジネスは世界トップクラスであるとはいえない。これは、知的財産推進計画のさらなる実施が必要であることを意味する。 また、料理やファッションは知的財産の範疇ではないという一部の遅れた狭い認識が、知財改革に足かせとなったことも指摘しなければならない。政府は、幅広い視点で知財政策を俯瞰し、改革のスピードを早めるべきである。米国の特許法改正、中国や韓国の国家的な知財政策をみると、各国は知財改革が国の構造改革を牽引している。世界の知財政策は、毎年、大きく変化している。政府も、知識社会への以降にあった社会経済構造に改革するため、知財改革の領域を従来の範囲より拡大することが必要である。 < 総論3 > 官と民の役割分担の検討が必要である。民間が参入している分野まで官が施策を実施することは、税金の無駄遣いである。 官民の役割分担の整理が喫緊の課題となっている。小さな政府を実現するには、郵便局と同様、官は民間が担うことができる役割を行うべきではない。 情報検索サービスや人材育成などに民間企業や大学が次々に参入している。これらの産業や教育現場を活性化するという視座に立って、官の役割を担うサービスに限定するべきである。さらに税金で作成されたデータなどの成果物は、国民が無料又は安価に利用できるようにするべきである。 < 各論1 > 知的財産に係る各種の施策が、知的財産基本法の趣旨及び規定どおり、実施されてきたか。特に、知的財産推進計画に基づく施策は、計画どおり実施されてきたか。 計画された全ての施策は、知的財産基本法の趣旨及び規定どおりと考えられるが、実施については不十分なものや大幅に遅延しているものがある。
--	---

	特に、「世界特許システムの構築」「模倣品・海賊版対策の強化」「知的財産の戦略的な活用」「国際標準化活動への支援」などについては、施策、取り組みを強化して、早期に実施・実現をしてもらいたい。 また、下記の施策はさらに改善する必要がある。 「特許審査を迅速化」、「出願・審査請求構造改革」は、極めて遅れている。経済産業大臣を本部長とする「特許審査迅速化・効率化推進本部」による抜本的な改善策が必要である。 「出願人のニーズに応じた柔軟な特許審査」は、巡回審査などを指すものと考えられる。巡回審査は、巡回審判と異なり、最初に訪問地を特許庁が設定するものであるから、必ずしも出願人のニーズに答えたものとは言えないのではないか。出願人と審査官の負担と税金の無駄遣いではないか。 「ニーズに応じた審査時期を担保する」については、遅れた審査を助長している審査請求制度は廃止するべきある。 「医療関連行為の特許保護の在り方」は、医療方法を一部認めただけであり、不十分である。日本の医療は、外国よりも遅れているとの指摘が強い。遺伝子治療、再生医療など、技術の進展を促進する知財制度とし、先端医療が活性化することが必要である。 「中小・ベンチャー企業の知財保護対策」は、依然として不十分なままに放置されている。現行の日本の知財は、企業の資本力に依存したものになっており、資本力の小さなベンチャー企業などから優れた発明特許が生まれても、大企業の不当な妨害にあって日の目を見ないケースがある。具体的な保護対策が必要である。 (2) 実施した施策は、知的財産立国に資するものとなっているか。 全ての施策は、知的財産立国に資するものと考えられる。ただし、実施の確認が困難な施策も多いので、各計画の各施策について国民が一覧で確認できるように作成し、担当府省が進捗状況を書き込んだ実施状況を公開してもらいたい。国民に対して、時々刻々と施策が遂行される状況を報告するのは政府の責務である。 ・ 知的財産の創造 1. 大学における知財に関する評価基準について多様性を認める 特許出願件数だけを評価基準としてランキングするのではなく、外国出願割合や特許取得割合、取得権利の実施状況なども勘案して、大学の知財戦略を評価するべきである。
--	---

	特に、ライセンス額やライセンス件数だけではなく、標準技術への採用や科学技術の広報機能などの広い評価基準を認めるべきである。 2. 知財本部とTLOへの支援を一本化する 知財本部とTLOに国が別々に支援策を打ち出していることは問題である。各大学の産学連携施策に対して、文部科学省と経済産業省が一本化した支援策を打ち出すべきである。 3. 職業選択の自由と営業秘密の保護のバランスを取った制度を作る人材流動を活発かつ円滑にするため、転職時における営業秘密に関する取り決めを研究することが必要である。営業秘密などの技術事項の重要性が認識され始めた結果、大学と企業間や企業と企業間で、転職がしにくくなったという声がある。優秀な人材を引き止めるために、営業秘密の存在を盾に転職を阻むケースも出ている。職業選択の自由を守るために、就職時や転職時における営業秘密契約に関するマニュアルなどの整備が必要である。 4. 権利帰属問題の議論を更に深化させる 国立大学法人の特許は大学帰属と決まったが、国の研究費で作成された論文は法人著作とはならない。研究者のインセンティブを考えながら、今後も継続して知的財産権の権利帰属の問題を議論するべきである。 . 知的財産の保護 5. 未処理滞貨を一掃する 特許庁の滞貨対策はいろいろな施策が実施されてきたが、審査官の多大な努力に反して成果が上がらなかった。この理由として、工業所有権協力センター(IPCC)や調査官の活用方法の問題も大きいと考えられる。審査業務以外の不要な業務を排除し、効率の良い業務体制を構築するべきである。 6. IPCC(工業所有権協力センター)、調査官の活用方法を外部の視点で検討する 工業所有権協力センターのサーチャーを含めると特許審査に関する人員はこの数年で2倍となっている。また、審査長などの管理職が着任している調査官も含めると審査・審判担当者の数は激増している。しかしながら、審査件数は伸びていない。内部の目では問題の所在が明確にならない以上、特許庁外の有識者に審査の実態を検討させるべきである。
--	--

		7. 巡回審査、関連連携審査など、優先順位の低い業務を停止する 民間企業から評判の不高くない巡回審査などを停止すべきである。その際、実施庁基準の見直しも行うべきである。また、関連連携審査も中小企業を対象に行うはずが、大企業も対象に実施されている。税金の無駄遣いではないか。余計な事務処理を発生させない審査方針が必要である。 8. 特許審査請求制度を廃止する 審査請求制度は、潜在的な滞貨を生み出す制度であるから、出願・審査請求構造改革を遅れさせる原因である。審査請求制度を廃止すると審査待ち期間がさらに延びるという懸念もあるが、早い審査を望むものは早期審査を行えば同じことである。権利取得しないものは出願公開させないことが重要である。技術流出の防止にも寄与するものだ。 9. 医療方法特許を認める 審査基準の改正により部分的に認めた医療方法特許を、国民の健康・福祉の向上の観点から再度検討する。 10. 次世代の知財法の検討を開始する 米国が特許法改正の議論を行っており、本年中に改正される予定である。日本政府も、審査請求制度の廃止や無効審判制度の廃止・異議申立制度の再構築など、国際競争力のある知財制度に進化させる必要がある。ユーザー主体に立った次世代の知財制度の検討を開始するべきである。 11. 府省間の連携政策が必要である 中小企業庁は、来年度の新規政策として、中小企業や商工会を対象に、特許庁関係者や弁護士・弁理士を派遣するという。特許庁では、9つの経済産業局ごとに独自の知財推進計画を策定し、地域の中小企業への知財普及を行うと言う。こうした施策は他府省と重複するものを排除し、効果的な連携策を検討するべきである。 . 知的財産の活用 12. 知財を企業、大学、地方公共団体の経営の柱に据える 企業のみならず、大学や地方公共団体においても、知財を経営はもとより、広報や社会貢献の戦略の柱とする。
--	--	---

		13. IRの一環として、大企業は中小企業やベンチャー企業との知財契約の件数などを率先して公開することを奨励する日本の大企業と中小企業の公正な契約を推進するため、大企業は中小企業との契約件数などをIRの一環として公開する。環境に優しい企業、女性を活用する社会に優しい企業と同様、中小企業にも優しい企業はこれからの社会において高く評価されるものとなるだろう。日本の誇る中小企業の活性化にもつながる。 14. 発明者やクリエイターと対等に契約する知財重視宣言企業を応援する契約において弱い立場である発明者やクリエイターと対等に契約することを確約し、実行する企業は、多くの国民に告知されるようにする。具体的には、企業名の公的機関誌などでの公表や知財重視企業に対する税制優遇措置、金利補填などである。 15. 知財を侵害した場合の刑事罰を強化する 知的財産権の保護強化のために、懲役刑と罰金刑を併せて科すことができるように改める。罰金の上限は侵害を抑止するのに十分なレベルとすべきである。 16. 知財を育成する税制に変える 知的財産を取得すると減税されるなど、知財取得にインセンティブを持たせる税制を導入する。 17. 中小企業に対して、デザインやブランドのアドバイザー費用を支援する 中小企業の資金では手が回りにくい、デザインやブランドに対する費用を政府が支援して、ものづくりのレベルまで引き上げる。 18. 無効審判制度は裁判所に移管し、異議申立制度を復活する 国際調和の観点からも、無効審判制度を裁判所に移管し、EPOに存在し、米国が検討しているように、異議申立制度を設置する。 19. 裁判期間の上限を一年とする 知財事件は経済事件であるから、裁判期間の上限を設定し、関係者が協力する体制とする。裁判期間は以前よりは迅速になっているが、まだビジネスを阻害する期間になっていることが多い。特に、当事者の一方が中小企業や個人である場合、裁判時間の短縮が必要である。
--	--	---

	20. 裁判所は開廷日をステークホルダーに知らせる 現在、最高裁では判決を公開しているが、裁判の傍聴に資するように判決言い渡し日を知らせることが必要である。また、個人投資家が増えている現状を踏まえると、裁判の開廷日を広く公表することも必要である。 21. 日米租税条約における書類提出を見直されたい 現在、日米租税条約の適用を受けようとすると、金銭の授受の前に、全書類を事前に税務署に提出する必要がある。後日でも、補完できるように法律を改定するべきだ。 22. 知財入札制度の構築 国などが有している知的財産権を広く周知し、希望する者に利用してもらうために、インターネット上で知的財産権に関する入札制度を設置するなど国有財産の活用を図る。 ・コンテンツをいかした文化創造国家への取組 23. 文化を視野に入れた政策 知的財産による保護と文化の振興の調和を目指した政策を行う。例えば、国宝については所属を問わず、無料で商標登録を行うことによって国宝のイメージを守り、国宝の粗悪模造品の製作阻止の手段などに利用する。 24. 地域ブランドの保護を国際的に強化する 中国広州市の企業が「青森」を商標登録した事件で問題となったように、外国における地名に関する商標登録はこれから問題が多発するものと考えられる。地域ブランド商標と原産地表示の仕切りが必要ではないか。中国、韓国はもとより、多くの国とお互いに両国の地名が有効に保護される条約などの締結が必要である。 ・人材の育成と国民意識の向上 25. 知財人材の育成を支援する 新しい国家を支える人材が知財人材である。未就職者に対しては、大学や大学院における教育が、既就職者に対しては夜間も開講している大学院における教育が重要である。政府は、知財分野に参入しようとする人材に対し
--	--

		て、奨学金制度や教育ローンなどの経済的な支援を強化するべきである。 26. 民間の教育機関にも公平に支援する 公平な教育機会を与えより多くの知財人材を育成するため、政府は育成している知財人材の人数に応じて教育機関に税金を分配する。 27. 企業が知財教育に積極的になる政策を行う 企業における知財人材の活用の奨励、教育訓練給付制度の対象や失業時における教育訓練に指定、知財人材に応じた減免措置など、知財人材に転換する積極的な政策を実施する。 28. 年齢に応じた知財教育の検討と実験的实施 幼稚園や小学生に、創造を楽しみ大切にする教育を行うなど、知財教育のステップを抜本的に研究し、実験的な実施を試みる。 29. 「知的財産週間」を設定する 知的財産基本法の目的や理念を国民に周知するために、「知的財産週間」を制定するべきである。 30. 世界知財憲章を制定する 模倣品条約に続いて、「世界知財憲章」を日本からの発議で制定する努力を開始するべきである。 . その他 31. 知財推進計画の達成状況を報告する 知的財産基本法第二十三条により、知的財産戦略本部は、適時に、目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表することとなっている。取りまとめにはどうしてもタイムラグが生じるものと理解できる。 そこで、知財推進計画では施策を担当する府省が決められているのであるから、各府省がインターネットを通じて積極的に国民に実施報告をアピールするべきである。
3	(社)農林水産先端技術産業振興セン	知的財産基本法の施行状況に対する意見募集に当たって、植物品種の保護に関して以下のとおり、意見を提出いたします。ご高配のほど、よろしくお願い申し上げます。

ター	知的財産基本法の施行状況に対する意見 1. 「農業者の自家増殖」に育成者権を及ぼすようにすべき 民間等が中心になって積極的に育種を行っている、野菜、花き、果樹、きのこの等の作物については、農業者が自家増殖を行うに当たっては育成者権が及ぶようにすべきである。 2. 民間と公的機関の役割分担の明確化 品目によっては、民間育種の最大のコンペティターは、独立行政法人、都道府県等の公的機関とも言われている。公的機関で育成された品種(中間母本を含む)についても、その価値を反映したよりの確なロイヤリティを設定するとともに、作物によって、民間と公的機関との役割分担を明確にし、双方相まって、より効率的、効果的な新品種の開発を図るべきである。 3. 世界的な育成者権相互認証制度の確立 特許における世界特許システム構築に向けた取組と同様、植物新品種の育成者権についても世界的な相互承認制度を確立すべきである。今後、わが国で育成された優良な品種について、積極的に海外で権利取得するためには重要である。 4. 品種保護制度に関する普及啓発活動の充実 品種保護制度についての普及啓発活動を一層充実させるべきである。これまでのような種苗関係者だけを対象とするのではなく、生産者、流通関係者、市場関係者に加えて、輸出入業者等にも品種保護制度の趣旨を徹底する必要がある。 5. 欧米並みに審査期間を2年以内に短縮 審査期間を欧米並みに2年以内に短縮する必要がある。また、品種の寿命が短くなる傾向にあるので、出願公表もより迅速に行い、出願受理から3ヶ月以内に行うべきである。 6. 育成者権侵害情報の収集・提供のための体制整備と侵害立証の支援体制の強化 個々の植物品種育成者による権利侵害の調査や侵害の立証には限界がある。関係機関による侵害情報収集や情報提供のための体制整備、侵害
----	--

	立証のための支援体制の強化が必要である。 7. DNA品種識別技術開発の推進 権利侵害の迅速な立証に有効なDNA品種識別技術について、適用できる作物を早急に拡大するため、農林水産省等の関係機関、都道府県の試験研究機関、団体、民間企業等の技術開発を支援し、強力に推進すべきである。 また、植物毎に、DNA品種識別技術の標準化を推進すべきである。 8. 出願及び登録に関する情報の迅速・的確な公表 品種登録出願及び品種登録に関する情報について、ホームページ等により迅速にかつ的確に公表すべきである。出願公表についても特性概要などの公表が必要である。 9. 登録品種の種苗の海外への不法持ち出しの防止 登録品種の種苗の海外への不法持ち出しを防止するための対策を早急に検討すべきである。 10. UPOV加盟各国との密接な協力関係の構築 UPOV加盟各国とより密接な協力関係を構築し、適切な権利保護の促進及び権利侵害の防止に務めるべきである。 11. アジアでの UPOV 加盟国の増加促進と中国及び韓国での保護対象植物の早期拡大の要請 種苗流通でわが国と関係が深いアジア地域において、品種保護制度を整備し UPOV 加盟国が増加するよう、わが国としても積極的に支援する必要がある。 また、特に、中国及び韓国で保護対象植物を早期に拡大するよう、わが国として積極的に要請していく必要がある。 12. 海外各国の品種保護制度に関する情報の収集とその公開 種苗流通の国際化が急速に進んでいるので、海外各国の品種保護制度に関する情報を積極的に収集し、広くわが国の関係者へその情報を公開する必要がある。また、海外での育成者権取得への積極的な支援を行うべきである。
--	---

		13. 植物新品種の審査官の人材育成と活用 植物新品種の審査を行う農林水産省の審査官について、高度の専門知識を持つ専門家として人材育成を図り、育成者権の保護促進や侵害対策に積極的に活用する仕組みについても検討を進めるべきである。 14. 民間による育成者権の保護活用に関わる活動への支援 わが国の植物品種保護制度における「登録品種」や「品種登録出願中の品種」について、育成者権の侵害防止や品種保護制度の普及を目的に、民間の種苗関係団体等が協力して「登録表示マーク」を定めて、その種苗や収穫物等に添付する活動を進めようとしている。こういった民間による育成者権の保護活用に関わる活動について、国としても積極的な支援を行うべきである。 15. 育成者権の保護促進に係わる関係機関及び関係団体への支援 育成者権の保護促進に係わる関係機関、関係団体へ、より積極的な支援を行うべきである。
4	日本弁護士連合会	当連合会は、2002年11月に公布された知的財産基本法（以下「本基本法」という。）の運用状況について、当連合会の取組状況を報告するとともに、法律実務家の立場から下記のとおり意見を述べる。 第1 当連合会の取組み 当連合会では、以下のとおり、本基本法に定める各条文の理念を実現するため、特に、人材育成と、具体的なユーザーのニーズに応えるための体制整備に尽力してきた。 1 知的財産に強い弁護士の育成について 本基本法でも、知財に関する専門知識を有する人材の確保の必要性が訴えられている（本基本法第22条）。 当連合会は、弁護士が、単に訴訟を担当するのみならず、国民の知財全般に関しても、広く知財の創造・保護・活用等の法整備や権利の実現に関与していくべき責務を有しており、真の知財立国を築くためには、全国に知財の専門知識を有する弁護士が存在し、関係各所と連携することが不可欠であるとの理解の元で、知財専門弁護士の育成に注力している。 具体的には、2003年以降3年にわたり、東京及び大阪で知的財産法研修会を開催し、下記のとおり多数の意欲ある弁護士が履修した。なお、詳細な講義内容は別紙を参照されたい。（別紙は省略）

		第1回知的財産法研修会(2003年夏季) (a) 東京会場受講者数合計 751名 受講証明書交付 646名 (b) 大阪会場受講者数合計 428名 受講証明書交付 349名 (c) 東京・大阪合計受講者数 1179名 受講証明書交付 995名 第2回知的財産法研修会(2004年春季) (a) 東京会場受講者数合計 988名 受講証明書交付 707名 (b) 大阪会場受講者数合計 504名 受講証明書交付 325名 (c) 東京・大阪合計受講者数 1492名 受講証明書交付 1032名 第3回知的財産法研修会(2004年夏季) (a) 東京会場受講者数合計 506名 受講証明書交付 367名 (b) 大阪会場受講者数合計 299名 受講証明書交付 167名 (c) 東京・大阪合計受講者数 805名 受講証明書交付 534名 第1回から第3回までの知的財産法研修会を通じての受講者数等 3回を通じてのべ受講者数 3476名 全24講座を受講した受講者数 208名 受講証明書交付対象者とは、予定された8講義を全て受講し、かつ全ての講義において出席票を提出した受講者のこと。 3回の知的財産法研修会を終了した後も、弁護士を対象とする知的財産研修を継続しており、2005年11月に全国にライブ中継をし、特別研修会を行った。その際の受講者数は854名であり、うち694名が各地でのライブ中継による研修を受講した。 他に、法改正が行われた場合には適宜研修会を開催するなど、弁護士が知財に関する知識を共有するために様々な機会を提供している。
--	--	--

		次に、当連合会は、日弁連法務研究財団と連携し、同財団主催の知的財産専門研修会を、東京、大阪で実施した。 大阪では、立命館大学大学院法務研究科(法科大学院)との共催で、2005年2月から4月まで合計15コマの特別専門研修を実施し、約30名が受講した。 また東京でも、2005年5月から9月まで合計15コマの特別専門研修を2クラスに分けて実施し、約60名が受講した。 来年度以降も同様の研修を継続する予定である。 なお、当研修会は、の研修に比して更に専門的な知的財産法研修会である。 東京三会、大阪、名古屋、横浜等の各弁護士会では、知的財産に関する委員会や研究会を設置し、活発に研修活動を行っている。 さらに、大学、大学院及び法科大学院と連携をとり、継続的に、弁護士が当該各大学の講義の受講ができ、かつ、それを弁護士会の研修として認定する制度を構築するための取り組みを行っている。その他の大学・大学院に対しても引き続き協議の上、同様な制度を順次構築し、弁護士が専門知識を習得する機会を広く保障していく所存である。 今後、新たに生じてくるであろう各種要望に対しては、それぞれ対応した知的財産法研修会を速やかに実施する。 以上のように、当連合会は、知財に関する研修会を実施して専門弁護士の育成に努めている。 2 知的財産権に精通した弁護士に対するユーザーのニーズへの対応について 当連合会所属会員は、各地の経済団体や大学の講演会で講師を務めている。 また、多くの当連合会所属会員が各地の大学、法科大学院(又は大学院)で知財に関する実務家教員として講座を受け持つなど、外部団体との連携も強化しているところである。 更に、当連合会は、産学連携における、大学、TLO、地方公共団体等の要望に応えるため、2年連続して産学官連携推進会議の場で無料法律相談を開催した。 今般法律が成立した「日本司法支援センター」との連携等を含めて、各
--	--	--

		地方における法律相談の実施その他の仕組み作りを進める予定である。 しかしながら、各地・各方面の弁護士に対する要望は多様であり、上記対応によっても、残念ながら十分に要望を満たしているとは言い難い。このため、当連合会としては、後記弁護士知財ネットと連携して、知財に強い弁護士に関する情報提供をするなど、今後とも多様なユーザーのニーズに応えていく所存である。 3 弁護士知財ネットの設立 上記のような、当連合会の知財専門弁護士の育成・活用についての活動を通して、2005年4月に「弁護士知財ネット」が設立された。 同ネットには、全国の約1200名の弁護士が参加しており、知財専門弁護士の養成や関係各所との連携に大きな役割を果たしている。 当連合会からも、同ネットが各地で開催している研修会に講師を派遣するなど同ネットの活動に積極的に協力しているところである。第2 基本法各条項の実施状況について 以下に、各条文が定める施策についての実施状況等について当連合会の意見及び要望を述べる。 1 地方公共団体の責務(第6条) 本条は、地方公共団体に対して、知財の創造、保護及び活用に関し、その区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、実施する責務を定める。 この趣旨を実現するために、昨今地域における知財戦略の策定の取り組みが活発化していることも看過することはできない。例えば、独自の知財戦略を策定した都道府県は、北海道、秋田県、東京都、愛知県、大阪府、島根県、福岡県等があり、さらに、現在策定中もしくは、今後策定予定の府県は15地域に上るようである。 また、各地域にある大学と地域の企業等との産学連携の動きが非常に活発化していることも、地域における取り組みを考える上で極めて重要であると考える。 これらの試みを効果的なものとするためにも、当該地域の知財に精通した弁護士が、当該地域の大学や研究所、又はベンチャーをはじめとする企業及び地方公共団体等と連携をして、日常的に知財の創造・活用及び保護等の施策を講じることが不可欠である。 そのために、弁護士知財ネット等が中心となって各地の知財に精通した弁護士の養成を行っており、当連合会としてもこの活動に協力していく所存である。また、今後、地方公共団体等には、同ネットと各関係団体が緊
--	--	---

		密に連携が取れるよう、各関係機関の情報を提供する等の施策を講じることを希望する。 2 競争促進への配慮(第10条) 本条は、知財の保護及び活用に関する施策を推進するに当たっては、公正かつ自由な競争の促進が図られる必要があると定める。 そもそも、知財立国スローガンのもとでの知財強化の目的は、産業の振興であり、独占禁止法のそれと基本的には異ならない。アメリカにおけるプロ・パテントは、常に独占禁止政策とのバランスの上に成り立ってきたことを看過してはならないであろう。 したがって、知財改革においては、権利の強化、あるいは新しい制度・法律・組織を作ることのみ注力するのではなく、それが真の意味での、国民全体のための公正な産業・文化の発展に資するのであるか否かの議論を十分に尽くすべきである。 しかしながら、例えば2004年に成立した改正著作権法が定める、日本版CD等の還流防止策(著作権法第113条第5項)等、一部の業界の意見に引きずられて、明らかに消費者の利益が害されるおそれのある改正も行われている。 同条項について、還流実態や国民への影響力について調査検討し、その条項の改廃等を再度検討すべきことはもちろんであるが、これ以外にも、知財を過度に保護するあまり、公正な経済活動が阻害されるようなことがないよう、本条を尊重した法整備や運用が行われるべきである。 3 研究成果の移転の促進等(第13条) 大学等における知財の創造の推進、国の支援は極めて重要である。 特に、国立大学が独立行政法人化した今、大学の研究成果移転活動に対する弁護士果たすべき役割の大きさは飛躍的に拡大したと考える。 当連合会としても、大学等に対するバックアップ体制の確立に全力を傾ける所存であるが、関係諸機関においては、今後、さらに当連合会あるいは弁護士知財ネットとの連携を強め、法的支援を強化することを求める。 4 権利の付与の迅速化等(第14条) 本条が定めるとおり、事業者が、知財を経営戦略として用いるためには、権利の付与が迅速に行われることが不可欠である。 しかしながら、そのために不十分な審査が行われるならば、権利の安定性を損ない、結果として知財が経営資産となりえなくなる危険がある。 昨今、特許権侵害訴訟等において、特許権等が無効と判断される事例
--	--	--

	が急増しており、権利付与手続の正確性に対して重大な疑義が呈されている。 今後は、権利付与の迅速性と正確性を両立するように人材の配置等について、なお改善すべきと考える。 5 訴訟手続の充実及び迅速化等(第15条) 裁判所の体制の更なる強化を求める 本条は、知財の保護に関して司法の果たすべき役割がより重要と指摘し、訴訟手続の一層の充実及び迅速化と裁判所の専門的な処理体制の整備等に必要な施策を講じることを定める。 2005年4月に設立された知的財産高等裁判所も、本条の理念に基づくものとする。確かに、裁判所における専門処理体制が急速に整備され、調査官の権限拡大と増員、専門委員制度の導入などにより、専門的な事項についての審理が格段に充実してきた。 他方、訴訟の迅速化等を急ぐあまり、適正さが軽視されることが危惧されている。十分な主張立証の機会を与えられず、不十分な審理が行われている事件も散見されるのである。 したがって、今後は、適正さと迅速性が両立されるように、裁判所の専門処理体制を一層充実させることが必要である。 管轄の集中について 2003年改正民事訴訟法において、特許権等に関する訴訟の管轄の集中化が図られ、第一審の管轄裁判所が東京と大阪に限定され、更に控訴審については、知的財産高等裁判所(2004年4月までは東京高等裁判所)のみが管轄を有することになった。 このため、東京・大阪以外の地域の知財の保護が不十分となったことは否定し得ない。裁判所の専門性を維持しつつ、地方における知財保護の充実を図るために更なる検討が必要である。 日本知的財産仲裁センターの利用促進について 本条は、更に裁判外における紛争処理制度の拡充を図ることも求めている。 『日本知的財産仲裁センター』は、当連合会が、1998年から、日本弁理士会と共同運営している日本で唯一の知財専門の裁判外紛争処理機構である。 同仲裁センターは、経験が豊富な弁護士、弁理士や学識経験者が仲裁人候補者名簿に名を連ねており、専門知識に基づく紛争処理を非公開で行っている。
--	--

		独立行政法人となり訴訟当事者になるリスクを負った大学や、訴訟手続を行うことを躊躇している中小企業などのために紛争解決の機会を提供したいと考えている。 今後、関係団体との連携などを通して同仲裁センターの利用が促進されることを希望する。 6 国内における権利侵害及び権利侵害品の輸入に対する措置(第16条第1項) 権利侵害品の輸入差止手続について 専門的機関の制度改善について 現在、財務省において関税定率法の改正案が議論されているが、同改正案は、現行の輸入差止申立手続及び輸入差止認定手続の枠組みを変更することなく、税関長の下に有識者会議を設け、必要があれば意見を求めるとすることにより、手続きの透明性・公平性を図る方針のようである。 しかしながら、同改正案では、輸入業者に対して、輸入差止申立手続が受理されて開始されたことを告知し、意見を述べる機会が法的に保障されておらず、当事者の手続保障が未だに不十分と言わなければならない。更に、有識者会議が税関長の下に設置されることについても問題が多い。 当連合会は、再三、この点について指摘してきたが、改めて下記のとおり、第三者機関としての専門機関の設立を求める。 (1) 輸入差止申立受理手続及び輸入差止認定手続において当事者双方に意見を述べる機会を与える、すくなくとも、申立人提出の疎明資料等の評価につき常設の法定の専門的機関の意見を求めることとする。 (2) 上記機関は、税関長の所管を離れた第三者機関とし、知財に専門的知識を有する法律実務家、学者などによって構成する。 輸出・通過貨物の水際取締りについて 現在財務省において、特許法、意匠法、商標法、著作権法等(以下総称して「知的財産関連法」という。)の解釈により関税関係法令を改正することの可否、及び、「輸出」行為が他の法令で規制されていない物品についても関税関係法令で独自に取り締まることの可否が検討されている。 しかしながら、関税関係法令の規定のみによって「輸出」行為を水際で取り締まることは不可能であり、知財関連法の改正を先行すべきである。知財関連法の改正議論を通して、輸出による権利侵害の実態や国内市場に対する影響、外国法による権利侵害の調査方法等
--	--	---

		を検討し、本規定の要否について十分な議論が行われるべきである。 また、外国為替及び外国貿易法に基づく経済産業大臣の輸出許可 手続との整合性を図る必要があることももちろんである。 知的財産権侵害に係る刑罰を見直す 過去数年で知的財産法の刑事罰規定はかなり重罰化されてきている が、その効果の検証は十分に行われているとは言えない。 悪質な事案の撲滅の必要性は当然ではあるが、実際の知財関連事件 には侵害の成否が微妙な事案も多い。刑事罰は国民の人権の制限に 直接に関わる事柄なので、その改正問題については、かかる立法事 実が存在するのか調査分析した上で慎重に検討されるべきである。 捜査体制及び刑事司法の強化 適正な刑事処罰が行われるためには、警察官、検察官及び刑事裁判 官に対する知財関連法の研修などが不可欠である。しかしながら、現 在はこの点が十分に行われているとは言い難い。 権利者が侵害品を発見し、警察に告訴しても、担当官の理解が不十分 であるために告訴が受理されないか、あるいは仮に受理されてもその 後の捜査が著しく滞る事例が多い。 知財の保護を目的とする刑罰規定を適正に運用するためにも、今後、 警察、検察、刑事裁判所の体制整備は不可欠である。 インターネットオークション対策について インターネットオークション上で多発している偽ブランド品等の販売によ る権利侵害は深刻であるが、2004年6月から始まった、大手オークシ ョン事業者が自主的対策として行っている自主的パトロールによる権 利侵害品の削除によって、侵害品の出品は著しく減ったとのことであ り、関係者の努力には敬意を表する。 しかしながら、従前大手オークションサイトに出品されていた権利侵害 品が、中小のオークションサイトに移行するおそれも残されており、現 状は未だに楽観出来ない。 今後は、大手事業者の自主取組の一層の強化を求めるとともに、イン ターネットオークションサイト上の権利侵害品の取引の実状を調査 し、上記自主取締りを行っていない事業者に対する対応も併せて検討 されるべきと思慮する。 なお、インターネットオークション対策を検討する上では、知財の保護 のみならず、消費者保護の観点を加味すべきことは言うまでもない。
--	--	--

		7 国外における権利侵害に対する措置(第16条第2項) 海外における権利侵害品対策について 海外で行われる知的財産権侵害を発見した後、相手方を特定し、裁判に必要な証拠類を収集することは、一私企業にとって極めて困難である。 海外で知的財産権の侵害を受けている中小企業に対して、今年度から日本貿易振興機構(JETRO)等が調査費用の一部を助成するなどの支援策を開始したことは、当連合会としても積極的に評価しているところであるが、海外における知財侵害事件は後を絶たず、更なる諸策の実施が求められる。 例えば、知的財産推進計画の求める在外公館の積極的な役割を果たすために必要な知財保護対策費が予算請求されているかも、検証されるべきであろう。 また、知的財産推進計画に従い、2005年3月には全ての在外公館において知的財産担当官の指名が行われたと発表されているものの、複雑多岐にわたる知財侵害事件に対応する実効性の高い体制を整えるためには、知財専門弁護士をはじめとする専門人材の積極的登用等も検討されるべきであろう。 個人輸入について 当連合会が以前にも指摘したとおり、悪質な事案の撲滅は重要な課題であるが、その取締手法の不明確さが残れば一般の個人による私的利用が許されている知的財産法体系との整合性に根本的な齟齬が生じかねず、国民に難きを強いることになりかねない。 個人輸入等の取締りを検討する際には、まず権利侵害品の個人輸入の実態、国内市場に対する影響等を客観的かつ詳細に調査すべきである。 8 新分野における知的財産の保護等(第18条) 医療関係特許等について 医療関係特許等については、生命倫理や患者の治療を受ける権利などに十分配慮しつつ、研究開発が促進されるよう、法制度などの整備が行われることが望ましい。 インターネット時代に対応した著作権法等の整備の必要性 最近のインターネットの普及は凄まじいが、インターネットを介してコンテンツを流通させる際には、現行著作権法等の規定が障害になる場合も多い。これらの規定を解決するために非常な努力を要するため
--	--	--

		に、結果としてコンテンツがインターネット上で流通しないという事例も多く認められる。 更に、最近では、テレビで放映された番組を、インターネットで配信するという試みも始められているが、現行法の規定が現状と乖離しているために、事業化には様々な困難が生じている。 現行法には、これからのインターネット時代に適応し得ない点があり、早急にこれらの問題点を改正することを求める。 9 事業者が知的財産を有効かつ適正に活用することができる環境の整備(第19条) 企業が経営破綻した際の知的財産権ライセンス保護 知的財産権に関するライセンスの安定化を図るためには、ライセンサー企業が経営破綻した時のライセンシーの保護が必要である。 この点について、当連合会は、既に2003年2月21日付「倒産時におけるライセンシー保護に関する意見書」において指摘したところである。 この点、2005年1月に施行された改正破産法が、ライセンサー企業が破産した際のライセンシーの保護を定めており、迅速な法改正が行われたことに敬意を表する。 しかしながら、「知的財産推進計画2005」にも言及されているとおり、破産時以外にライセンサー企業が知財を第三者へ譲渡した場合やライセンシーが特許の通常実施権について未登録の場合等におけるライセンシー保護については未解決であり、この点についての現状調査と、制度整備を行うことを求める。 中小企業における知財の活用について 本条第2項において、中小企業者による新事業の開拓に対する特別の配慮が求められており、これに基づいて、2005年4月に中小企業庁は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する基本方針(案)を発表したが、未だに十分な施策がなされているとは言い得ない。 中小企業が、知財を利用した経営を実施するためには、知財に精通した弁護士との関与が不可欠であるが、同基本方針案では、この視点が不十分である。 すなわち、中小企業の経営改革のために積極的に弁護士を登用すべきであり、また異業種間の連携を強めるためのプロジェクトマネージャーとしても、弁護士の積極的登用は欠かせない。 したがって、中小企業のための弁護士紹介制度、それに伴う費用の負担軽減措置などの制度が構築されるべきである。
--	--	--

		更に、現行の知的財産法制度には、資金・人材ともに限られている中小企業にとって利用し難い点が多く、これが、中小企業が知財を有効に活用し得ない一要因となっていると指摘されているところである。 中小企業が有する知財の活用を促すために、特許出願手続きの簡略化など、中小企業の実情と要請に応じた、知的財産法制度の整備を行うよう検討するべきである。 10 人材の確保等(第22条) 知的財産法に精通した弁護士の育成について 「第1 当連合会の取組み」で紹介したとおり、当連合会としては、知財に精通した弁護士の育成について積極的に取り組んでおり、今後とも当連合会の重要な任務であると考えている。 しかしながら、多様な知財政策を推進するために弁護士が果たすべき役割が重要かつ多岐にわたることに鑑み、当連合会、あるいは弁護士知財ネットによる育成だけでなく、大学、企業等と連携して総合的な知識を身につけた知財弁護士の育成を図るべきであると考えます。 特に、教育機関である大学・大学院・ロースクールに対しては、知財関連講座を更に充実させていくとともに、かような講座の受講を通じて専門知識を習得する機会が広く確保されるように希望する。 また、より高度かつ実践的な知識・経験を身につけられるような専門的な教育制度・機関の構築についても、大学院等の教育機関の協力が欠かせない。 当連合会としては、引き続き、人材育成について各方面と積極的に協力する所存である。 知的財産法に精通した法律実務家の育成について 「5 訴訟手続の充実及び迅速化等」において指摘したとおり、裁判所の知財に関する更なる体制整備は不可欠であり、知財に精通した裁判官等の育成が急務である。 また、「6 捜査体制及び刑事司法の強化」で指摘したとおり、知財保護を徹底するために、適切な刑罰権の発動を行うためには、警察、検察及び刑事裁判官に対して知財の研修を行うことは喫緊の課題と言わなければならない。 知的財産法に精通した法律実務家の要請に向けて、関係各所が協力しながら取り組むことを強く求める。 なお、従前から当連合会が主張しているとおり、付記弁理士に対する単独代理権の付与は、その必要性が認められない。 知財関連訴訟の円滑な実施は、異なる役割を有する弁護士と弁理士
--	--	---

		が、連携・協力することによってこそ実現されるのであるが、付記弁理士への単独代理権の付与はこれに逆行するものであり、到底認められない。
5	日本映像ソフト協会	●意見「知的財産推進計画に基づく施策の実施について」 知的財産推進計画2005における「模倣品・海賊版対策を強化する」1. 海外市場対策を強化する(1) 侵害発生国・地域への対策を強化する 海外市場での模倣品・海賊版対策を強化する)「2005年から、海賊版の摘発活動を容易にするため、コンテンツ海外流通マーク(CJマーク)の普及や調査・摘発活動を支援する。」(警察庁、文部科学省、経済産業省)」について アジア諸国等における海賊版の被害は甚大であり、我が国の権利者及び政府は、この問題に対して真剣に取り組む必要があります。 アニメーション、映画、音楽、レコード、放送番組、ゲームソフトなどの日本のコンテンツは、海外でも高い人気を博しております。しかし、海外(特にアジア地域)で大量の海賊版により、その需要が満たされてしまい、これらコンテンツ産業の海外展開に重大な支障が生じております。 これら状況に対して我が国の権利者は、直接的に現地で刑事手続きなどのエンフォースメントを数多く行うなどして、その問題の排除・解決を目指すことが求められています。 しかし、一権利者がこれら海賊版排除の権利行使に対処するうえで躊躇せざる問題が多々あります。例えば、海賊版の被害は、権利者の被害を合計すると莫大になりますが、顕在する一被害に占めるコンテンツが極めて多数かつ多様であり、その権利者も多数に及ぶことから、一権利者が単独で権利行使をするには、そのコストやリスク、そしてその効果も十分ではありません。 そのような現実のなか、知的財産推進計画2005に基づく前記施策は、広く日本の権利者が共同して、海賊版に対する効率的・組織的な権利行使手段を構築することを目的に「コンテンツ海外流通促進機構」に、CJマーク委員会を新設し、事務局をJETROに設置して、日本の各々コンテンツの権利者を募り、具体的な海賊版対策を推進しています。 その結果、昨年1月から10月の間に、中国、香港、台湾において、日本コンテンツ海賊版に係わる調査・摘発活動を実施した結果、述べ2,277店を調査し、そのうち取締り機関による摘発(刑事及び行政手続)は638件行われ、逮捕者142名、押収された海賊版DVD等は、2,450,145枚にも

		及ぶなど大きな成果を挙げております。因みに現地での正規品一枚当たりの市場価格を1,300円と看做せば、押収物の総額(遺失利益ベース)は、31億8千万円以上にも上ることとなります。 昨年のG8グレンイーグルズサミットやAPEC首脳会議において、日本の小泉総理大臣より、世界に向けて海賊版・模倣品対策の強化や知財保護が提唱された背景などを含め、日本のコンテンツホルダーが一堂に会し共同で、アジア地域における具体的な海賊版対策を講じることは極めて有意義であります。 今後の課題として、これら海賊版対策事業で最も重要であることは、事業の長期・継続化であります。ついては、権利者自らの自助努力は当然のこととして、日本政府からの長期にわたる支援・継続を強く希望いたします。 以 上
6	日本機械輸出組合	知的財産基本法の施行状況に対する意見 日本機械輸出組合は、わが国の機械貿易・投資の健全な発展を図るべく設立された機械メーカー、商社、エンジニアリング企業より構成される全国的な団体であり、機械産業の国際競争力強化を図る上での知的財産権問題の重要性に鑑み、知的財産権問題専門委員会を設置してわが国及び海外の知的財産権諸制度の検討を行い、内外の知的財産権制度の整備拡充及び障壁削減を促してまいりました。 さて、この度、内閣官房知的財産戦略本部におかれまして、知的財産基本法の施行状況に対する意見を募集しておりますところ、当委員会において検討した結果、下記の通り意見を提出いたします。 記 1. 知的財産基本法の施策について 知的財産に係る各種の施策は、概ね、知的財産基本法に沿って実施されてきたものであり、評価できる成果が上がっているものと考えます。ただし、知的財産権に関する教育の振興と人材の育成についての施策の実施については、成果が明確になるのは今後の事になりますが、もう少し力を入れるべきものと考えます。 2. 実施施策は、知的財産立国に資するものであったか最近の一連の法改正や制度改正は、知的財産立国に資するものと考えます。特に、知財高裁の新設という知的財産関連の司法制度改革の意義は大きいと思われます。また、地域ブランド登録制度の新設は、今後、地域産業を活性化するものと考えられます。 3. 今後の課題および構じるべき措置について審査の迅速化については様々な施策が進行中ですが、更なる促進策の実施が必要で

		あると考えます。また、上記1で述べたとおり、知的財産権に関する教育の振興と人材育成が、課題と思われます。この点に関し、法科大学院制度と並行して、実務重視の人材育成も考えるべきと思われます。 さらに、企業活動のグローバル化の状況にかんがみ、我が国として、東アジア地域の広域単一特許制度、あるいは世界特許制度といわれるような国を超えた統一特許制度の実現に向けての活動をすべきと考えます。 以上
7	大阪医薬品協会 知的財産研究会 特許情報部会	意見募集対象 "(3)施策の実施状況を踏まえ、今後どのような課題があるか、また、今後どのような措置を講じるべきか。"に関し、以下の通り意見を申し述べます。 第2章 I. 1. (2)特許情報の利用環境を整備する、および第2章I. 2. (4)利用者の利便性を向上させる、に関連するものとして、包袋から得られる情報が挙げられ、この情報は非常に重要であります。 ヨーロッパ特許庁や、アメリカ特許商標庁では、インターネット上で無料で包袋閲覧が出来ますが、日本では、包袋閲覧に専用ソフトが必要であり、しかも閲覧は有料です。パソコン出願を世界ではじめて行なった日本ですが、包袋の自由(無料)閲覧に関してはヨーロッパやアメリカに遅れをとっております。 一般向けに審査の内容が迅速に公開されることが好ましいと考えますし、三極での包袋閲覧環境の調和を考えますと、日本でもヨーロッパやアメリカと同様に包袋の自由(無料)閲覧が望ましいと考えます。 特許庁でも、特許庁業務・システム最適化計画に平成18年度からテスト運用をする旨が記載されていますが、是非とも、早期に、インターネットを通じた包袋の自由(無料)閲覧を実現して頂くようお願い申し上げます。 以上
8	(社)日本経済団体連合会	「知的財産基本法」の施行状況等に関する意見 今般、知的財産戦略推進事務局において、3年目のレビューの観点から、知的財産基本法の施行状況に関する意見の募集が行われた。日本経団連では、昨年3月の提言において、知的財産推進計画の実施状況を評価することが重要であるとの意見を述べたところであり、施行状況に関するレビューの実施を高く評価するとともに、産業技術委員会知的財産部会と産業問題委員会エンターテインメント・コンテンツ産業部会が連携し、下記の通り、施行状況に関する意見を述べる次第である。レビューの実施が、それを踏まえた次のアクションにつながっていくことを期待したい。

		1. これまでの知的財産政策の評価 知的財産基本法の施行状況については、これまで知的財産戦略本部において3回にわたり策定された知的財産推進計画に基づき、様々な改革がスピード感を持って行われており、政府与党ほか関係者の取り組みを高く評価する。 具体的には、産業技術関係では、知的財産高等裁判所の創設、営業秘密の保護強化など、知的財産権の強化が図られるとともに、大学における知的財産本部やTLOの設置による産学連携や技術移転の推進がイノベーションの実現に向けて貢献をしつつある。また、コンテンツ関連では、コンテンツ促進法(コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律)の成立、映像産業振興機構の設立、テレビ放送番組をブロードバンド配信する際の使用料に関する合意、東京国際映画祭の強化など、コンテンツ産業振興に向けた基盤は着実に整備されてきている。そして、知的財産全般としては、模倣品・海賊版対策の充実、水際措置の強化などの施策が評価される。 こうした動きの中、知的財産の事業戦略上の重要性についての企業の経営層の認識が高まるなど、知的財産の重要性が真に認知されるとともに、産業界も、コンテンツ・ビジネス改革のロードマップの策定・遂行などを通じて、知的財産立国の実現に向け大きく貢献してきたと考える。 2. 知的財産推進計画の具体的施策における当面の課題 (1) 施策のより一層の推進・充実が求められるもの 産業技術に係る分野 産業技術関係では、国際的な活動の強化などがあげられる。 ・国際的な活動の強化(世界特許システムの構築を目指した日米欧3極の連携推進、大学における質の高い特許の海外出願の奨励、民間の国際標準化活動への支援、第三者問題への対応など国際標準と知的財産権の調和の確保 など) ・企業活動の効率化のための環境整備(審査官のさらなる増員と先行技術調査能力の向上による審査のさらなる迅速化、訴権の確保による知的財産信託の活用のための環境整備、企業内における特許サーチャーの育成など適切な数と質の知的財産専門家の確保 など) コンテンツ振興に係る分野 コンテンツ関係では、ジャパン・コンテンツの国際競争力強化と国際展開
--	--	---

の推進やコンテンツ人材の育成などがあげられる。施策の実施に際しては、NPO法人映像産業振興機構をより一層活用し、産学官一体となった取組みを推進すべきである。

・ジャパン・コンテンツの国際競争力強化と国際展開の推進(「コンテンツ・ポータルサイト(仮称)」の整備や「アジア・コンテンツ情報ネットワーク(仮称)」の検討による情報基盤整備の推進、東京国際映画祭をはじめとするコンテンツ関連コンペティション・見本市の連携・融合も含めた抜本的強化、国際共同制作の推進および国内におけるコンテンツの制作環境の整備、映像産業集積クラスターの整備、コンテンツに係わる産業統計の整備 など)

・コンテンツ人材の育成(産学連携による国際的に通用するビジネスマインドと必要なスキルを持つプロデューサー、クリエイター育成の一層の推進、映像教育機関のさらなる整備と教育体系の確立、映像専門職大学院認証機関の設置、国際的に通用するコンテンツ人材の高等教育のみならず初等・中等教育の早い段階からの育成、コンテンツ作品と市場を媒介する役割を担うゲートキーパーの育成、インターネット(メディア)リテラシー教育の強化 など)

・観光や外交政策等関連する諸政策との連携強化(観光振興の観点からのライブ・エンターテインメント集積特区の設定、文化安全保障の観点からのジャパン・コンテンツの海外発信強化 など)

知的財産全般に係る分野

知的財産全般に関しては、権利者の保護とユーザーの利便性のバランスを確保したコンテンツの利活用促進に向けた環境整備や著作権法のあり方の検討、国内外の模倣品・海賊版対策の強化があげられる。

・権利者の保護とユーザーの利便性のバランスを確保したコンテンツの利活用促進に向けた環境整備(著作権の利用およびコンテンツの円滑な流通に向けた権利処理システムの構築、ユビキタス時代における新たなビジネスモデルに対応したプラットフォーム整備とソフト・ハード等業界の連携強化、デジタル・アーカイブの整備、ユビキタス時代におけるプロテクションシステムのあり方の検討 など)

・ユビキタス時代に対応し権利者の保護とユーザーの利便性のバランスを確保した著作権法のあり方の検討(デジタル化やネットワーク化を踏まえた著作権法のあり方、著作権法における私的利用目的の複製のあり方 など)

・国内外の模倣品・海賊版対策の強化(模倣品・海賊版拡散防止条約(仮

	称)の実現、コンテンツ海外流通マーク(CJマーク)の普及、中国等における知的財産権保護政策強化に向けた日本政府としての働きかけの強化と欧米との連携 など) (2) 施策の実行が着実に進む中で、新たな課題が生じたもの 知的財産推進計画に盛り込まれた施策が着実に進められていることは、高く評価できる一方、スピード感を持って改革を進めていく中で、例えば、以下のように、新たな課題が生じることもある。新たな課題が生じた場合には、その十分な評価を行うとともに、その成果を踏まえて、施策のあり方の再検討や施策の見直しなど、次のアクションにつなげていくことが大切である。 ・審査請求期間の7年から3年への短縮や知財意識の高まりに応じて、審査請求件数が増加している。特許出願、審査請求の厳選を企業に呼びかけていくことには異論はないが、企業の独自の戦略や創意工夫に反して特許出願、審査請求の絞り込みを行わせることは、企業の活動を阻害し、産業競争力にマイナスの影響をもたらすおそれがある。 ・審査待ち期間を短縮する方針が出されており、企業にとって早期に製品を特許権で守るという観点から一般的には好ましいことである。しかし、製品化が遅い研究所の発明や、標準規格の決定が遅くなる規格関連発明もあり、分野や製品によって事業化されるタイミングが異なるので、運用において、すべての特許出願を一律に審査促進することは適切ではないと考える。 ・侵害か否かの判断がむずかしい特許権侵害の輸出取り締まりに関して、侵害のおそれが誤って判断され、結果として侵害でなくとも、輸出が一時的に止まって、信用の失墜など輸出企業に打撃を与えるおそれがある。十分な濫用防止措置を講ずるべきである。 3. 今後の知的財産政策の方向性 毎年策定される知的財産推進計画については、思い切った重点化を行い、活動を展開することが望まれる。その際、世界をリードする知財立国の実現に向けた新しい課題に取り組むにあたっては、予期せぬ弊害を生まないよう、実態の把握を含めて、十分な検討が必要と考える。 一方、中長期的な視点に立って、制度の安定的な運用・活用を行い、その経験や結果を次の見直しにフィードバックしていくこともより重要になっていくと思われる。制度の運用・活用の評価に活動の重点を移していくことが期待される。
--	--

		今後の政策の方向性としては、昨年3月の提言で述べた通り、保護中心から活用の促進に向けた法的環境の整備や活用と権利保護の調整といった保護と利用のバランスの確保や活用へ、市場内での分配から流通の効率化や人材の育成を通じた市場の拡大へ、国内問題から国際間における特許権の調査結果・審査結果の相互利用や海外の知的財産権侵害に対する対策強化といった国際問題へと重点を移していくべきである。 また、国家戦略上の重要性が高まっているコンテンツについては、知的財産基本法においても知的財産の重要な柱と改めて位置づけ、コンテンツ促進法に十分配慮しながら、コンテンツ・ビジネスの飛躍的拡大に向けさらなる基盤整備を行うことを明記すべきである。とりわけ 2006 年度はコンテンツ・ビジネス改革の集中期間の最終年であり、コンテンツ・ビジネスの基盤整備を完成させるとともに、飛躍的拡大に向けた抜本的改革をさらに推し進めるべきである。また、こうした改革の推進とともに、コンテンツの違法な利用を防止し権利者の保護とユーザーの利便性のバランスを確保した秩序ある利活用を促し、わが国経済社会の健全な発展に資するよう配慮することが必要である。 産業界としても、知的財産立国の実現に向け、これまでに進められた改革の精神も踏まえ、従来以上に積極的に取り組んでいく所存である。 以 上
9	日本知的財産協会	知的財産基本法の施行状況に対する意見 拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。 さて、貴事務局にて意見募集なされております首題の件に関しまして、以下のとおり当協会の意見を申し述べます。 当協会といたしましては、これまでの貴事務局、知的財産戦略本部の活動につきまして、敬意を表しますと共に、今後とも、国際産業競争力強化の観点から、更にご尽力、ご支援いただきますようお願い申し上げます。 なお、当協会といたしましては、貴事務局における今後のご検討に当たりまして、積極的にご支援させていただく所存でありますので、時宜に応じ、説明、意見交換の機会をいただければ幸甚に存じます。 敬具 記 1. 全 般 2002 年の知的財産戦略大綱に基づく知的財産基本法の制定後、貴事

	務局を初めとした各関連府省庁の取り組み、ご尽力により、知的財産立国に向けての礎が築かれたことは、産業界としては、大いに評価すべきところであります。 特に、知的財産高等裁判所の設置、大学における知的財産の管理・活用体制の整備、水際対策の強化、知的財産信託制度の導入、法科大学院、知的財産専門職大学院の設置、等々については、大いに評価できる施策であります。 なお、これらの施策については、今後の実施状況をしっかりとフォローする必要があり、見直すべきところは速やかに見直す(軌道修正する)ことが重要である一方、中長期的な視点からじっくりと評価しなければならない施策(例:産学官連携)もあり、個々の施策に応じた評価、フォローが必要と考えます。 また、今後の課題については、産業界の声を十分に反映し、早期に取り組むべき施策、しっかりと議論を行った後に取り組むべき施策等々、優劣を付けて検討していただくことをお願いしたい。 更に、知的財産立国に向けて、官が取り組むべき施策、民が取り組むべき施策を明確に区分し、国際産業競争力強化の観点から、専ら民が取り組まなければならない施策については民の自主性に任せるよう、お願いしたい。 2. 各 論 以下、特に、施策の実施状況を踏まえ、今後どのような課題があるか、また、今後どのような措置を講じるべきか、の観点から、意見を取り纏めましたので、よろしくお取り計らい賜わりますようお願いいたします。 ・知的財産の創造 (1)大学等における知的財産の創造 各大学における知的財産本部と技術移転機構(TLO)の機能強化と、これら機関の適切な評価システムを構築(経済学的な視点を含む)されたい。また、知的創造サイクルの基となる発明を創造する研究者に対する知財意識の高揚(意識改革)、知財教育の重要性に鑑み、これらについて各大学に対して指針を示すと共に、各大学での自主的な運用を促すことも検討いただきたい。 一方、企業との関係では、大学は、基礎研究の成果につき産業界として有用な権利化を図ると共に、企業との協議結果を踏まえた共同・委(受)託研究契約が締結できるよう契約締結についての柔軟性を確保するよう
--	---

		関係者への徹底を図って欲しい。また、これらのための財政基盤整備については、国の支援も必要と考えるので、考慮願いたい。 (2) 企業における質の高い知的財産の創造 先ずは、発明を創造する研究者、技術者に対する知財意識の高揚(意識改革)、知財教育の重要性に鑑み、各企業において、業態に応じた適切な人材育成施策をとるべく経営トップ層を含めて検討するよう、当協会としても会員企業に働きかけたい。 業界による出願、権利保有構造の違いは、それなりの意味を持っており、これを一般論として論ずることなく、各業界の特殊性に応じた適切な対応を求めるべきである。 特許登録率の低い企業名の公表等の過度な施策は、知的財産(発明)の創造意欲の減退をも惹起させる可能性があり、慎重に運用すべきである。 なお、従来技術調査のための環境整備として、特許庁保有のすべてのデータについて、民間が容易に利用可能な形態で、インターネットにて無償で提供すべきである。これにより、無駄な出願が抑制されるという副次的効果も期待できる。特に、平成4年以前の公開公報全文テキストデータ、包袋および非特許文献引例等については、著作権、庁内使用の制限等の問題を解消すべきである。併せて、特許庁審査官のサーチノウハウを、可能な限り具体例をあげて公開していただきたい。 また、現在、特許庁で検討中の「特許庁業務・システム最適化計画」において「データ提供のリアルタイム化、包袋情報の無料提供の推進」が平成23年実現の機能として計画されている。各機能は企業の知的財産創造、管理推進に大きな寄与を期待できるものであり、欧米では一部すでに実現している。計画機能を一刻も早く実現することが肝要であり、前倒し実現をお願いしたい。 ・ 知的財産の保護 (1 - 1) 模倣品・海賊版対策(外国市場) 各国と連携しつつ、世界税関機構(WCO)、国際刑事警察機構(インターポール)などの国際機関と協力して、模倣品・海賊版拡散防止条約を提唱し、早期にその実現を目指すこと、このため、早急に日本提案を幅広く検討し、各国との協議を行うことについて、貴事務局の強力なリーダーシップの下、関係各府省庁にて積極的に推進していただきたい。 なお、日本提案の具体的な中身等を検討するに当たっては、より実効が挙がるよう、また、各国の知的財産制度が必ずしも同じでない状況等に
--	--	---

	鑑み、当協会を始めとする産業界の意見、要望も十分聴取、尊重いただきたい。 (1 - 2) 模倣品・海賊版対策(水際) アジアにおいて生産者不詳の模倣品・海賊版が氾濫していること、差止/摘発に対抗して巧妙な模倣品・海賊版が増加していることから、一見して明らかな模倣品・海賊版の水際差止だけでなく、先端技術に係る特許など高度な知的財産権の侵害・非侵害を判断し、水際で差止める他の仕組みの導入が必須と考える。特に、「輸出」行為を発明の実施行為の一態様とするための特許法改正も予定されており、その仕組みは、国際産業競争力強化の観点から、輸入者・輸出者から見て不公正な制度と映るものであってはならず、且つ、極力既存の組織を活用することを念頭に置いて作るべきである。また、この検討に当たっては、産業界の意見も十分に聞いて行っていただきたい。 また、国民に対する啓発に関しては、中・長期的な視野から、特に、小中学校における教育に取り組むことが重要である。 (1 - 3) 模倣品・海賊版対策(インターネット・オークション) 関係者がより巧妙な手口に走ることは明らかであり、同様の問題を抱えている各国とも協調し、早期の効果的な対策が望まれる。 (2) 特許審査の迅速化 審査迅速化は重要であるが、権利活用の面から考えると不安定な権利付与は後日の紛争を招くのみであり、これを防ぐためには、審査の質の維持、向上が前提となるので、この点を考慮した施策を検討いただきたい。また、出願人としては必ずしも早期の権利化を望まないものもあり、出願人の望む時期に迅速に審査、権利取得できるような仕組みも検討願いたい。 (3) 世界特許の実現 世界特許システムの実現に対しては、先行技術調査結果の共有化(One Search)、特許庁での審査レベルの統一と相互承認(One Examination)等、多くの課題を伴うが、容易に調和できるものからステップ・バイ・ステップで着実に実現していくべきであるとのスタンスから、当協会としては欧米の出願人・権利者団体と共に、第一段階として「日米欧三極での出願明細書のフォーマットを、PCT をベースに統一していく」ことを提案してきた。このフォーマット統一実現により、各極の特許庁は同一フォーマットで審査できるため、審査協力、引例調査等、審理が容易となり、更に出願人も各極間で出願を移行する際のフォーマット変更が不要になり、機械翻訳も容易になることでコスト削減が図れる等、多くの利点が期待できる。更には、電子出願手続きの統一化についても、まずは日米欧三極特許庁間
--	--

	で実現に向けて検討をお願いしたい。 世界特許システムの構築に向けた出願明細書の One Format を第一ステップとして、One Search、One Examination、One Patent への段階的統一の実現を図るべきである。 (4)特許出願による技術流出の防止 技術流出の防止については、特許制度の見直しに止まらず、産業政策、国際調和の観点から、総合的な検討を行っていただきたい。なお、先使用権の拡大、発明の登録制度の導入等、特許制度の根幹(先願主義、出願公開制度)を揺るがすような見直しは、国際調和の観点からも、慎重に検討いただきたい。 ・知的財産の活用 (1)国際標準化活動の強化 官民協調して推進することが重要であり、関連人材の育成等を含めて、中長期的な戦略の下で、諸施策を強力且つ迅速に推進いただきたい。 (2)中小・ベンチャー企業支援、地域における知財戦略 中小・ベンチャー企業が、金銭的、人的な問題により知的財産の創造、有効活用において苦勞していることは理解できるので、一定の配慮は必要であると考えますが、その場合でも中小・ベンチャー企業を過度に保護することになると全体のバランスが崩れ不公平になるので、この点を配慮した上で、諸施策を推進いただきたい。 (3)信託を用いたグループ企業の知的財産の集中管理・活用について グループ企業の知的財産管理において、受託者が特許管理会社や純粋持ち株会社である場合、通常、発明を実施していないため、特許法上102条1項の逸失利益、同条2項の侵害利益推定額による損害賠償を請求できないとされている。信託を用いたグループ企業における知財の集中管理が円滑に行うことができるように、グループ企業内信託では、受託者が委託者の逸失利益を請求できるよう、早期の特許法等の改正を提案したい。 ・コンテンツをいかした文化創造国家への取組 (1)産業競争力強化のためのグランドデザインの検討 「コンテンツビジネス振興」というテーマは、知的財産政策のあり方について数多くの施策・検討事項が挙げられている「知的財産戦略推進計画」の中でも、特に「重要な政策課題」のひとつとして取り上げられているので、短期的視野による目先の利益確保や特定の業界の既得権益保護に
--	---

	走った検討を行うのではなく、コンテンツビジネス分野に国が集中的に政策を施すことの意味を明確に意識した検討、つまり日本の国際的な産業競争力を強化し、日本ブランドの価値を国際的に高め、また雇用促進を含め、長期にわたり国民の利益を確保していくための“グランドデザイン”を描いていただきたく、このことを十分に意識・認識した検討を進めていただきたい。 その意味で、ユーザーの視点に即した、デジタルコンテンツの利用環境や法的環境の整備の必要性に基づく検討をお願いしたい。 (2) コンテンツの利用促進の観点からのバランスの取れた検討 コンテンツ創造サイクルの活性化、ひいてはコンテンツビジネスの振興は、創造に対するインセンティブ確保もさることながら、これと活用の促進がセットになってはじめて実現できるということ、すなわち、コンテンツ保護をただ一方的に強化すればよいということではなく、その活用を図るための方策を考えるという、バランス感覚が必要になるということを大前提として進めていただきたい。 特に、音楽配信事業に代表される、デジタルコンテンツのユーザーにとって安価で便利な利用環境が整備されると、結果として権利者も、そのコンテンツが広く普及し、その利用対価の回収も可能になるビジネスモデルが構築できるようになることは証明されている。そのためには、著作権法においても、従来の伝統的な複製禁止を原則的な構成とする考え方から、ネットワーク時代に対応した利用許諾を前提としたシステムのあり方も視野に入れた検討を、是非ともお願いしたい。 上記のような視点を維持しつつ、また国民、殊に消費者の利益・利便性を十二分に配慮しながら、法制度設計や適正なコンテンツ流通のためのシステム開発について、コンテンツビジネスにかかわる個人・団体を含めたコンテンツ制作者／製作者、流通事業者、ハード／システムメーカー等が一体となって、利益を享受できるWin - Winの仕組みづくりを検討いただくようお願いしたい。 ・人材の育成と国民意識の向上 ・知財人材育成のための総合戦略 企業、日本弁理士会、日本知的財産協会等における人材育成の既存ノウハウを、中小・ベンチャー企業、大学等の人材育成に活用して行くことについては、異存ないところであり、当協会としても協力を惜しまない。なお、民間で実施できるところは民間に任せ、既存機関では対応不可能なものについては、(独)工業所有権情報・研修館等において積極的に推進
--	--

		すべきである。 また、働く社会人が学べる夜間の法科大学院、専門職大学院等の増設と環境整備。併せて、理工系出身者がチャレンジし易い入試制度、司法試験制度への改革をお願いしたい。 以上
10	日本弁理士会	貴内閣官房知的財産戦略推進事務局が意見募集されている標記の件につき、日本弁理士会は、以下の意見を提出させていただきます。 記 ・現在までの成果 知的財産基本法の趣旨に則った諸施策の展開は、知的財産推進計画に基づいて行われてきたところであり、過去の我が国には例がないほどの様々な取り組みを通じて、多大な成果を挙げていることは論を待たない。この点で、知的財産基本法の趣旨は十分に活かされていると考える。 現在までの諸施策を支えてきた内閣官房知的財産戦略推進事務局の活躍にも敬意を表する次第である。 今後も、知的財産推進計画を通じて、産官学をはじめとした我が国全体の取り組みが進展していくことを期待したい。 ・今後の課題 当会は、知財立国に向けた課題として、以下のような事柄を認識しているので、今後の知的財産推進計画に反映されるよう、ご検討をお願いしたい。 1. 知的財産の創造における質の問題 我が国は、旺盛な発明意欲と知的財産意識により、世界有数の知的財産国家となっており、今後も世界をリードすることは間違いないと確信している。 これに対して、登録率が低い、未利用特許が多いなどの指摘があることも事実である。しかし、知的財産の質と、製品レベルの質とは異なるのが通常である。知的財産の質が高いといえ、必ず企業にとって高収益の上がる発明かといえ、必ずしも当て嵌まらない。知的財産のレベルは低い、企業にとって高収益を上げている発明は多く存在する。また、出願時には評価は低くても、社会情勢や開発環境の変化

		により、後日この評価が逆転することは日常茶飯事である。 このような視点に立つと、ビジネスにおいて有益な特許とは、必ずしも審査においてレベルの高い特許であるとは言えないのであり、質の高い知的財産の創造とは何であるかをここで改めて考え直してみる必要があると思われる。 2. 特許審査の迅速化と審査の質 特許審査の迅速化に向けた取組を強化することは大いに歓迎するが、サーチの外注等によって審査の質が低下することがないような配慮・検討も同時に行うべきである。 特許審査の迅速化は、プロパテント政策の柱である。行政指導や審査請求料の値上げによる我が国の出願活性を抑制することによって、特許庁の審査負担を軽減させる方策は本末転倒である。任期つき審査官の500人採用の枠を更に拡大するなど、積極策を講じていくべきである。 基本的な事柄として、何のための審査迅速化であるのか、何について審査迅速化が必要であるのか、などを常に忘れないような施策が必要である。木のみを見て森を見失うことのないような配慮を常をお願いしたい。 3. 医療関連行為の特許保護 知的財産戦略本部の活動成果によって、医療機器の作動方法、医薬の新しい効能・効果を発現させる方法の2つが新たに特許の対象となった。しかし、我が国においても米国並みに医工連携による新たな治療方法が開発される可能性も大きいので、中長期的視野をもって検討を進めていただきたい。 4. 商標戦略の不足 現在の産業構造審議会などで検討されている諸施策は、今後も重点的に展開するべきである。我が国の工業製品が世界の一流と認められている割には、デザインやブランドの世界的評価は低い。欧米の一流ブランドの品質レベルを考えると、我が国工業製品の品質レベルは遥かに高いと言え、我が国工業製品の世界ブランド化に向けた総合戦略を引き続き推進されることを期待する。 とりわけ、知的財産推進計画では、知的創造サイクルと商標の関係が不明確である。知的創造サイクルは、特許を中心とした議論である
--	--	--

		が、知財立国の実現は、特許のみでは図ることができない。商標の重要性をより一層認識すべきである。「知的財産推進計画2005」においても、商標政策に関する提言は、模倣品対策のみの観点から、権利侵害行為への「輸出」の追加しかなく、制度改正の必要性に対する認識が低い。 5. 知財価値評価の欠如 「知的財産推進計画2005」においては、知財の価値評価に関しては何等の提言も行われていない。知財の信託、国民金融公庫等による知的財産権に基づく融資が行われようとしている現在、価値評価の重要性は一層高まっている。当会は、日本公認会計士協会、民間金融機関等の民間機関における研究、調査を支援していくが、関係府省の取り組みを促すための提言も行っていくべきである。 6. 人材育成 弁理士会は、知的財産の創造、保護をはじめ、知的創造サイクルの全般に亘り、我が国唯一の知財職業専門家として知財政策に日夜協力し、知財立国の実現に鋭意努力しているところである。 弁理士を含めた第5章の人材育成に関しては、推進計画の中でも、他の知財制度の施策よりも先立って改革を進めるべきであるところ、優先順位が逆になっており、人材育成計画が遅れていることは否めない。 項目は多く掲げられて総花的になっているが目立った成果はいまのところ上がっていない。このままでは、人材育成については、米国の豊富で高度な知財人材に匹敵するような当初の計画はおろか、韓国、中国の後塵を拝する可能性が高い。 このため、今後は知財人材育成計画について、知的創造サイクル専門調査会で検討が行われている具体的な目標とスケジュールを明確にし、その実行を確実にすることに重点的に取り組んでいただきたい。 なお、知財人材育成のための青写真作成については、弁理士をはじめ、多くの専門家や各組織の英知を集め、知財立国の牽引役を育てる早急な具体案を企画実行することを期待するものである。 また、当然ながら、この場合に、単に数合わせの理論や、知財の現場を無視した空論に終始しないことを切に希望する。
11	ロージナ茶会	知的財産基本法の施行状況に対する意見 by ロージナ茶会 (Mail: info@grigori.jp / URL: http://grigori.jp) ● 総論

	現在の状況を鑑みるに、知的財産基本法(以下「基本法」)の示す政策の両軸である、知的財産の「保護」と「活用」の二面について、保護面についての対策が著しく先行しており、基本法第8条で示される、活用面での対策がなおざりにされていることは、均衡を欠くものとして批判すべきところである。 すなわち、知的財産を商業利用し経済的利益を生ずる企業体の意向に沿った方向への進展は見られる。一方、基本法第8条2項に示される、知的財産を生み出す源泉である創作者本人の実質的な利益の増大のための施策や、基本法第10条に示される、これから創作者へと成長するだろう人を含む集団である利用者の便益を増すような施策は、未だしの感が強い。とくに、基本法第18条2項に示されているような、新しい知的財産の利用方法、あるいは利用方法の多様化に対応した「権利内容の見直し」が権利保護強化にのみ向いており、利用を促進するための権利調整の視点が欠如していることは、強く批判すべきところである。 また、基本法第20条において、基本法に沿って進められている施策の前提となる調査・統計を進め、さらに施策の評価を行うものとしている。しかしながら、ある施策が実行された結果、実行前と比較して効果(目的適合的效果)が生じたのか、また施策から生じた副作用(目的外に生じた損失、抑制的效果、負の外部効果、機会費用)についての評価、さらには、効果と副作用の比較衡量の基礎となる資料がそもそも不足している。計画(Plan)、実施(Do)、点検(Check)、見直(Act)という計画実行の循環的手順について考えると、点検を行うためには、実施の段階での効果測定が必須であり、その資料の公開を見た上でのみ、適切かつ客観的評価が可能となるのである。それゆえ、今回の意見募集において具体的提案ができないことも止む無しとする。 以上の総論をもとに、我々ロージナ茶会は、以下の点について、専ら著作権法分野について提案を行う。 ● 提案項目 (1) 知的財産基本法、および知的財産推進計画における権利範囲について (2) 知的財産推進計画において実施された施策の効果測定について (3) 知的財産創造への投資促進策について (4) 創作者本人への実質的利益増大への対応について
--	---

	(5) 二次的著作の実態把握について ● 知的財産基本法、および知的財産推進計画における権利範囲について 基本法第2条1項、2項に見られる定義においては、著作権がそのまま含まれている。 しかし、著作権は、他の諸権利と異なり、著作者人格権と著作財産権の二つの権利から構成されている。著作財産権については、経済的利益を目的としていることから、経済的評価になじみ、施策の計画、実施、点検、見直しという計画実行手順を行いやすいといえる。一方、著作者人格権については、人格権という経済的評価になじまない価値と近い関係にあるために、創作者あるいは権利者の主観的価値判断が強く影響するため、計画実行手順を具体的に策定する場面において、評価基準を定めることが困難で、結果的に慎重な態度が要求されることになり、「保護」が先行し、「活用」に対して抑制的になる原因となっている。 とくに、コンピュータの普及による情報活用・加工技術の発展、インターネットの普及による情報配布・交換技術の発展により、利用者による知的財産の活用が容易となっており、この技術革新から生じる個人的・社会的便益を、創作者、利用者双方の利益として戦略的に取り込んでいく視点が必要である。このとき、そうした利用者における知的財産の活用は、しばしば著作物の二次的利用となり、その結果として二次的著作物が生み出されることになっている。このとき、経済的価値の観点からであれば、合理的な著作物の二次的使用(利用)条件が決定できうるだろう場面であっても、人格的価値の観点、――すなわち二次的利用法への好悪といった主観的価値――から先のような二次的利用を禁じてしまう可能性が現に存在している。また、経済産業省等からあげられている、ソフトウェアについての「ライセンス雛形」を作成する計画についても、著作者人格権との整合性が問題としてあげられているために、現在も公開がされていないと聞いている。 このように著作者人格権は、知的財産推進のための「計画」に、なじみにくい観念であるといえる。さらに、計画を合理的に設定し着実に遂行するためにも、知的財産基本法等では、著作者人格権を除いた著作財産権のみを対象として計画を立て、計画の遂行段階で生じた著作者人格権に関連する問題については、個別に対処するものとすべきである。知的財産の効果的
--	--

な活用は 緊急を要するものであり、まず活用を促進する方向に舵を切るべきである。そのためにも、知的「財産」権を対象とすることを明確化する必要があるものとする。

付言するならば、米国の知的財産の運用実態において、著作者人格権 moral right は、日本のそれに比較して著しく小さな扱いがされており、創作者・権利者の人格的利益の主張が知的財産の活用を阻害・抑制する場面がほとんどない。米国の権利強化の側面ばかりに眼を向けるのではなく、合理的(取引費用の少ない)制度運営についても学ぶ必要がある。権利強化を主とする現状のままの知的財産戦略は、いずれ創作活動の致命的逼迫状態を招く恐れがある。

● 知的財産推進計画において実施された施策の効果測定について

知的財産推進計画において、いかなる施策が実施されたかについては、各法律の改正状況等を見ることである程度把握することが可能であるが、完全な把握は難しい。

知的財産戦略本部は、今回のパブリックコメントの際に、各計画についてどのような形で実施されているかを先んじて公開するべきであった。また、それら実施された施策について、どのような効果が得られているかを評価する程度の統計資料がまとめられ、公表されていなければならないはずだ。

基礎的な資料が存在しないのにもかかわらず、意見募集をするということは、基本法第 20 条の規定にもかかわらず、意見を述べようとする者に資料収集を委ねているように見える。現在のままでは、収集の努力や負担に耐えうるある程度の資金力と研究資源をもった団体のみが意見を述べることになるだろう。もしくは、意見募集において集められる意見は、単なる印象評価や願望に近い要望に止まってしまう。意見募集を、ある政策を推進するにあたっての形式的な「言訳」としないためにも、さらに国民の知恵を政策に生かすためにも、意見を形成するのに必要な基礎的資料を準備・公表するべきである。

例えば、著作権関連で実施しなければならない調査として、以下のものが考えられる。これらについての調査を行い、実際に効果が上がっていないようであれば、その制度の見直しを含めて考えるべきであろう。

	・書籍に関する貸与権（知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画） レンタルコミック店への対応策として、著作権の附則が削除されている。まず、この制度がきちんと運用されているかどうかを調査する必要がある。出版物貸与権管理センターは創設されたものの、ウェブサイトでは貸与許諾書籍の一覧すら公開されていない状況が続いていて、実際の運用状況も不明であるため、調査の必要がある。また、この制度によって、実際に新刊市場（特にレンタルコミック店によって影響を受けると考えられるコミック市場）がどの程度伸びているか、レンタルコミック店への影響はどの程度かについても、あわせて調査する必要がある。 ・著作権等の保護期間（知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画） 映画の著作権の保護期間が 50 年間から 70 年間に延長されたが、この延長で、いかなる形態で、どの程度の量の活用が行われたのか、また、この延長で、どれだけ創作に影響を与えているのか。具体的には、法律の施行後に、著作権の延長された著作物がどれだけの収益をあげているのかを調査する必要がある。また同時に、著作権が延長されたことで類似作品を公開できなくなった等の事例があるかどうか、調査する必要がある。さらに、期間の延長によって滅失の可能性が生まれた事例、逆に保護・活用が進んだ事例についても公表する必要がある。 ・レコード輸入権（知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画） ・音楽レコードの還流防止（知的財産推進計画 2004） わが国の音楽産業が、アジアへの音楽商品の輸出を拡大し、進出するために作られた制度である。この法律の施行後、どれだけの数の音楽商品がアジアで生産・流通するようになっているのか。具体的には海外での生産数、販売枚数、ライセンスの状況等を調査する必要がある。 ・損害賠償制度を強化する（知的財産推進計画 2004） ・知的財産権侵害に係る刑罰を見直す（知的財産推進計画 2004） 罰則の引き上げにより侵害件数を減らすことを目指しているが、これによって実際の侵害件数にどの程度の差が出ているのか、また、引き上げられた上限の刑罰が利用されているのかどうかについて、調査する必要がある。 ● 知的財産創造への投資促進策について
--	--

		創作者本人あるいは創作活動を事業とする企業体に潤沢な資金があれば、良質な創作が着実に行われるという主張は根拠薄弱であると考えるが、潤沢な資金があれば、良質な創作がなされる可能性が増大するだろうことについては、経験的に合意できると考える。この限りにおいて、創作活動への広い意味での投資が活発化することは、わが国の知的財産戦略を推進するにあたって 必要不可欠な施策であることは疑いない。 しかしながら、著作権領域における創作活動とくにエンタテインメント業界における、投資状況と回収状況の資料が決定的に不足している。ある作品を生み出すのに必要であった費用の内訳、創作に直接携わった創作者への収益の配分割合、間接部門が必要とする費用・収益配分割合の平均的値など、現状の検討と評価に必要な調査を行い結果を公表すべきである。米国における典型的とされる費用、収益の配分割合についての比較的詳細な資料は、書籍等においても見ることができるが、日本におけるそのような資料は、入手しやすい状況において公開されていない。知的財産戦略本部の責任において調査を行い公表すべきだろう。とくに重要な調査項目は、ある作品が獲得した収益の どの程度の割合が創作者本人に支払われているかの数字である。また、間接部門の費用の割合とその費用の根拠である。 こうした基礎的な調査が行われ、資金の流れが明確化して初めて、エンタテインメント業界における創作活動への投資が、合理的計算のもとに可能になるのである。現在の創作活動への投資は、不透明・不明瞭な資金の流れが原因となって、一般的な金融・投資家が参入し難い状況を生んでいる。知的財産推進計画においては、知的創作活動を活性化するため、資金の流れや利益の支払割合を透明化し、一般的な金融・投資家が参入しやすい投資基盤の整備を推進しなければならない。逆に、一般的な金融・投資家からの投資を受けて行われる企業体での創作活動については、投資家保護の観点から明確な資金計画と、資金運用の説明責任を負わせることが必須であろう。 以上のように投資・資金面からの基盤整備が不十分であると考えるので、知的財産推進計画においては、エンタテインメント業界における透明かつ合理的な投資環境の整備を重点的に推進すべきである。 ● 創作者本人への実質的利益増大への対処について
--	--	---

		知的財産権の保護強化は、しばしば創作者本人の利益を増大させる目的として行われる。しかしながら、この論法が正当性を持つためには、利用者による知的財産への支払いと、創作者本人への支払いが連動しているという前提が必要である。 ところで、近年、知的財産権保護が強化される傾向にあることは明らかであるが、創作者本人の経済的状況、社会的待遇が向上したようには見られない。むしろ、創作者本人の状況は悪化しているらしい情報に触れる機会が多い。統計資料が無いために断言できないが、権利強化が進む一方で、創作者本人の状況は改善されないという状況が起きているように思われる。このような状態では、権利強化の正当性に疑問が生じるのみならず、知的財産創造循環を維持できなくなり、わが国の知的財産戦略が、結果として創作者・利用者搾取につながりうる。 そこで、「権利強化→創作者本人の利益増大」という利益循環を阻害する最も大きな理由と見られる、職務著作規定(著作権法第15条)と映画の著作物についての権利者の擬制(著作権法第16条)を廃止することを提案する。これらの使用者を権利者とする規定が存在しなくなることで、労使関係における創作者本人の交渉力が強くなり、より円滑な利益循環が実現することが期待される。 当然、それらの規定を廃止することで、多数の創作者が関与する創作活動における権利処理・利益配分が複雑になることが予想される。これは、(1)で述べた合理的制度運営の観点からは望ましくない状態である。そこで、知的財産戦略においては、多数の人間が関与する創作活動について権利処理を支援するデータベースや権利処理システムの開発(投資事業有限責任組合法の更なる整備など)を推進すべきである。総務省によって行われていた「著作権クリアランスの仕組みの開発・実証(権利クリアランス実証実験)」はその例となるものであるが、これではまだ非効率的な面も多い。経団連の「映像コンテンツのブロードバンド配信に関する著作権関係団体と利用者団体協議会との合意」等ともあわせ、自動的に権利処理ができるシステムを推進するべきであろう。 加えて、創作者本人の労働実態についての調査をもとに、創作現場における創作労働契約および創作請負業務契約についてのモデル契約を策定するべきである。さらに進んで、創作者本人の利益保護を目的とし、最低限の
--	--	--

		契約条件を強制するような特別法を準備すべきである。 ● 二次的著作の実態把握について 今回の意見募集にはそぐわないかと考えられるが、一件、著作権についての意見も付記させていただく。 (1)でもあげているように、現在の知的財産、特に著作物の活用では、著作物の二次的利用が多くあると考えられており、実際に二次的利用が多く見られるが、実際にどの程度二次的な利用がなされているのかについては、具体的なデータが存在しない。 また、二次的利用に際して、どの程度のコスト——二次使用料だけでなく著作者の特定や交渉にかかるコストも含む——がかかり、そのコストがどの程度創作にマイナスの影響を与えているのかということについても判然としない。 情報通信政策研究所の「メディア・ソフトの制作及び流通の実態」においても、「素材利用については、データ把握のための枠組みが存在しないケースが多く、ソフト流通量や販売額を特定することは困難である」ということから、参考データとしてあげられているにすぎない。しかし、現在のインターネットのコンテンツやリミックス音楽の市場、同人誌市場などの状況を見るに、潜在的違法状態にあるものも含め、多くの二次的著作物が作成され、流通されているものと推定される。 まず、この二次的利用の実態について詳細な調査を行い、実態把握を行うべきである。その際、単純に違法であるとして摘発するのではなく、それを容認する制度を創設することによってコンテンツの増大を図ることとのバランスを考えて行うべきであろう。 また、二次的利用を行いやすくすることによって、権利侵害状態が解消するということも多く存在するはずであり、その考察も必要である。 以上。
12	S C I V A X (株)	内閣府による「知的財産推進計画 2005」を読み、当社にできることは何か、整理し考えてみました。三井物産時代を含め、多くの産学官連携並びに知財事業に取り組みました経験をさらに磨き、皆様のご期待に応え、社会に貢献できますれば何よりと思っております。そのための提案といたしまして、下記のとおり纏めましたので、ご一読いただき、私どもがお役に立てる可能性がございましたら、ご面談申し上げたく、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

	上げます。 記 1. 当社取組み経緯 (中略) 2. 内閣府による「知的財産推進計画 2005」からの思考 これまで、大企業の知財部員、研究者並びに役員幹部、大学教授、大学 TLO、国研の研究者並びに TLO 等管理部員、弁理士、地方自治体など、多 くの方々と関わってまいりましたので、本「知的財産推進計画 2005」に記さ れた課題が大変身近に感じられました。 要するに次のように再認識しております。 知財、研究、事業の一貫したフロー或いは全体的な統合知識が未熟なレベ ルにあることが課題であり、言い換えれば、知財知識を有する人材、研究 者、経営のわかる人材の連携或いは統合組織による解決が求められてい ると思います。 そのための具体策として、知財教育による人材育成、知財システムの効率 化、知財情報の活用、契約交渉サポートなど、知識と人と組織と情報システ ムの有機的革新が求められているものと認識した次第です。 このような認識に立ち、私どもが取組んでまいりましたノウハウがお役に立 てるものと確信しております。すなわち、次のような実績及び知識を有して おります： (中略) 3. 私たちができることの一覧表 (中略) 以上
--	--

「知的財産基本法の施行状況に対する意見募集」に寄せられた意見(個人)

(知的創造サイクル専門調査会関連分)

コンテンツ専門調査会関連分の記載には、色付けをしてあります。

No.	意見
1	1. 大学等に事業化融合スタッフ配置を 日本のトップ大学のそれも花形研究機関には大企業がアプローチするが、それ以外は見よう見真似で取得した特許技術を基に模索している。この事は米国における事業化率がはるかに高いことで証明されている。つまり、先ず第一に「事業化ありき」でスタートしていないからではないか。ただ、一般企業のように「金にならない」技術は見向きもしないようではいけない。大学等の長年にわたる技術を、事業化に適した方向にマネージメントするコーディネータが不可欠と考えます。そのコーディネータは是非民間人を活用すべきである。個人的にもそのようなコーディネータを何名か知っています。彼等の基本アプローチは「先生方の英知」を大切にすることです。官公庁又はその下部組織の人達では「先生方」と衝突します。 2. 大学等にはこれ以上、大学常駐知的財産スタッフは要らない 大学常駐知的財産スタッフの強化で特許出願は増えたが、民間企業に見うけられる出願のみの特許出願がどのくらいあるのだろうか？民間は自己防衛のために出願するが、大学等はどのようなメリットがあるのでしょうか。知的財産スタッフは都度、外部民間組織を利用すればよい。また、1. で述べたコーディネータも利用してもよい。そうすれば「先生方の英知」に対して「値付け」ができる。値付けの高い特許出願は当然に事業化率が高くなる。そうは言っても、長期的な研究ビジョンをマネージメントするの最小限の常駐スタッフはすでに配置されていると思われます。この常駐スタッフの能力をフルに活用すべきと考える。能力が不足するなら外部知的財産スタッフやコーディネータの力を 借りればよい。 以上
2	第1章 創造分野 1. 大学等における知的財産の創造推進(施策:80点、実行:60点、成果40点) 大学知財本部、TLO共に、設置数はほぼ充分である。また、知財ポリシー、機関帰属、利益相反などの学内ルールも殆どの大学で一応の形はできている。今後は、これらの学内ルールをさらに知財活動推進に従った経験をもとに充実強化する必要がある。 しかしながら、一方では、知的財産管理において大きな問題を抱えている大学も多い。発明者である大学研究者の認識不足や準備不足のために、出願前公開が原因で

有効な権利確保ができない場合も多い。また大学研究者の情報管理も充分でなく、事後処理に問題を抱えることになっている。

今後は、これらの実務上の問題を解決するべく、大学の有機的な活動が望まれるが、大学側の収入が安定するまでは、引続き政府の支援が不可欠である。

2. 知的財産を軸とした産学連携の推進(施策:80点、実行:60点、成果20点)

大学発の発明や、ベンチャー企業数など数値の上では、着実な進展が見られる。

今後は、数のみでなく、各ベンチャー企業が確実にビジネス面での十分な成果を得られるような時間が必要であり、またこれらのベンチャー企業の取捨選択がなされるのは必定であり、成功モデルの登場を待つなど推移を見る必要がある。

各大学とも、知的財産管理が始まり数年の経験であるため、十分な業務の蓄積がなく、試行錯誤の状況にある。処理業務量が少ない現状では大きな問題として顕在化していないが、十分な資質を持った大学知財管理者数が不足しており、このため円滑な知的財産管理がなされていない場合もある。今後を考えると大きな課題である。

共同開発や不実施補償などの、産学連携ルールについては、大きな進展はなく、各大学の課題は多い。

3. 研究者の創造環境の整備(施策80点、実行20点、成果:10点)

各大学とも十分な設備を持ち、研究者はいつでも知的財産を重視した創作を行なうことができる環境にある。しかし現実には、これらの設備は研究前や研究初期には殆ど利用されていない。今後の研究者の意識改革をするための指導などソフト面での改革が望まれる。

4. 企業における質の高い知的財産の創造(施策:80点、実行70点、成果60点)

基本特許の取得や、経営戦略への知的財産の組み込み、戦略的研究開発などが有効になされ、これが技術のブレークスルーに繋がっている企業も出ている。しかし、必ずしも成功している企業だけでなく、企業間の格差が大きい。

また、中小企業においては、大企業に比べて知的財産を活用した創造のレベルが低いことは否定できない。中小企業が大企業と同じ手法で知財戦略を捉えるのでは、大企業に比べて不利になるのは当然であり、規模に見合った活動モデルが必要となっている。

第2章 知的財産の保護

1. 知的財産の保護強化(施策90点、実行80点、成果:70点)

特許審査の迅速化については、特許庁も多大な努力をしており、さらに推進本部も設置されることになり、今後の飛躍的な促進が期待されている。特許調査の外部移管も

大幅に促進する必要があるが、予備審査制度の導入や、審査官と出願人とが一体となった効率的な審査体制などの新施策も考慮する必要がある。さらには、審査を全出願案件について一律に促進するのではなく、必要な技術分野、必要な案件のみに絞るなどのパラダイム変換も考慮したい。

知的財産制度の改革については、実用新案制度の改正、知的財産高等裁判所の設置などの顕著な成果も見られるものの、医療関連行為の保護のあり方、技術流出防止への対応など今後の大きな成果が期待される分野も多い。

2. 世界特許システムの構築(施策:90点、実行:50点、成果:20点)

特許の相互承認、特許審査ハイウェイ構想などの進展により、世界特許制度に近づく期待感が大きい。これらの準世界特許制度の確立により、煩雑な手続き業務を少なくし、短期間での確実な海外権利取得が可能になることによる出願人へ有形無形の貢献ができる社会の実現が望まれる。

第3章 知的財産の活用

1. 知的財産の戦略的活用(施策:80点、実行60点、成果:50点)

知的財産重視の経営戦略や情報開示については、既に多くの企業において着実に実施されている。しかし、状況は斑模様であり、今後も多くの企業においてさらなる展開が望まれる。

知的財産のライセンスや紛争処理などの有効活用策については、依然に比べて多くの企業が特許権を保険的意味合いから、戦略活用手段へと転換が図られている。これらは、表面的な実益はともかく、市場原理でのビジネス戦略としては有効に機能していることは明らかである。今後も知的財産は保有するだけのものから、活用するものへの変化が進むものと推測できる。

2. 国際標準化活動の支援(施策:60点、実行30点、成果:なし)

我が国の国際標準化活動は、欧米諸国に比べて遅れており、産官ともに大きな課題である。我が国産業レベルと今後の進路を考えると、IT、ナノテク、環境、バイオの重要分野においても標準化が必要とされている技術は多く、人材及び予算の面において引き続き協力的な支援を要する。

3. 中小ベンチャー企業支援(施策:60点、実行:50点、成果:30点)

中小ベンチャー企業への専門情報の提供や権利取得支援は、日本弁理士会、日本弁護士会連合会などの組織的な支援が始まっており、今後の成果が期待されている。しかし、これらの支援だけでは中小ベンチャー企業の発展は難しく、何よりも彼ら自身が意識改革と自ら実行する意欲をもつことが必要である。このための政府の取り組み成

果が期待される。

4. 知的財産を利用した地域振興(施策:50点、実行40点、成果:なし)

知的財産に関する助成、地方公共団体の知的財産組織の確立などの変化があるが、その動きは大学知的財産本部よりも遅い。必要とする人材、予算、制度のいずれにおいても今後の課題である。地域自身が、自己の土地、環境、風土、人材、文化、組織、伝統などの知的資産を見直し、これらをもとに新たな知的資産を積極的に創造する必要があり、このためのロールモデルが必要である。

第4章 コンテンツをいかした文化創造国家への取組み

1. コンテンツビジネスの飛躍的拡大(施策:60点、実行30点、成果:10点)

我が国は世界有数のコンテンツ大国であるにも拘わらず、我が国自身の認識が低い。業界の近代化や合理化はなかなか進まない。評価手法や資金調達において部分的な進展が見られる。創作、保護、活用、流通を含めたコンテンツ人材の育成についても、多少の育成機関が誕生しているが、盛り上がりは今ひとつである。コンテンツ流通についても市場の形成など今後の課題は多い。

コンテンツの飛躍的な進展を図るため、また我が国特有のコンテンツの安易な海外流出や、模倣に対しては、特別の対策や保護法が今後必要になる可能性もある。

2. ライフスタイルをいかしたジャパンプランド戦略(施策:50点、進行:20点、成果:なし)

現状においては、食生活、住環境、文化伝達手段である移動輸送面においても、毎日のように暗いニュースが流れている。かつての、体にやさしい日本食、日本文化、正確無事故の輸送手段の面影が薄れている。

産業再生の兆しが見え始めた状況であり、伝統文化と先進文化の調和のとれた現代ライフスタイルによって、荒んだ日本人の心を洗いなおす絶好の機会である。衣食住のすべての文化においてジャパンスタイルの推進、地域ブランドの推進が今後の課題であり、より具体的な国家的な施策と実行手段が望まれる。

第5章 人材育成と国民意識の向上(施策:50点、進行:30点、成果:10点)

知的財産推進計画のなかでも、人材育成は制度改正よりも先にあるべきところ、後手にまわっている。弁理士の質量増大については、単に数合わせに終始しており、弁護士にいたっては実質的な成果はない。その他の知的財産関連人材の育成においても具体的な成果は少ない。大学や大学院における構想も間接的な施策であり、民間の

自主的な取組みに終始しているので実質的な進行度合いは極めて遅い。さらなる積極的で実務に有益な段階的人材育成策を構築するべきであり、分野別目標と指標を設けたい。

	国民全体の知的財産教育もこれから教育手法を構築する段階であり、今後の進展に期待するしかない。
3	(1) 知的財産に係る各種の施策が、知的財産基本法の趣旨及び規定どおり、実施されてきたか。特に、知的財産推進計画に基づく施策は、計画どおり実施されてきたか。 知的財産基本法および知的財産推進計画に鑑みた場合、諸施策はそれぞれ進捗に差はあるものの、概ね計画通り実施されているものと考えます。しかし、それが知的財産立国を目指すうえで適切な内容であるかは別の問題であり、再考の必要があります。 (2) 実施した施策は、知的財産立国に資するものとなっているか。 施策を全体的・個別的に見て、必ずしも「知的財産立国に資する」とは言えない部分があると考えます。 全体的には、まず第一に、現在「知的財産推進計画2005」などで挙げられている政策は各関係団体の要望を列挙しているに過ぎず、政策全体としてのまとまりや戦略性、計画性の点で弱点があるということです。 例えば「知的財産推進計画2005」の第5章の3では、知的財産教育の推進や国民の意識改革を訴えていくこととしていますが、それは「知的財産立国」の全体像がいかなるものであるかという将来のビジョンを示せなければ困難であるし、たとえ個別の政策や法改正が実施されたとしても国民に訴えていく力はきわめて弱いものにならざるを得ないことは覚悟しなければなりません。 合わせて、「計画」というからには、各施策を順序立てて進めて行くことも大切です。時機を誤った政策はその効果を半減させ、ときには「知的財産立国」に逆の効果すらもたらすおそれがあるからです。 また、各関係団体の要望を列挙しているという性格から、その中には特定の業種・職種・階層の「我田引水」的な政策が散見されます。 個別の政策では、第1章の3で研究者へのインセンティブを謳っていますが、研究は研究者だけで行うものではありません。研究環境を整えるには、研究にいかに投資を呼び込むかが大切であり、もちろん研究者へのインセンティブも否定はしませんが、それは研究に民間からの投資が呼び込める下地ができていれば自然に解決することであって、研究者へのインセンティブ付与をことさらに取り立てて計画に明記するのは、「木を見て森を見ない」とも言うべきナンセンスな議論です。 また、第5章の2の8)では、知的財産専門人材としてポストドクター等を活用することが

明記されていますが、いわば「大学卒業後に就職をモラトリアムして大学院に進学した人」の就職あっせんを何の脈絡もなく政策に盛り込んでいるのか、まったく不明です。研究者の知的「財産」意識の低さこそが問題であるのに、知的財産を「研究者くずれ」の就職あっせん先にするなど「知的財産立国」に資するかという点ではもってのほかであり、むしろ知的財産分野を理系出身者のみが囲い込んでいる現状を打破し、たとえ技術の知識では劣っていても、技術分野にとらわれず知的財産のビジネスへの活用が高い意欲・意識のある人材を、幅広く受け入れるべきです。真に知的「財産」意識の高い人材でなければ、これからは真の「知的財産立国」をつくること

はできず、このままではいずれ行き詰ることになるでしょう。

第4章の4の(3)の6)では、権利者の利益と公共の利益とのバランスに留意するとありますが、その点において、現在の著作権制度は、特に近年の法改正やその議論においては、消費者団体が議論に参加していないなど、一部の業種・職種・階層の意見に偏り公共の利益への配慮を欠いていると言わざるを得ず、そのような状況下で著作権の有効期間の延長の議論がなされることに対しては、大変危惧しています。

(3)施策の実施状況を踏まえ、今後どのような課題があるか、また、今後どのような措置を講じるべきか。

真の「知的財産立国」に資するために、まずは「知的財産立国」の全体像・ビジョンをわかりやすく示すことが必要です。またその中で、戦略性・計画性も強化していかなければなりません。

具体的には、「木を見て森を見」ない個別の施策を列挙するのではなく、まずは「知的財産の適正な保護」により「知的財産立国」の下地をつくり、「知的財産活用の支援」により知的財産の価値を高め、それをもって研究開発投資を呼び込む体勢作りなどの「知的財産創造の支援」とするという、ロードマップを示すということです。

これがきちんと示されていないことが、「知的財産立国」が「我田引水」的な要望に振り回されている一因となっているとも考えられます。

また、特定の人や団体にのみ利益をもたらすことを目的とした「我田引水」的な政策は、公共の利益とのバランスにおいて、国民の知的財産政策への反発や不信感を招くことになり、長い目で見て「知的財産立国」に資するとは思えません。いわゆる「知財ブーム」にぶら下がろうとしている人々との「しがらみ」を断ち切り、捻じ曲げられてしまった「知的財産立国」を本来の形に戻すべきです。

「国民不在」の「知的財産立国」となることのないよう、希望します。

4	(1) 知的財産に係る各種の施策が、知的財産基本法の趣旨及び規定どおり、実施されてきたか。特に、知的財産推進計画に基づく施策は、計画どおり実施されてきたか。 利益相反に関するルールを明確化する 施策自体が不明朗である。 きちんと、法遵守という観点から大学が法人としての責任を果たすため「コンプライアンスプログラム」の用語を使うべきであろう。 特に、旧ココムの流れを汲んだワッセナー・アレンジメントを「知的財産ポリシー」に盛り込んだ大学が皆無であることは由々しき自体である。 国立大学が法人化させた以上、わが国の産業施策に違背するような行為は禁止すべきである。 ある大学の「利益相反委員会」で、土、日曜の大学職員の韓国、中国への技術指導が利益相反に反しないという結論を出したようである。 これに見られるように、もはや文部科学省では大学のコンプライアンスを律しきれない状況にある。 大学の職員が経済活動をする以上、わが国の産業政策はもとより関連法規を遵守する義務がある筈であるが、大学や職員のその意識は希薄のようである。 早急に、管理体制を整備する必要がある。 日本版バイ・ドール制度の適用対象を拡大する 日本版バイ・ドール制度自体が不明瞭極まりない。 日本版バイ・ドール制度は、産業活力再生特別措置法30条、31条をさすと思われる。本来であれば、財政法を改正すべきで、何ゆえ産業活力再生特別措置法におくのか可解である。 大学における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進と題した31条に至っては、「文部科学大臣及び経済産業大臣は、……技術に関する研究成果について、当該研究成果に係る特許権及び特許を受ける権利についての譲渡その他の行為により、民間事業者に対し移転を促進するための施策を積極的に推進するよう努めるものとする。」という訓示規定である。 しかも、主体は文部科学大臣及び経済産業大臣に限られている。このような主体の特定は30条にはない。 研究機関等を有する省庁は文部科学省及び経済産業省に限ったことではない。両省庁は特許を管理する財団を有している。何やら省益が働いているような気がしないでもない。これから特許を管理する財団を作りたい省庁の力が働いたのかも知れない。 本来的には不良債権を処理することを狙った産業活力再生特別措置法に何ゆえ、知
---	--

的財産の円滑な利用を図る日本版バイ・ドール法といわれる条文をおかなければならないのか不可解であり、不明瞭である。これでは、あまりにもつけ刃的で日本版バイ・ドール法と呼べない。

知的財産の流動化を国策として本当に考えるならば、財政法を改正すべきである。この場合、日本版バイ・ドール法の適用条件と厳しくし、日本国籍の企業で外資の比率が所定の割合以下等の主体要件を厳しくし、主体要件を満たす企業に対しては遍く日本版バイ・ドール法を適用し易くすべきである。
とにかく、現行の日本版バイ・ドール法は機能していないと思われる。

特許情報の利用環境を整備する

特許庁のIPDLの機能強化により、十分達成されたように思われる。

利用者の利便性を向上させる

特許出願をインターネットでできるようになり特許出願が24時間、何時でもできるシステムが構築され稼動した事は評価できる。

ただ、IPDLのアクセスについては、韓国、中国のアクセスが異常に多く、国内のユーザが迷惑を蒙っている点については何らかの対策が必要であろう。

ブランド保護のために商標制度を整備する

商標法が改正され地域ブランドを保護することで地域振興に貢献しているように思われる。

営業秘密等の保護を強化する

不正競争防止法の改正で、外国において漏洩した場合も可罰対象となり、枠組みは出来たと思われる。

しかし、文部科学省の力不足で大学職員による土、日曜日の韓国、中国での技術指導アルバイトが相変わらず行われているようである。

この行為は、外国為替及び外国貿易法第25条第1項第1号の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引についての役務通達の確認を要する。役務の提供が無条件にできるものではないことを、大学、企業は認識すべきである。

意図せざる技術流出については、経済産業省が啓蒙活動をしているが、意図な流出が違法かつ条約違反となることを周知させるとともに、特に大学はコンプライアンスプログラムの徹底をはかる必要がある。

知的財産の保護を強化するための制度を整備する

特許法等の改正によりかなり制度の整備は整ったように思われる。

特許出願、出願審査請求、登録維持年金に対し中小企業、大学、TLOに対する減免措置が採られ制度的には整えられたと評価できる。

また、特許法改正で104条3は、キルビー最高裁判決の流れをくんだもので司法においても権利の濫用と認められる事案にあっては、特許の有効性を判断できるとするもので、司法経済上からも意義があると思われる。

権利行使に耐え得る発明とはいかなるものか、また、日本での均等論が適用されるものかといかなるものであるかを示す根拠となっている意味は大きい。

知財高裁は発足して1年に満たないが、査定系の審理は迅速化されたようである。

当事者系についてみると従前に比し特段迅速化されたとも現段階では言えない。当事者系の審理についてみると、判決主文は妥当であるが判決文が雑な案件もあるようである(原審判決文の内容の方が妥当なケース)。

侵害発生国・地域への対策を強化する

国内での摘発は警察での検挙はすすんでいるように思われる(京都府警)。

実態調査は特許庁の外郭団体で実施され実体把握は進んでいるようである。

外交問題が絡むが、外務省の動きが鈍い感じを受ける。

ノウハウ等の海外への流出を防止する

通産省による不正競争防止法改正で法的根拠が整った事は評価できる。

ノウハウ等の海外への流出で一番懸念されるのが大学である。

産学連携で国内の企業との成功事例は極めて少ない。そこで、中国や韓国が大学に擦り寄って来るのに対し安易に応じるケースが後を絶たない様である。

学問の国際交流自体はそれ自体否定されるべきではないが、国際交流名のもと何をやってもいいわけではない。国内で連携企業先を見つけるより技術を欲しがる中国、韓国が寄って来るのだから、要請のあった国の企業との技術交流の方が手っ取り早く収入が得られるだろう。いきおい国立大学も法人化され、そのようにしたがるようである。しかし、大学には補助金の形で税金が投入されていることを認識すべきであり、ある意味大学の知的財産はそれを生み出すのに公立、私立に関らず税金が使われているのだから国民の共有財産という側面もある。

学術研究交流と技術指導の切り分けは困難かも知れないが、結果的に役務の提供になれば、規制対象であるか否かの確認義務がある。この義務を果たさず海外への技術指導を安直に行うのは大学として遵法の責任を果たした事にならない。

大学に限らず企業においても、外国為替及び外国貿易法を遵守する必要がある。

また、経済産業省以外に、外務省、文部科学省が海外との交流窓口をもっている。ややもすると、省益や省庁の力関係が働き国民の利益である国益が損なわれる自体が散見されるが、わが国の経済産業施策を担う産業経済産業省の指導のもと、関係省庁はノウハウ等の海外への流出を防止に万全を尽くし、わが国の産業競争力が阻害されないようにされたい。

知的財産の円滑・公正な利用を促進する

この項目は残念ながら達成されたとはいえない。

産学連携という事が言われて久しいが、産学連携は未だ上手くいっていない。

その要因の一つには、いわゆる「不実施補償」がある。

これは、企業と大学との共同出願に係る発明において、大学が実施をしないのだから企業が実施して収益をあげたら、大学に補償金を支払えというものである。なかには実施をしなければ、それはそれで補償金を支払えというものもある。大学の独立法人化前からあった悪しき慣習である。

以前は企業も大学から優秀な学生を欲しいあまり寄付金と割り切り応じていた企業もあったようである。しかし、企業会計も国際標準化され透明化するなか、デイスクロージャが義務化されると企業も対応できなくなり、悪しき慣習を断ち切りたがっているところも多い。この悪しき「不実施補償」の慣習は大学に限ったわけではない。

電力、通信会社、ガス会社、NHK、公的機関といったインフラに関係する多くの者の間で見られる。

企業が当該共同発明を実施するか否かは企業自身が経営リスクを考えて決定する。

また、企業が当該発明を実施するにあたっては、性能、品質、信頼度、コスト等の面から総合的に判断するのが通例である。

共同開発して企業からもノウハウを少なからず渡し、その上で共同発明が生じ実施をしたならば、利益が出ようが出まいがおかまいなしに「不実施補償」を大学が徴収するというのでは、普通の経営者であれば共同開発を見合わせるというのが常であろう。

現に、ある大学と企業との共同開発で、大学が「不実施補償」に固執したため企業が大学との共同開発を止めた企業の実例がある。

ここで最も懸念されるのが、職務発明の補償の原資を大学がどのように考えているかである。原資を「不実施補償」に求めているようなことがあれば、考え違いと言わざるを得ない。例えば、共同開発して出てきた共同発明が今までの技術的な流れと異なる画期的なもので産業界にインパクトを与えるようなものであったとき、大学の発明者に対する職務発明の補償金を「不実施補償」から充当するのであれば企業は応じないであろう。

「不実施補償」は法的は何の支払い根拠もなく、不健全な慣習と言わざるを得ない。

TLOでの企業との契約で多くの場合「不実施補償」が問題となっているようである。

本来的に、大学自体が職務発明に対する補償費用は予算化するおが筋であろう。大学自身は、共同出願の相手方である企業の同意があればライセンス活動もできるわけであるから、悪しき「不実施補償」の慣習に拘泥すべきではない。「不実施補償」をめぐる、裁判で争った事例はないが、優れた人材を欲しい企業側からすれば争うわけにはいかないわけで、大学が「不実施補償」を振り回すのはある意味では優越的地位の濫用ともいえよう。

産学連携において知的財産の円滑・公正な利用を促進するには、知的財産の円滑・公正な利用を促進するには、「不実施補償」の撤廃が不可避である。また、「不実施補償」が大学に限らず、多くの研究機関等でも強要していることに鑑みて、法改正が必要である。

(法改正)

特許法 第73条(共有に係る特許権)

現行法

「2特許権が共有に係るときは、各共有者は、契約で別段の定をした場合を除き、他の共有者の同意を得ないでその特許発明の実施をすることができる。」

改正案例

「2特許権が共有に係るときは、各共有者は、契約で別段の定をした場合を除き、他の共有者の同意を得ないでその特許発明の実施をすることができる。ただし、各共有者は自己が実施しないことを理由に、他の共有者に補償を求めてはならず、また、他の共有者の実施を妨げてはならない。」

戦略的に国際標準化活動を強化する

大学における基礎研究が疎かになっている感じを受ける。

特許庁で標準技術集として最新の技術を紹介しているが、紹介される文献は海外文献が目立つ。産学連携でやや目先の利益に大学が傾いている感じを受ける。

携帯電話を見ても第4世代のMIMOの発案は日本ではなく米国である。

標準化には産学連携が不可欠であり、ネックとなっている「不実施補償」は法改正によって禁止すべきであろう。

魅力ある地域ブランドを生成する

商標法改正により保護の枠組みは整ったように思われる。

今後は、地域ブランドの偽物の取締りが課題となろう。

(2) 実施した施策は、知的財産立国に資するものとなっているか。

利益相反に関するルールを明確化する

知的財産立国に逆行しているのが現状。

大学にコンプライアンスプログラムの規程を規程化させ関連法規を遵守させるべきである。

「利益相反」なる訳の分からない言葉は、わが国にはなじまない。

日本版バイ・ドール制度の適用対象を拡大する

知的財産立国に逆行しているのが現状。

きちんと、財政法において法改正しないと省益が優先する余地を与える結果になる。

特許情報の利用環境を整備する

知的財産立国に資するといえる。

IPDL(特許電子図書館)、インターネットによる電子出願の環境整備は評価できる。

IPDLによって、出願しようとする発明の新規性、進歩性がある程度調査が可能である。

また、IPDLによって製品が他人の特許を侵害しているか否かの調査が誰でも無料で、24時間できる点は侵害事件の予防にもつながる。

IPC(国際特許分類)をFターム(審査のためのIPCをわが国特有で展開した分類)に展開しており、特許調査時に検索件数を適格に絞ることができる点は評価でき、知財立国に資すると思われる。

利用者の利便性を向上させる

知的財産立国に資するといえる。

インターネット電子出願は24時間特許出願ができ知財立国に資するものと言える。

ブランド保護のために商標制度を整備する

知的財産立国に資するといえる。

保護されたブランド企業は品質向上、維持に努めるので、経済効果も伴い知財立国に資するだけでなく経済立国にも資するといえる。

営業秘密等の保護を強化する

知的財産立国に資するといえる。

ただし、経済産業省が中心に施策を履行し、外務省、文部科学省がよく協力する体制が不可欠である。残念ながら、現時点では、外務省、文部科学省が十分協力しているとは言えない状況である。

知的財産の保護を強化するための制度を整備する

知的財産立国に資するといえる。

特許法等の法改正による保護制度の充実が知財立国に資するといえる。

侵害発生国・地域への対策を強化する

知的財産立国に逆行しているのが現状。

税関、警察、経済産業省の努力は評価できるが、外務省の努力は希薄なのが実情であろう。

ノウハウ等の海外への流出を防止する

知的財産立国に逆行しているのが現状。

経済産業省が意図せざる技術海外流出ということで啓蒙活動を行っている一方で、大学を介しての海外流出が後を絶たないようである。

また、外務省、文部科学省も海外交流と技術交流を穿違えている面があり、条約、関連法規に無頓着とも思える実情にあり、知的財産立国に逆行している実情がある。

知的財産の円滑・公正な利用を促進する

知的財産立国に逆行しているのが現状。

「不実施補償」が産学連携の妨げとなっており、産と学のシナジー効果が得られない実情にある。

戦略的に国際標準化活動を強化する

知的財産立国に逆行しているのが現状。

大学が産学連携に拘り、実用化前の基礎研究から目が離れている実情がある。大学でも直に利益に結びつかない部門の研究をしている部門もある。

ノーベル賞を受賞したニュートリノは、研究をしても産業の発達に役立つものではない。そのように特許発明や利益とは結びつかない学問を学部学科によっては研究しているが、だから利益を生まないからといって予算を削減したり軽んじてしまうと、大学自体の質が問われる。

今直ぐ利益に結びつかないものでも自由な発想研究を出来る環境を整えることが、国

際標準化活動を結果的には強化することになる。

企業ではできない基礎研究の充実と企業ニーズとの融合がしやすい環境を整備すべきである。

魅力ある地域ブランドを生成する

知的財産立国に資するといえる。

商標法改正により制度的な面が整備された。食の地域ブランド振興については、知的財産推進計画2004と経済産業省 新産業創造戦略に基づき、特許庁と農林水産省が上手く連携して成果を挙げた例として評価できる。

地域が品質維持と販売戦略をどのように展開するかで、地域ブランドという知的財産の価値が高まり、知的財産立国にするものと評価できる。

(3) 施策の実施状況を踏まえ、今後どのような課題があるか、また、今後どのような措置を講じるべきか。

[1] 技術の海外流出防止施策

(背景)

安全保障、国際的技術競争力の両面から考える必要がある。

安全保証面ではソ連の崩壊に伴い旧ココム規制はなくなり、ワッセナー・アレンジメントに変わった(通称 ワッセナー協定)。

ワッセナー・アレンジメントの目的は「地域の安定を損う虞れのある通常兵器の過剰な蓄積の防止」という極めてあいまいな内容となっている上、対象品目は「武器及び関連汎用品双方、汎用品については、ココムに比して対象品目が限定的となっている。

特定の貨物の輸出及び技術の提供については、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)第48条第1項及び第25条第1項第1号に基づき、それぞれ輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)及び外国為替令(昭和55年政令第260号)により、経済産業大臣の許可を要することを定めている。

こうした中、平成13年にワッセナー・アレンジメント(通常兵器及び関連汎用品・技術の輸出管理に関する国際的枠組み)での合意等に基づき、輸出貿易管理令を改正された。

改正の概要は

(1) ワッセナー・アレンジメントにおいて電子式のカメラ等の部分品が規制対象品目として追加されたことから、輸出について経済産業大臣の許可が必要な品目を定める輸出貿易管理令別表第一の10の項(4)に「又は電子式のカメラ等の部分品」を追加す

る。

(2) 「チェッコ」及び「ポーランド」の2か国について補完的輸出規制の規制要件を緩和するため、輸出貿易管理令別表第四の二に当該2か国を追加する。

というものである。

恐らくは、電子式カメラ等の部分品は、“ミサイルの目”になり得るとでも考えたのであろう。

しかし、昨今、中国に進出した某メーカーのデジカメが不良品と認定され、販売を制限されたのは記憶に新しい。事実経緯は定かではないが報道によれば、再審査のため中国から詳細な技術資料の提供を求められたが、これを某メーカーが拒否をしたところ販売禁止処分をしたらしい。

中国はキャッチオール規制の対象とならない「ホワイト国」26か国の国ではない。

その一方で、中国とは外務省所管の二国間科学技術協力協定として日中科学技術協力協定 1980年 5月28日署名・発効を締結している。

また、文部科学省所管で、日本と中国との間における科学技術文化に関する相互理解を深め、もって日中間の友好親善関係の増進に寄与すると称し財団法人 日中科学技術文化センターが設立されている。

こうしてみると、安全保障面での観点から、経済産業省がワッセナー・アレンジメントを実効あるものとして、外国為替及び外国貿易法第25条第1項第1号の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引についての役務通達を出しても、他省庁とのスタンスの齟齬によって実が得られないのが実情である。

省庁間の科学技術に対する認識はそれぞれ異なる。

経済産業省は、外為令別表、輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(平成3年通商産業省令第49号。以下「貨物等省令」という。)、貿易関係貿易外取引等に関する省令(平成10年通商産業省令第8号。以下「貿易外省令」という。)によりキャッチオール規制を行っている。

日本の技術は日本国民の知的財産であり、天然資源の乏しいわが国は極めて知的財産に依存する部分が大きく、経済産業行政により有効利用が図られてきた。

だが、先の省庁再編成で科学技術庁は文部省に組み入れられ、知的財産の保護が危なくなっている。

昨今、終身雇用制が揺らぎ、近隣国に土曜、日曜に技術指導のアルバイトを行っている大学職員、会社員等により知的財産である技術が漏洩している事実がある。これは、いわゆる団塊世代の大量定年を迎え由々しい問題である。これにより、近隣国から低価格の製品がわが国に輸入されて不要な価格競争でデフレを招来したのは記憶に新しい。

また、バブル期に加工賃金が安いということで安易に中国に進出し、中国国内から撤退するときに技術の持ち出しができない法制により止む無く工場をそのまま工場を置いて撤退を余儀なくされる事態も多々あるようである。撤退の要因としては進出当初の優遇税制を軌道に乗った段階で剥奪される等のケースが多いようである。更に昨今では、10年雇用すると終身雇用義務を課せられる等の進出企業にとっては不合理な法制も履行されるようである。

日中友好は尊重されるべきであることは否めないが、中国はWTOに加盟しており技術交流については国際ルールとわが国の国益を十分配慮しなければならない。技術交流に関しては経済産業省、外務省、文部省科学省が現実に関与しているが、単に友好というだけで、ワッセナー・アレンジメントやわが国の産業競争力の阻害に無頓着では国益を損なう事を十分考慮しなければならない。その意味で、知的財産に関する産業経済施策の見直しと、見直した産業経済施策を履行する体制の見直しが必要である。

< 1 > ワッセナー・アレンジメントの遵守

(イ) 技術流出の枠組みの創設

小さな政府と言われているが、国民の生命、安全にかかる事に関しては、十全を尽くす必要があり、決して疎かにしてはならない。

・貿易管理庁(仮称)の設置経済産業省の一部局で貿易管理を行っている現状では、ワッセナー・アレンジメントのような枠組みの認知度は低いのが実情である。

多くは、技術指導は貿易という大げさなものではないから法令は関係ないだろうというぐらいにしか考えていないようである。

また、技術指導の対象技術は安全保障に関るような大げさなものではないから、一寸、韓国、中国に行ってくるくらい問題ないだろうと考えているようである。そのような行為が大学に設置された「相反利益」委員会で問題なしと結論付けた事例があるくらいである。

このような認識の原因の一つに関係法令自体、本来の貿易に関係する者以外にはなじみがないことが挙げられる。パスポートを持っていれば、査書の取得も旅行会社である。本人は一寸、韓国、中国に行ってアルバイトをするぐらいの認識しかない。

物の輸出入移動が管理されるので、無体物といえる頭の中にある技術情報の移動管理がされてしかるべきである。

渡航目的が「技術指導(サンプル提示も含む)」か否かを明確に記載させ、安全保障

面、わが国産業競争力の維持の面お両面から審査し、関係法令に触れるか否か審査し、該当する場合は渡航を停止させる措置を採る必要もある。

また、渡航を許可した場合も場合によっては帰国時に対応した企業、者を管理する体制まで必要かも知れない。

現在の入出国審査では、人数的にその能力はないので、新設の役所への届出制にし技術指導の実体を把握しておく措置が望まれる。

経済産業省、法務省の共同所管で行うのがいいのかも知れない。

(経済産業局で対応できれば、それでもいいが地方経済産業局の数が少ないのがネックである。)

(ロ) 普段からのPR

「技術指導は貿易行為です」といった具合の内容をTV、ラジオを使って周知させる。

(ハ) 大学コンプライアンス規程の徹底

大学の「利益相反」規程・委員会を廃止し、コンプライアンス規程・委員会とする。

文部科学省が大学に規程化をすすめている「利益相反」規程は、不明瞭な言葉のもと遵法意識を欠如される傾向にある現実は否めない。ここは、省益等を考えず、正面から遵法精神を徹底させ、大学が法人としての責任を果すようコンプライアンス規程・委員会を設置すべきであろう。

当然、コンプライアンス規程にはワッセナー・アレンジメント等の海外との技術交流にあたって遵守すべき法令の内容を掲げるべきである。

< 2 > 特許法改正による「不実施補償」の廃止

産学連携の円滑の面からも「不実施補償」を撤廃すべきである。

「不実施補償」は大学に限らず他に多くの例があり、訴訟で争った事例もないし、公正取引委員会がガイドラインを出せる状況でもない。判例等を待っていたのでは問題は解決しないので立法に頼らざるを得ない。

(法改正)

特許法 第73条(共有に係る特許権)

現行法

「2特許権が共有に係るときは、各共有者は、契約で別段の定をした場合を除き、他の共有者の同意を得ないでその特許発明の実施をすることができる。」

改正案例

「2特許権が共有に係るときは、各共有者は、契約で別段の定をした場合を除き、他の

共有者の同意を得ないでその特許発明の実施をすることができる。ただし、各共有者は自己が実施しないことを理由に、他の共有者に補償を求めてはならず、また、他の共有者の実施を妨げてはならない。」

< 3 > 特許流通アドバイザーとコーディネータの1本化

経済産業省所管の特許流通アドバイザーも文部科学省所管のコーディネータと2つの制度が並存しているが、必ずしも人的素養が担保されていない。

現在の者は過去の関係からなっている者も多い。

また、経済産業省と文部科学省の共管予算もあるようである。

共管予算は省益や省庁間力関係に左右され易く、また、不正な予算執行の温床となる危険性も孕んでいる。

産学連携は、本来的にはわが国の産業政策の一環であることから、経済産業省が所管するのが望ましい。産学連携に関する部科学省所管の予算を見てみると、経済産業省のそれに比し異常に多額である上、その実が上がっていない。

貴重な税金を産学連携に使うのであるから、最小の予算で最大の成果を挙げる体制整備は当然なされなければならない。

先の省庁再編での焼け太りのせいも、教育の荒廃がすすんでいるのは否めない。

産業政策の一環である産学連携は経済産業省に一本化し、文部科学省は荒廃した教育に専念した方が予算の効率化、削減が図れるのではなからうか。

付言すれば、旧科学技術庁もわが国の科学技術行政は、経済産業省が担う方が小さな政府の実現に叶うであろう。この辺に省益が国益に優先している不合理さを感じる。その意味でも旧科学技術庁を経済産業省に組替える省庁設置法の改正も望まれる。

(イ) 特許流通アドバイザーにコーディネータを組み入れ予算も1本化し予算の効率化を図る

(ロ) 人的担保

特許流通アドバイザーには、特許法等の産業財産権法、契約に関する民法、不正競争防止法、特許情報の検索能力、ワッセナー・アレンジメント等の技術指導における関連法規の知識を要する。産学連携の阻害要因の一つに、仲介をする者のレベルに差がある事を挙げることができる。

・ 一旦、今の者を解任し、試験を行い、所定のレベル達した者を特許流通アドバイザーとして採用することが望ましい。

・ 団塊世代の定年を控え、機会を均等に与え、応力のある者を採用する。

	・ 任期は1～2年とし、再試験で所定レベルを維持していると認められれば更新が可能とする。 以上
5	見直しまたは要検討の項目のみを記します。 (創造分野) 1.(2)「知的財産に関する総合的な体制を強化する。」 具体的な項目の見直しが必要である。理由:大学の知財本部とTLOの強化をうたうが、大学の現場では、両者の棲み分けを図るのに苦労している。また、紛争処理の体制整備支援とは、企業の法務・知財渉外部門の大学版をイメージしているのであれば実情にそぐわない。近年の訴訟実務はきわめて複雑であり、教科書どおりには進まない。 法務担当者を豊富にかかえる大手企業であっても、知財訴訟については基本的に体験させて一人前に育てているのが現状だ。大学にとっての急務は、誰が知財訴訟・紛争の責任者であるかを明確にし、その責任者に必要な権限を集中することである。その責任者が、必要ならば訴訟対応の資源を外部にもとめればよい。知財本部とTLOの二極体制は責任体制をあいまいにする。 3.(2)「研究における特許発明の使用を円滑化する。」 リサーチツールに対する特許権行使を制限する立法措置を講じることは必要だと思う。その場合、事前の議論をしっかりとっておく必要がある。専門調査会を設置して検討すべきだ。理由:推進計画自体が「プロパテント」を基調としている以上、なぜリサーチツールを適用除外にする必要があるかという点について理論武装しておく必要がある。 (活用分野) 1.3.(1)「国際標準化活動を支援する。」 考え方には賛成である。ただ、具体項目4)('諸外国の国内規格策定の動きに適切に対応する')については、削除した方がよいのではないかと。理由:企業レベルでは日本は欧州企業との共同歩調をとることが多いが、米国企業はそれに同調しない。ところが政府レベルでは、対中国戦略の観点から米国と共同歩調を取らざるをえない。 この場合の「諸外国」とは中国に他ならない。「技術標準」の問題は、きわめて政治的・外交的側面がつよく、しかも技術内容は分野によりその対応が異なる。推進計画の標語的に盛り込むには適さないと思われる。しかも、推進計画の内容は英文で公開されている。国策として重要な戦略的項目であり、何もガラス張りにする必要はない。(水面下でできっちりやるという前提であるが…。)

	4章II.日本ブランド 4.(3)「海外への戦略的な情報発信を行う」 この考え方は、大いに賛成である。ただし、その内容については一考を要するのではない。理由:この場合の情報とは何かははっきりしない。日本の文化や伝統の発信であるとするれば、一般にはそれと知財がどう結びつくか理解が得にくいであろう。ここは奇をてらわず、愚直に「知的財産情報の発信」として、質の高い、定期的な英文ニュースレターを発行すべきであると考え。このニュースレターでは日本の知的財産に関する最新情報を盛り込んで、国際会議での資料としてあるいは在外公らの情報として発信すればよい。これが長い目でみれば日本の支持者を増やし、国際舞台での立場を強くすることにつながる。
6	(1)審査期間の短縮は、まだ効果がでていない。 (2)審査の仕方が不親切。米国のように、全ての請求項を審査すべき。どの請求項ならOKか、指針を示すべきである。今の国内の審査は、はじめの1つを見て、後は見ていないというものが多い。審査料金を不正に取り立てているとしかいえない。審査を急いでも、これでは知財立国を後退させているだけである。今では審査官は企業の敵のようになってしまい。非常にまずい状況である。 (3)一刻も早く、日本の知財を推進する審査官に公正していただきたい。お金を支払っているのですから、1つ目を見て後は請求項を見てないという行為は違反行為ではないか。このような審査がこんどきましたら、今度は報告させていただきたい。
7	はじめまして。 ブランドコピー品・インターネットオークション情報交換ページ 『リボンリボンの情報交換広場』の運営者です。 インターネット上で活動を始めて、今年で4年目を迎えます。 活動の一環として、有識者、業者、消費者などがひとつとなって知的財産問題を考える会、『偽ブランドのネット被害をなくす市民会議』(仮称)を立ち上げるために、昨年、準備委員会を発足しました。 情報交換広場を運営する中で、消費者の一人として、感じたことを述べさせていただきます。

2003知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画(総論)より

2003年から、始まった知的財産保護の推進計画も、2005年度に入って、ようやく消費者の目にも何かが変わり始めたことが見えるようになってきたと思います。

3-(8)知的財産権侵害に係る刑罰の見直し

今年度は、知財関係、特にネットオークションにおける偽ブランド犯罪について、これまでにない厳しい刑罰に処される販売者が増えました。偽ブランド関連の犯罪を起こしても、以前は警告だけで終わったり、摘発されても不起訴で終わることが多かったために、偽ブランド品を販売して処分されてもなんら損はないと、同じような犯罪を繰り返す業者も多かったのではないのでしょうか。

しかし、昨年からは知財関係の刑罰がこれまでにない、非常に厳しいものとなってきたために、インターネットオークションだけではなく、一般に偽ブランド品を販売している業者なども偽物販売の危険性を感じるようになってきているように思えます。

それに加え、年末の罰金改正の発表は、これまでの『偽ブランドを売っても損はしない』という考えを改めよという大きな警告になると考えられます。

4-(2)(3)紛争処理を強化する

においては、刑事裁判などにおける裁判などは、知的財産問題に強い裁判官が増えてきたのかもしれませんが、民事裁判に係る裁判官の育成はまだまだではないのでしょうか？

現在、私はオークションで偽ブランド品を販売していた業者に、名誉毀損等で民事告訴されていますが、裁判官が関連の法律にあまり強くないのに加え、権利者である某ブランドが裁判所の協力要請(真贋鑑定)を拒否されるなど権利者自身が知財問題に目をそむけているように思います。

権利者が変わらなければ偽ブランドはなくなりません。

民事裁判などの裁判官の強化と共に、権利者が意識改革を行えるよう働きかけを、強く望みます。

・模倣品・海賊品対策

まだ起動に乗っているように見えませんが、官民の連携も徐々に整いつつあるのがわかります。行政の働き掛けなどにより、インターネットオークション事業者等がガイドラインの作成などを行っていますが、残念なことに、形を整えるだけで中は海賊品や模倣品だらけというオークションサイトがほとんどです。

また、ヤフーなどはガイドラインにあわせパトロールや削除を行っているようです が、

	あの手、この手で、模倣品出品はいっこうにくなりません。 また居心地の悪いオークションサイトから、対応の遅れているオークションサイトや、モバイルサイトなどに悪質な販売者が流れ込んでいるのが素人にもわかります。全くひどい状態です。 官・民だけではなく、消費者も加わり、改善策を考えていかないと犯罪者に太刀打ちできない、そんな気がしています。 2 - (2) 国民に知的財産意識を向上させる これは改善されていないだけでなく、オークションの普及により、誰でもが模倣品や海賊版を簡単に販売できるようになったことで、逆に国民の知財意識は数年前以上に低下していると感じます。 ヨーロッパなどのように子供のうちから知的財産意識を育てることが大切。 パソコンの使い方を学ぶ前に、パソコン教育の一環としてネチケットなど知財教育を勧めていただきたいと思います。 それにはまず、マスコミの意識改革も重要です。 この関連の事件は、ニュースなどでも余り取り上げられることがありませんし、マスコミの意識も低いように思います。 以上、一消費者としての意見です。
8	以下、知的財産推進計画2005の項目を引きつつ、意見を述べる。 ----- 総論 2. 「知的財産立国」実現に向けた取組方針 《5つの配慮事項》 (1) ユーザーの視点を考えた政策 (5) 競争政策の重要性と表現の自由の重視 ● 著作権法の目的は、「著作権者等の権利の保護」と「文化的所産の公正な利用に留意」することを両立させ「文化の発展に寄与する」とされる(著作権法第1条)。しかし、これまでの著作権法改定においては、権利強化ばかり進められてきたというのが国民共通の理解としてある。その間 軽視された「ユーザーの視点を考えた政策」および「競争政策の重要性と表現の自由の重視」との方針を今こそ取り戻し、著作権制度の再評価を行なうべきである。正すべきところを正さねばならない。

● 公正使用として認められている範囲内の著作物使用を権利として確立すべきである。特に、権利者側からの一方的な主張により縮小されがちな私的複製について、正当な対価を支払い(無償のものも含む)入手したコンテンツをタイムシフト・メディアシフト・プレイスシフト等の目的で行なうことを無償・自由と明確化すべきである(すなわちこの私的複製においては私的録音録画補償金を課さないものとする)。

また、「権利制限規定はユーザーに権利を認めたものではない」として当該権利制限を無効化しようとする権利者側(例:歌詞引用に関する JASRAC)の発言に釘を刺す必要がある。

● 著作権法 30条以下 の権利制限規定は、知的財産戦略本部の「配慮事項」に関連して言うなら、「ユーザー」および「表現の自由」について配慮された結果であると理解できる。しかし私的複製や引用の規定については、権利者寄りの法制度や契約慣習によって形骸化させられている例が散見される。「競争政策」も同様に権利者側が形骸化させていることも合わせると、権利者の「権利行使」が濫用的にならないよう、コンテンツ市場のあるべき姿に向かって著作権制度の設計・運用を根本的に問い直すべき時期に至っていると考えられる。

● 権利者の「権利行使」によって妨害されるコンテンツ流通の一例として、差別的許諾(同時に差別的非許諾でもある)が横行する音楽配信の問題、著作権法上の権利を持つ者のみの決定による廃盤・絶版(実制作したアーティスト・映画監督・作家らの意思にかかわらず流通が断たれてしまう)の問題などがある。著作権および著作隣接権は、コンテンツ流通を拡大し「文化の発展に寄与する」ようインセンティブを発生させるという趣旨で付与されている。従って、これらの権利の「行使」によってコンテンツ流通が阻害されるような事態の発生は本末転倒と言わざるを得ず、直ちに是正化の方策を取るべきである。

第2章 知的財産の保護

II. 模倣品・海賊版対策を強化する

2. 水際での取締りを強化する

(5) 模倣品等の流通態様に応じた取締りを強化する

1) 模倣品・海賊版の税関での取締りを強化する

● 税関による「水際での取締り」を実現する一手法として、輸入差止申立て制度が活用されているところであるが、この申立てから、申立て受理・輸入差止めという流れが不透明であるという指摘がある。差止めが申立てられた時点で当該物品の輸入が止めら

れているとの話もあるのだが、これは事実なのだろうか？ 私は特に、商業用レコードの環流防止措置に関して差止申立て制度の動向を探っているのだが、こうした輸入停止のタイミングについて(一般国民としての立場では)見えてこない。そのあたりの事実関係をぜひ公表していただきたい(たとえば実際には権利を有していない申立て者をどう弾くか、その申立てが正しい権利行使の結果なのか等の判断が要求されるところである)。申立てが実際に「受理」されてから差止めを実行するのが合理的と考える。

● 輸入が為されようとする物品が知的財産権の侵害に当たるか否か(模倣品・海賊版であるか否か)は、非常にデリケートであり かつ公平な判断が要求される。そうした中で、判断を行政の運用に委ねすぎると「疑わしきは差止める」となりかねず、流通における国民の営為を萎縮させることが危惧される。究極的には判断を司法に委ねなければならないのであり、公の場での透明性ある判断を経ることで この計画が進んでいくことを望む。

第2章 知的財産の保護

II. 模倣品・海賊版対策を強化する

2. 水際での取締りを強化する

(6) 個人輸入等の取締りを強化する

● 知的財産推進計画によれば、模倣品・海賊版による知的財産権の侵害を防止するにあたり、個人による当該物品の所持まで禁止することを視野に入れているようだ。

これには強い危惧を抱く。個人にとって模倣品・海賊版の問題とは、それが模倣品・海賊版であると知らずに買った場合の、詐取された対価(被害額)に尽きる。たとえば当該物品が模倣品・海賊版であると理解していて(かつ それそのものを)購入するつもりであったなら、そこに被害は発生しない。たまたま買った商品が「模倣品・海賊版」であったからと言って、所持まで一律に禁止されるのはおかしい。"本物"を(品質や価格の面から)求めている者にまで"本物"をねじ込むのは、市場における消費者の自由な選択を妨げるものである。取り締まりは、あくまでも模倣品・海賊版を売るという行為について為すべきである。

● 模倣品・海賊版を取り締まる際に、営利目的のものにとどめ私的領域にまで対象を広げるべきでない理由は 個人の財産権にどう配慮するかという問題にある。特に、個人的な使用を目的として個人的に作成された「模倣品」や、私的複製の結果として作成された複製物を「模倣品・海賊版」とどのように区別するのかという疑問を強く感じる。複製機器や技術の高度化が進み、かつ著しく普及しているという現在、業者による営利目的の「模倣品・海賊版」と個人作成のものとは区別が難しいのではないか。仮に模倣品・海賊版の所持を禁止したところで、こうした判断の難しさによって国民のプライバ

シーが侵害されるおそれが強い。

- 知的所有権は、私的領域において権利制限されている。家庭内で個人的に行われていることには権利が及ばないという制度の趣旨からすれば、模倣品・海賊版の単純所持を禁止するということもまた 否定されるべき考えであろう。模倣品・海賊版は客観的に判断できるものではなく、一般国民には区別できないものの方が多い(「模倣」判断基準の曖昧さや、ライセンス契約の有無が一般に公表されないなど)。私的領域への行政の介入を許すわけにいかないし、そうした事態になれば国民の経済活動等の萎縮を生み、元来 為されるべき正規品の購入すら抑制しかねないのである。

- すでに公に「模倣品・海賊版」として認知されているものを個人輸入などで差し止められるのは まだしも理解が得られるかもしれない。しかし、その認定が未然であったり、私的領域に存在する「模倣品・海賊版」にまで取締りの手を伸ばすことには断固反対である。

第2章 知的財産の保護

II. 模倣品・海賊版対策を強化する

3. 国内での取締りを強化する

(1) インターネットを利用した侵害の対策を総合的に推進する

4) ファイル交換ソフト等を用いた著作権侵害を取り締まる

- インターネットでファイル交換ソフトを使用すること自体については、あくまでも著作物の無許諾アップロードが違法なのであって、ダウンロードが必ずしも違法とは言えないことに留意すべきである。また、違法行為の責任はあくまで行為者に負わせるべきであり、ファイル交換ソフトの開発者・頒布者が「幫助」責任を負わされることのないよう法改正が必要である。ファイル交換ソフトの開発・頒布は(著作権侵害を教唆するような言とともに開発・頒布するのでない限り)中立的な行為であり、通信事業者であるプロバイダや電話会社・テレビ局、あるいは通信機能を有したパソコンOSの開発者らが「著作権侵害幫助」に問われないのと同じように、中立的行為が安全に続けられるよう手当てすべきである。

- 合法 P2P の成立を模索することもまた知的財産戦略に求められるところであろう。Winny のような日本発の技術発展を生かすも殺すも その戦略次第なのである。

第2章 知的財産の保護

II. 模倣品・海賊版対策を強化する

4. 官民の連携を強化する

(5) 国民啓発を強化する

● 国民に正しい知識を持たせ、その意識を向上させることは勿論重要である。が、そうした試みを、「権利者」と称する者が主張するままに国民を“洗脳”する口実としないよう留意しなければならない。例えば「模倣品・海賊版が社会悪である」という主張は、模倣品・海賊版の定義と共に語られることが殆どなく、一方的なものであると言わざるを得ない。消費者が模倣品・海賊版であると知らずに買ってしまうような場合(知的財産権を侵害した物品が本物と混同されうる場合)には「社会悪」と呼ぶのが相応しかろうが、「模倣品・海賊版」と判って買っているのであれば(消費者の立場で言って)必ずしも被害が生じない普通の商取引である。

● 「社会悪」として排除すべきなのは知的財産権侵害物品の販売であり、「模倣品・海賊版」などという曖昧なものではない。また、これを購入することまで「社会悪」とするのは不当である。「国民啓発」をするのなら曖昧なイメージを植え付けることなく、正確さを期して臨むべきである。

● 正しい知識を国民に持たせるのは確かに重要であろう。しかしその「国民」には知的財産権を所有している者たちも含めるべきである。いわゆる権利者がどれだけ正しい知識を有しているのか。その権利行使において国民の常識から乖離したものが少なくなく、社会問題を引き起こしてしまう例すらある(松下×ジャストシステム「一太郎」訴訟など)。すべての国民が、意思さえ持てれば すぐにでも知的財産権を学べるような環境を整えることが望ましい。知的財産権の概要や関連資料等をインターネットに集約して掲載する等が考えられる(知的財産権ポータルサイトなど)。

第4章 コンテンツをいかした文化創造国家への取組

I. コンテンツビジネスを飛躍的に拡大する

1. 業界の近代化・合理化を支援する

(1) 業界慣行の改善や透明化に向けた取組を奨励・支援する

● 契約慣行の改善・透明化が進められるとすれば、それは歓迎すべきところである。しかしながら、文化庁が構築した「著作権契約書作成支援システム」では「著作物の創作や演技・演奏等の実演を職業としない者とその利用を職業としない者の契約」を想定されたものとされ、この項が求めているものには まだ遠いと言わざるを得ない。「業界慣行」の洗い出しから検討まで、ぜひ公開された場で扱っていただきたい。

● 前記「著作権契約書作成支援システム」について、これが最初に構築される際に、アップル社の基本ソフト・MacOS X に含まれるアイコンを画面上の装飾として盗用したと

の不祥事が発生した。しかしこれについての文化庁からの公式発表は未だウェブサイトに掲載されていない。当該システムはその後 いちから作り直し多額の税金が費やされたものと考えられ、また この不祥事によりシステムの稼働が大幅におくれたこともあり、文化庁側が説明責任を果たすべき事案であることは間違いない。

この不祥事は知的財産推進計画の実施にも甚大な影響を与えており、このような事態を引き起こした原因・対処・再発防止策等を検討し発表する責任が文化庁にはある。知的財産戦略本部としても如何お考えか明らかにしていただきたい。

● 映画興行において、ロードショー館の入場料金(大人料金で 1800円) がどこも同じなのは何故なのか。毎月1日の「サービスデー」やレディースデーなど、各館で適宜設定される割引料金についても ほぼ横並び (1000円ほど) の様相である。このように硬直化している料金設定についても、反市場競争的な問題は生じていないのか。是正する必要があるように思う。

● 「コンテンツ業界における業界構造や契約・流通の慣行などについて、2005年度中に 実態を調査し、公表する。(経済産業省)」とあるが、これは既に実施されているのだろうか？ その実態調査がどこまで適切に実施されるものか注視している。

特に音楽配信での差別的許諾、特定のOS(端的に言えば Windows) に依存した DRM などの問題を是非調査していただきたい。

第4章 コンテンツをいかした文化創造国家への取組

1. コンテンツビジネスを飛躍的に拡大する

1. 業界の近代化・合理化を支援する

(2) 独占禁止法を厳正に運用する

● 著作物の流通においては、独占禁止法の適用除外を良いことに問題あるまま商慣行が続く傾向がある。こうした適用除外はあくまでも例外なのであるから、その縮小を求めるところである(できることならライセンス供与による著作物流通には独占禁止法の適用除外を全廃することを望む)。

● 再販売価格維持制度は廃止すべきである。コンテンツホルダーに対する過剰な著作権保護に加え、この再販制が結びつくことにより不当な価格吊上げが横行している。不当な価格ゆえに消費者離れを引き起こし市場縮小の一途をたどっているのが音楽・出版業界であるが、再販制はデジタルコンテンツについても影を落としている。音楽配信・電子書籍は再販制の適用外であると考えられるにもかかわらず、CDや書籍の価格を"標準"として参照しているのである。デジタルコンテンツを含めたコンテンツ業界全体の活性化を考えるなら、硬直化した再販制度を廃止し、風通しの良い市場に価格決定を委ねるべきである。

● 著作権の「行使」によるコンテンツ流通の阻害を抑止する必要がある。正確には、独占禁止法では手当てできない範囲のものかも知れない。しかし、インターネット配信に係る差別的許諾（同様の仕様にもかかわらず許諾する先を差別的に選択すること）が健全なるコンテンツ流通を阻害する要因にもなっているだけに、独占禁止法的な観点から何らかの手を打っていただきたい。

第4章 コンテンツをいかした文化創造国家への取組

1. コンテンツビジネスを飛躍的に拡大する

2. コンテンツの制作・投資等を促進する

(4) コンテンツの制作・投資等を促進するためのインセンティブを付与する

● この項目については、著作権の新たな支分権の付与、あるいは著作権保護期間の延長も想定されていると思われるが、これらは決して好ましい措置ではない。確かに保護期間の延長は「制作・投資」を促進する可能性はあるが、逆に言えば、これらの措置でインセンティブが生じるのは製作（ここでは「製作」はプロデュースを指す。クリエイターによる実制作は「制作」と表記する）と投資のみである。著作権法の目的である「文化の発展」を考えるなら、大切なのは製作・制作の部分だけではなく、著作物の流通と継承にも留意しなければならない。保護期間を延長することで、死蔵されるコンテンツが世に出る可能性を潰してしまうこと、後続の作品が採りうる表現の幅を狭められかねないことなど、製作・投資にインセンティブを生じさせるのと引き替えに失ってしまうものが甚大である。目の前の利益にとらわれて文化に対する罪を犯すのに等しい。本末転倒だ。

● 死後 50年から 死後 70年。このような保護期間延長によってインセンティブを得るクリエイターはどれだけいるというのか。はなはだ疑問である。今これからコンテンツ制作をするクリエイターは孫の収入のために創作を始めるのか？ 死後の収入の多少でインセンティブが生じるとするのは不自然すぎる考え方であろう。しかも死後 70年の保護となると、その分、正規の著作権料が発生するのであり、現在でも限られたパイの食い合いとなっているコンテンツ市場において、その時点で生活をかけて創作するクリエイターの収入を、過去のクリエイター（の遺族）が食ってしまう事態となる。多くのコンテンツが享受できない状態のまま、表現の幅が狭められ、その上パイの食い合いが激化し、その煽りを食うことにもなるというのに、実制作者にいかなるインセンティブが働くというのか。著作権保護期間の延長は百害あって一利なしである。

● 保護期間延長の問題は、日本製コンテンツが海外へ進出した際の保護期間にも生じるとされる。相互主義によって日本製コンテンツのみ保護期間が短く扱われるとのことである。しかし現状でこれ考えるのは時期尚早と言える。なぜなら日本は今もってコンテンツ輸入超過国だからである（輸出超過となるとの希望的観測をもって安易に著

著作権保護延長を決めるべきではない)。輸入超過国である以上、海外のコンテンツを50年 保護すれば、これを公有に帰して自由利用の恩恵を受けることが出来るのである。未来のコンテンツ制作の発展を考えれば、質の高い海外コンテンツを(その当事国よりも)早く自由利用できることは日本が優位に立てる機会でもある。輸入超過の状態は今後も続くのは間違いない。未来のコンテンツ制作を促進するよう戦略的に考えるべきである。すなわち著作権保護期間を現行のまま維持することもまた戦略的な判断であり、それで充分なのである。

第4章 コンテンツをいかした文化創造国家への取組

1. コンテンツビジネスを飛躍的に拡大する

4. コンテンツ流通大国に向けた改革を進める

(1) デジタル時代に対応した幅広い改革を進める

● デジタル機器を使った家庭内での私的録音・録画がコンテンツ使用の一般的な態様として定着している。また、その私的録音・録画したコンテンツを家庭内サーバで配信し、さまざまな部屋で(時にはインターネットを介しても)視聴できるような機器も登場している。こうしたコンテンツ視聴に関しては今のところ著作権侵害であるとの指摘は為されていない。しかしながら、その機器の保守を外部の業者に任せる形となったとたん、著作権侵害であるとされてしまう(例:「録画ネット」訴訟および「選撮見録」訴訟。いずれも司法判断によると著作権侵害とのこと)。確かに、私的録音・録画を行なう人物みずからが管理する機器による録音・録画ではないため私的複製の範囲内とは考えづらい。となれば、法改正によってこれらのサービスを救うことは出来ないだろうか。本質的には私的複製と変わらない結果をもたらすサービスであり、コンテンツ流通活性化にも貢献するものと考えられる。このまま潰してしまうのは勿体ないのである。

第4章 コンテンツをいかした文化創造国家への取組

1. コンテンツビジネスを飛躍的に拡大する

4. コンテンツ流通大国に向けた改革を進める

(2) 新しいビジネスモデルと技術を開発する

4) コンテンツを安心して利用するためのシステムの開発・普及を行う

● 安全なコンテンツを認証し、それだけ閲覧できるようにするシステムを構築すること

自体は賛成できる。しかし そのシステムの使用を義務化したり、システム認証外のコンテンツへのアクセスを禁止したりすることには断固反対である。当該システムの扱いについては慎重さが必要であり、使う・使わないの最終的な判断は個々の利用者自身に委ねるべきだ(たとえば私はむしろ「有害情報」込みで知る権利を行使したいし、その中から必要な情報を選択している)。国家権力が、国民が知ることのできる情報を制限していくことは断じて考えてはならない。

第4章 コンテンツをいかした文化創造国家への取組

1. コンテンツビジネスを飛躍的に拡大する

4. コンテンツ流通大国に向けた改革を進める

(2) 新しいビジネスモデルと技術を開発する

8) 家庭等で円滑にコンテンツを利用するための技術開発を行う

●「家庭等で円滑にコンテンツを利用する」ことは、デジタル地上波テレビ放送が始まる前にきちんと検討すべきだった。そもそも採用されたコピーワンス自体が「家庭等で円滑に」使えるものではなかったのだから。今後は「家庭等で円滑にコンテンツを利用する」との観点から再検討し、洗い出された問題点を解消していくべきである。現状を追認してしまい、たとえばコピーワンスの廃止が断行されないなど、何ら改善策を打ち出せなくなってしまうことを私は危惧する。

●繰り返しになるが、デジタル地上波放送におけるコピーワンスは廃止すべきである。これはデジタル地上波放送を普及させることを阻害する大きな要因の一つである。

第4章 コンテンツをいかした文化創造国家への取組

1. コンテンツビジネスを飛躍的に拡大する

4. コンテンツ流通大国に向けた改革を進める

(3) 法制度の改革を進める

1) 私的使用複製などの基本問題について方向を得る

●私的使用目的の複製については、エンドユーザーの公正使用の権利として著作権法に明記する必要がある。特にタイムシフト・メディアシフト・プレイスシフト等を、正当な

対価を支払って入手したコンテンツであれば無償・自由の私的複製として認めるべきである。エンドユーザー向けのコンテンツ販売は家庭内での自由な視聴を前提に為されており、この「家庭内」の範囲にとどまるなら視聴の態様を限定すべきでない(たとえば買ったCDを iPod に録音して聴くことなど)。

- 私的録音録画補償金を廃止または縮小すべきである。特に上記公正使用と認められる態様でのデジタル録音・録画については課金対象から除外しなければならない。

視聴という本来の使用行為(私的複製についても多くは複製自体が目的ではなく、視聴が目的である)について、同一家庭内で同一著作物から対価を重複徴収するような制度を設ける合理性がない(私的録音録画補償金制度の創設時にその観点での検討がきちんに行なわれた形跡も全くない)。デジタル時代に対応した著作権制度の成立は急務であるが、この私的録音録画補償金制度もまた現代の視点から再検討することが必要である。

- 著作権保護期間の延長に反対である。現行の「死後 50年」より延長したところで、コンテンツ制作へのインセンティブを生じさせることなど全く期待できない。コンテンツホルダー(多くは実制作ではなく製作や投資に特化した法人である)に利するのみであり、それと同時に、実制作するクリエイターの育成・表現活動を萎縮させる危険性が高い。創作は過去の作品に依拠して為されるものであり、また過去の名作をより多く干渉することでクリエイターとしてのノウハウを学ぶ。著作権は本質的に模倣(複製権・翻案権に抵触)も干渉(絶版・廃盤問題)も阻害する一面がある。保護期間延長はこうした阻害を拡大するものであり、百害あって一利なしである。

第4章 コンテンツをいかした文化創造国家への取組

1. コンテンツビジネスを飛躍的に拡大する

4. コンテンツ流通大国に向けた改革を進める

(3) 法制度の改革を進める

4) 司法救済の観点から間接侵害などについて方向を得る

- 著作権法に間接侵害規定を設けることには反対である。利用者による著作権侵害が可能であるというだけで、利用ソフトウェアの開発者・サービス事業者のような中立的立場の者たちに責任を負わせるのは過重である。利用者が著作権侵害をするか・しないかを関知し得ないのに加え、そのような間接侵害規定を設けることにより、コンテンツ流通を活性化させる新サービス等の出現を抑制することとなる。これではデジタルコンテンツ流通の拡大を望むべくもなく、むしろ逆に、彼らのような中立的行為については

間接侵害とはならない旨を法に明記すべきである(仮に利用者が著作権侵害をしているのであれば、侵害者自信がその責任を取るのが筋というものであろう)。

第4章 コンテンツをいかした文化創造国家への取組

1. コンテンツビジネスを飛躍的に拡大する

4. コンテンツ流通大国に向けた改革を進める

(3) 法制度の改革を進める

5) 技術的保護手段等の回避に係る法的規制の対象について方向を得る

● アクセスコントロールを、著作権法で保護する「技術的保護手段」に含めることには反対である。著作権法はもともと知覚(アクセス)することに対して規制を加えるような趣旨のものではない。また、知覚を制限すること(正確には、アクセスコントロール回避による知覚を制限すること)は国民の「知る権利」を侵すことにつながる考え方である。

● 著作権法で保護されるところの「技術的保護手段」は厳格に規定すべきである。

例えば、通常の使用方法から推定できるような形で「回避」できるようなものは、技術的保護手段に当たるまい。

● コピーコントロールと再生保証を両立させられないような場合にはその技術を技術的保護手段とみなさないことは勿論、そのような仕様を採用したことに対する罰則を事業者に課すべきである(消費者保護の一環として必要な手当てである)。

第4章 コンテンツをいかした文化創造国家への取組

1. コンテンツビジネスを飛躍的に拡大する

7. コンテンツのアーカイブ化に関する取組を奨励・支援する

(1) コンテンツのアーカイブ化を促進する

(2) フィルムセンターの充実を図る

● 「コンテンツのアーカイブ化」は積極的に進めていただきたい。特にフィルムセンター所蔵の映画作品については(著作権が切れていたり、権利者の許諾が得られた

	ものなら)インターネットでの配信も可能とするのが望ましい。国立国会図書館のデジタルアーカイブと連携してサービスが行なえれば充実したものになることだろう。 ● 国民から広く受信料を徴収し、国民共有の財産とも言える NHK 制作番組についても、番組のアーカイブをネット配信できるよう整備することが望ましい。イギリス BBC が既に開始していることであり、参考になるところが非常に多いと思われる。
9	○ 知的財産関連詐欺の取り締まり強化 近年増加しているのが、知的財産制度を悪用した犯罪である。典型的な例では、類似商標やドメインの登録を行い、関係業者に何ら利益をもたらさないそれらの諸権利を高額で売却する行為が挙げられる。 より一般化して表現するなら、自らが何ら権利を有しないにもかかわらず、何かしらの権利が有するかのように装って財物や財産的利益を取引する行為全般は、厳しく取り締まられて然るべきである。これらは現行刑法でも詐欺罪によって立件が可能だが、正当な商取引慣行であるのか否かが明確でないため、公訴の提起が躊躇されているものと考えられる。 具体例をいくつか挙げる： 1. 自ら著作権など存在しないと知悉しているもの...たとえば他人が著作権を有する著作物、あるいはいかなる者も著作権を有していない単なるデータ、書体、創作性の欠けるデータベースなど...を複製禁止として販売する行為。 2. 特定業者の商標に関して、その業者の業務と何ら関係のない同一あるいは類似の商標を取得した上で、業務上に何ら資するところの無いそれらの商標を取得した・しようとしている旨、当該業者に通知する行為(契約の申出である必要はない)。 3. 著作権法で明示的に著作権が制限されている行為を禁止しようとする契約の申出。 取り締まりを強化する方法はいくつかあるが、現状で詐欺罪の規定が存在する以上、新たな罰条の創設はあまり意味がないと考える(ただし、刑の下限を下げることによって、政策的に刑事罰を容易に科すことが出来るという点では、考慮の余地はある)。むしろ、犯罪とみなされる行為を判断するためのガイドラインを創設することが必要ではないかと思われる。

○ 知的財産税の創設

知的財産権は財産権であると認識されているにもかかわらず、不動産や自動車のような税が課されないことが問題視されてきている。少額の取引について課税してもコストが増大するのみであるから、一定額以上の著作権譲渡取引について検討すべきである。また、長期間の権利保持についても、

○ ソースを開示しないプログラムの著作物に対する権利侵害の「みなし」規定の創設

近年、商用のプログラムがオープンソースのプログラムを盗用する事件が多発している。

プログラムの著作物は、その性質上ソース プログラムを公開せずにプログラムの著作物を公開・取引することができるが、その中には他人のプログラムを盗用しているものが少なくない。しかし、ソースプログラムが公開されていないと、この盗用を確認するのは極めて困難である。

従って、ソースプログラムを公開していないプログラムの著作物について、ある別のプログラムの著作権者がその著作権を侵害されたと主張する場合、ソースプログラムを公開しない限り、その被告側が著作権を侵害して「いない」旨を自ら立証するよう、举证責任を転換するべきであると考える。

ソースコードには営業秘密が含まれているため公開できない、という場合が稀に存在するが、あるプログラムに本当に営業秘密が含まれているかどうかは、裁判所におけるインカメラの手続で判断することができるため、問題は生じない。

○ 私的使用複製録音録画補償金制度の廃止

私的使用複製にかかる録音録画補償金制度は、そもそもその始まりから疑問のある制度であった。アナログがデジタルになっても、記憶媒体は滅失し、コンテンツの情報は劣化し、情報の恒久的な保存は不可能である。そもそも、恒久的に保存可能であれば補償金を科すことが出来るという議論には、理由がない。同じデジタルであっても、A/D変換する際の精度によって、情報の質は大きく異なる。多くの記憶媒体がデジタル化された現在、デジタル保存を特別視する正当な理由は、何ら存在しない。

また、当該補償金制度には、公正な分配がなされていない、ほとんどの場合において返還を要求するために返還金額以上の実費がかかる、数多くの問題がある。

当該補償金制度は、端的に廃止されるのが適切であると考える。

第2節 法的に安定した創造性の確保

○安心して「巨人の肩の上に立てる」制度の確立

知的財産をゼロから作り上げることの出来る人間は居ない。全ての人間は、過去の技術・創作の上に、自らの努力を積み重ねて、知的財産を生み出すのである。このとき、過去の技術や創作が安心して利用できないというのは、いつ足元が崩れるかも分からない脆弱な立地で作業するようなものである。

○パブリックドメインの確立

自らその創作を公有に帰するものとする行為に対して、著作者人格権が放棄できないとしてこれを認めないとする者が少なくない。これは創作者からすれば実に遺憾な議論であり、誰にも利益をもたらさないものである。結果的に、日本には著作物をパブリックドメインで誰でも利用可能にするような人物が極めて少ない、という国際的な評価を下されてしまう。

この問題は、著作者の意思表示があれば、著作者人格権も消滅する、と明示的に法に規定をおくことで解決できる。

○サブマリン特許への対応

サブマリン特許と言われる特許権濫用行為が目立つようになってから久しい。この問題はそれほど最近のものでないにもかかわらず、制度的に対応が遅れており、現在ではもはや特許のみの問題ではなくなってきた(サブマリン商標などの問題)。これらは、現在行われているイノベーションの法的安定性に対する脅威であり、産業の発展を大きく阻害している。

以下はサブマリン特許を排斥するための私案である。いくつかの要件に該当する特許権行使は、これを認めないとするものである。

第三者によって使用されている技術が特許権に抵触する場合、権利者は直ちに権利

	行使して、正当な対価を請求できたはずである。この時点で対価を請求しない正当な理由としては、1) 当該権利者と提携している場合と、2) 当該特許権を専ら特許防衛の意思で保有している場合、が考えられるが、1) については、対価を請求しないとしても、その相手に対する明示的な権利不行使の意思表示を行うことができる。 特許権者がその第三者による特許の実施を認識していた場合、明示的に権利行使しない場合は、相当期間経過後、その特許権は第三者に対して黙示的に許諾されたものとみなすことができる。ただし、当該第三者がその特許権者に対して自らの有する特許権を侵害したとして対価を請求してきた場合にまで、この黙示的な許諾を認める必要は無い。 (ちなみに、ここで言う黙示的同意とは、並行輸入禁止事件の際に存在した黙示的同意論とは性格が異なる。並行輸入禁止条項はいくら明示的禁止があっても有効となるべきではない。) 以上はサブマリン特許について具体的に書いたものであるが、これは特許権に限られた問題ではない。むしろ現在問題になっているものの多くは、著作権の黙示的な許諾ではないかと推測する。 ○ 著作権の長期保護のための手続制度の確立 著作権が自らの死後さらに50年もの間保護されることによって、利益を受ける著作者など居ない。個人主義の浸透した現代において、家族を養う必要があるなどといった制度創設時の議論は時代錯誤も甚だしい。著作権は、最大でも著作者の生存期間中のみであることが望ましい。 著作権の保護期間を「創作から50年」に変更したとしても、現在行われている創作のインセンティブが損なわれることは全くないと断言できるが、それでも段階的に移行する必要があるとする声が小さくないのであれば、まずは長期間保護のためには、著作権存続手続制度を導入することが出来る(この際、適切な手続費用がかかることもあろう)。創作の時から50年経過した時点で、この存続手続を行われなかった著作物は公有に帰する。これだけでも将来の世代の創作の機会を拡大することができよう。
10	分野別に力をいれる点は、強調されていたが、これは結局、一部の集団にしか関係し

	ていない。県別、地方別、分野別の特許発掘から力を入れるべきであると思う。私は地方の会社で一人で、ソフトウェアの特許出願に力を入れている。民間企業なので直ぐに効果(収益)に結びつかないと評価されない。数年後の将来を見れば、非常に大事なことを、中小企業では実施できない。民間から特許の発掘で孤軍奮闘している人員などを集めて、知財発掘プロジェクトを立ち上げてはどうかと思う。 最終的にはは、国益に結びつけば、良いのではないかと、考えています。あまりにも、自分の会社のためだけの知財発掘を行うのは、全体の知財活性を逆に阻害する可能性もある。特許庁にも是非、この提案を考えていただきたい。
11	保護・流通は、活用ができてはじめて成立し得るものです。 知的財産基本法なるものが出てきたとき、日本版プロパテントと騒がれておりました。しかしながら、実際には活用の部分で、賠償額が高額化するわけでもなく何ら変わることがありません。先日もソニーが韓国企業を訴えていた訴訟において、ソニーの特許が無効となる判決が出たばかりで、プロパテントとは程遠いと感じております。日本では従来のように侵害したものが徳をする風潮が今だに根強く残っていると思います。この風潮が無くならない限り流通を訴えたところで大学から企業へなどの限られた表面だけの流通しか実施されないのではないのでしょうか？
12	知的財産基本法を円滑に実行するために、知的財産の専門家(弁理士など)が有効活用が重要であるが、弁理士については、ただ、弁理士試験を簡単にして数を増やしているだけであり、有用な人材が増えていないという実態がある。有用な人材が増えていくようにできるための政策を、形式的でなく、実質的な意味で考えてもらいたい。
13	知的財産基本法第3条に規定されている「創造力豊かな人材の育成」、「創造力の十分な発揮」に関する施策が決定的に不足していると考えます。現在の施策は大学の研究者への施策に偏りすぎており、小学生から大学生までの学生に対する施策、企業の技術者や研究者への施策がほとんど語られていないことが問題です。 やはり、創造力の発揮の阻害要因の除去、創造力の豊かな人材の処遇や評価の改善、創造力を増進するための方法論やIT利用システムの開発と普及、創造力を高く評価する入試制度や企業での人事制度が必要と考えます。 創造力は問題発見、問題分析、問題解決策の創出、問題解決策の評価、問題解決策の実行というプロセスの各段階で必要とされます。前例踏襲主義、横並び主義が、創造力をあらゆる段階で阻害します。 そこで、学校においては、学生の創造性を増進するために、問題発見、問題分析、問題解決における論理的思考方法、創造的思考方法を実習を通して体得させる授業を行なうことや、創造性発揮を支援するITツールの活用も必要と考えます。 例えば、日本の優秀な技術者や研究者による発明の経緯などのエピソードを実例をまじえて教えることができるように、例えば現代国語を文芸作品中心の教材構成から、科学技術文献やビジネス文書などの実用的教材を中心にするなどの工夫が必要だと考

	えます。 また、大学の工学部の入学試験においては、発明的問題解決の能力を試験項目に入れることも必要だと考えます。 最後に、創造とは前例を打ち破り、新しい価値を作り出すことですので、知財立国の施策においても、法律的思考が陥りがちな前例主義を打破して、創造的な施策を断行することを望みます。
14	18.01.05 『知的財産基本法の施行状況に対する意見』 053-0821 上記について、電子メールでタイトルのみ送信いたしましたが、詳細部分について以下に明かにしたい。 『知的財産の教育及び普及・啓発の推進』（「2005知的財産推進計画第5章の3.」）について。 I. インターネットを利用した教育制度を採用されたい。 II. 弁理士法の一部を改正し、実用新案権・商標権・意匠権の申請代理行為を『行政書士』が行えるよう窓口のを拡大すべきである。 III. 知的財産権の分野ごとの専門家制度を誕生させることを検討すべきと考える。 以下順を追って詳細を記します。 ．について。 1. インターネット上に『知的財産権』（知的財産基本法第2条で定義されている）の各科目ごとの講座を設ける。 2. 講座は、基礎講座と戦略講座に分け、戦略講座を実務家講座資格制度受験講座のように目的を明確にしたコース分けをする。 3. 期間を3ないし6カ月とする。 4. インターネット上で試験を行う。（課題に対するレポート式の記述と○×式ないし文書を選択する方法等） 5. 試験の結果が一定水準に達したものに、『受講証』を与え、アドバイザーのような資格を付与する。 （この位地付けは、弁護士に対して司法書士が弁護士の分野の一部を行うような事例があります。弁理士法の一部改正の要） 企業内の実務家、リタイア予備軍たる団塊の世代、既にリタイアし自分の生き方を模索している世代等に広くアピールし、参加を呼びかけることで知識の普及、知識レベルアップ、または専門家を養成できるものと考えます。

	上記 . について。 1. 『2005知的財産推進計画の 知的財産を活用して地域を振興する。(4)』の部分に関連しますが、17年5月30日現在の弁理士会名簿によると弁理士は、北海道に16名いますが、札幌15名、旭川1名となっています。つまり、地方では事務所を維持することは困難なのです。 地域興しは、弁理士不在地域が対象と言っても過言ではありません。地元において、地域お越しに深く係っている法律の専門家は行政書士です。既に知的財産権のうち著作権については、行政書士の仕事の範囲に窓口が拡大されています。 地域興しに関連の深い『商標権(地域団体商標権)』や『意匠権』の申請、簡易な発明と言うべき『実用新案権』の申請を行政書士にその窓口を拡大することで、「地域興し」が一層促進されるものと考えます。 行政書士を啓蒙するために、 で提案させて頂いたインターネット教育制度と行政書士会に啓蒙教育を呼びかけることで成果が期待できると考えます。 上記 . について。 知的財産権の各分野において、従来にも増して高度の専門知識が要求される時代の中で、既に『知的財産教育協会』が科目別試験を実施していますが、次の6区分を提案したい。 1. 特許権 2. 実用新案権 3. 商標権・意匠権 4. 著作権 5. バイオ種苗法関係 6. ハイテク・ナノテク関係 これらの分野で新たなライセンス制度を誕生させることも検討してはどうかと考えるものです。(で提案の教育制度を利用し…) 以上
15	これまでに発表された「知的財産推進計画2003～2005」によれば、知財人材の拡充について、かなり力を入れる旨記載されています。これはこれで、企業の知的財産担当者としては望ましいことだと思います。 しかしながら、ひとつ大きな問題点を見過ごしていると感じましたので、連絡させていただいた次第です。その問題点というのは、知的財産法の研究と申しますか、学者の方々の研究成果の報告状況に関する問題です。

	我々実務担当者は、一定の法律問題を解決するために、裁判例はもちろんのこと、学者の書いた体系書(いわゆる基本書)を参考にします。 残念なことに、知的財産法に関しましては、体系書がほとんど整備されておらず、特許法などの重要な分野でも、2冊程度しか概説書が発行されているに過ぎず、しかも、6年以上も改訂されていない状況です。 他方、民法などでは、相当な数の法的論点について、それぞれ学説が充実しているので、その中から、我々実務家が、妥当と思われる見解を採用して、実務に反映していくことができます。(しかも、毎年のように鋭意、改訂が行なわれています) しかし、知的財産法(特に重要な特許法)に関しましては、ほとんど6年以上前から時間は止まったままでございます。知的財産法の体系書では、一定の論点について、様々な学説が出され、それを纏めつつ、当該学者の見解を述べていって欲しいところ、何ら手は打つ様子は見られないのは、どういうことでしょうか。 他の専門家(弁護士、弁理士など)については、あれこれ無理な難題や、要求を突き付けているのに対し、学者の方々に本来要求されるべき、体系書の刊行ということが、何ら触れられていないのは、問題ではないでしょうか。(きちんと法改正に対応して体系書を刊行するのが学者の仕事です。人のことばかり言っていないで、自分たちの職責を果たして下さい) 今後策定される「知的財産推進計画」では、必ず、この「知的財産法の概説書の充実(学説の充実)」を、掲げていくことを切に願う次第です。
16	以下のように、意見をまとめましたので、宜しくご査収願います。 記 ■現状の知財人材の総数について 「知的財産推進計画2005」によれば、 「知財人材は全体で現状6万人(弁理士事務所に3万人,企業に2万人,行政・司法・大学などに1万人)であり、今後10年間で12万人へ倍増する」とされています。

他方、平成15年3月27日特許庁HPで発表の「平成14年知的財産活動調査の結果について」の報告によれば「平成14年度において、企業等の知的財産担当者総数は約10万人」とあります。
(企業の知財人材だけで10万人いるわけですから、それ以外を加えると、現状でも14万人いるわけです)

つまり、内容に齟齬が生じています。
つきましては「知的財産推進計画2005」の修正をお願いいたします。

ただし、修正するとしても、今後10年間に倍増という部分の算出につきましては、単純に倍にすることが(知財を生み出す側の)研究開発者の人数等とのバランスを考慮しても、なお妥当であるのかどうかも含めて検討の上修正して下さるようお願い申し上げます。

現状14万人

知財専門弁護士・司法関係者約2000人、
弁理士約6000人、
パラリーガル2.5万人、
企業に10万人、
行政・司法・大学などに1万人

↓

10年後 28万人？(果たしてこんなに必要？)

知財専門弁護士・司法関係者約4000人？、
弁理士約1.2万人？、
パラリーガル4万人？、
企業に20万人？、
行政・司法・大学などに2万人？

■ 所見(コメント)

(1) 知財人材の人数について

確かに知財人材の人数はある程度増やしていく必要はあるでしょう。
しかしながら、私自身、実際に、企業で人材育成を行なっておりますが、
技術と法律に精通した人材を育成するには、相当の困難性があり、
また程度の時間(費用)が必要です。

外部の専門人材を選択するにしても、逆に数が増えて、力のある専門人材を選ぶのには選ぶ方にも相当の力量が必要であり、中小企業には専門部署がないので、選ぶことさえままならない状況になってきています。

いくら、外部の専門家の得意分野などの情報公開が進んでも、コンサルティング能力や明細書の作成能力、技術力などは、仕事を依頼してみなければわからないこともあり、(中小企業の場合、使ってみてもわからないことも予想されます)尚早な知財人材の人数の拡充は危険でさえあります。

(選択肢が増えすぎて選べないし、選択肢となる専門家のレベルもますます差が出てくるので、たまたま依頼した専門家のレベルが不十分な場合には悲劇でさえあります)

むしろ、知財人材育成の困難性を鑑みれば、(声高に知財人材拡充を叫ぶことよりも)きちんとお金をかけて、育成するシステムの構築にこそ力を入れるべきではないでしょうか。

(2) 知的財産法の基本書について

現在、学者の手による知的財産法関係の体系書は、あまり充実していません。
たとえば、特許法については平成11年改正に対応したものが最後であり、
意匠法に至っては平成7年以降刊行された基本書が存在しない状況です。
(商標法、不正競争防止法、著作権法は一部の先生の尽力により、
何とか最新の法改正に対応したものが出ていますが、
数が足りないので学説の対立が十分ではありません)

他方、民法や刑法などでは毎年法改正に対応した基本書の刊行が多数なされ、
学説の対立も多々あり、利用者が、どの説を選択して、実務を行なうべきか判断材料になります。

実務界では、学者先生の手による体系書の充実が強く望まれていることを申し添えておきます。

	***** 特許庁発表の情報 ***** ■平成14年知的財産活動調査の結果について 平成15年3月27日特許庁HP (HOME > 特許庁の取り組み(プレス発表) > プレス発表 >) 【知的財産活動の体制・費用】 ○ 企業等の知的財産担当者総数は約10万人であり、その約3分の1が出願系業務(発明発掘、明細書作成、出願業務、意見書等作成、権利維持業務等)に携わっている。 残り約3分の2は調査系業務(出願時等の先行技術調査に関する業務)、管理系業務(統括管理、企画等の業務)、係争系業務(訴訟、ライセンスに関する業務)が多い。 ■添付ファイル 結果の概要(平成14年調査) < PDF 279KB > 4. 知的財産活動の体制・費用 1) 知的財産担当者数と知的財産関連費用の状況 【40ページ】 企業等の知的財産担当者総数は約10万人であり、その約3分の1が出願系業務に携わっている。残り約3分の2は調査系業務、管理系業務、係争系業務が多い。 【43ページ】 図表49 業種別の知的財産担当者数(2001 年度、単位:人) (全体で95,308人) 【44ページ】 図表50 資本金階級別の知財担当者数(2001 年度、単位:人) (全体で95,308人)
17	知的財産推進計画によれば、さまざまな施策が打たれ、今後の進展が楽しみな状況です。 ただし、1点、気になることがあります。 確かに、人材の拡充を図ることを中心に、施策を打つのがよいのですが、われわれ企

	業の法務担当者は、知財戦略を考えたり、問題点に対する解決を見出す際には、学者先生の書かれた体系書を参考にすることが多いのですが、どうも、知的財産法の分野では、体系書が十分に整備されていないようです。これは、様々な弊害になっています。たとえば、社員の教育の際に、中級レベルから上級にレベルアップする際に、適当な体系書がなく、いつも困ってしまうのです。また、ある問題点について、どのような考え方ができるか調べようと思っても、体系書がないために、問題を放置もしくは不十分な対応しかできないことが多いのです。 というわけですので、一刻も早く、学者先生の手による体系書を充実させてほしいのです。 ところが、知的財産推進計画を見渡してみましても、どこにも、体系書の充実というキーワードは見当たりません。 体系書の充実はわれわれ企業の法務部門(あるいは知的財産部門)で必要とされるのみならず、すべての知的財産に関する戦略、立案に際して必要になってくるのですから、ぜひとも、推進計画の中心に据えて取り組んでいただきたいと思います。
18	(1) 知的財産に係る各種の施策が、知的財産基本法の趣旨及び規定どおり、実施されてきたか。 この件に関しアメリカ政府の要望でもある著作物の保護期間の単なる延長と、北米映画会社の意向によるハイビジョン映像ソフトのアナログ映像出力年限に反対する。 昨年も、アメリカ政府が日本政府に規制改革要望書を提出している。 http://japan.usembassy.gov/j/p/tpj-20051207-77.html その中でアメリカ政府は、II.情報技術(IT) B. 知的財産権保護の強化において、 http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/keizai/pdfs/4_houkoku_j.pdf (8ページ以下) 「米国政府は、音声録音を含むすべての著作物について保護期間を延長することが世界的な傾向である」として、著作権保護期間延長を真っ先に要望している。 一方で、アメリカ国内には「フェアユース」と呼ばれる、著作権侵害訴訟において、既存の著作権の主張が、新たな創作活動を阻害しかねない場合に、一定の条件を満たせば、許諾や支払い無しに、既存著作物の利用を継続できる法の解釈がある。

しかしながら、「フェアユース」条項の日本国内における実現は、アメリカ政府からは要望されていない。

映画監督が、実は貧しい無名時代に過去の映画を大量に見ている例や、日本独自の知財とされるアニメ作品の作家が、既存作品の再利用に寛容な「同人」と呼ばれるアマチュア市場を母体にして生まれている例もある。

規定の著作権保護期間を単に延長するだけでは、延長された保護期間から訴訟等を通じて、実質的な利益を大きく得られるのは、既に関手の付く評価の定まった作品と、訴訟が頻繁にできる資金を持つ、映画会社やレコード会社らに限られることになる。

その結果、映画を低廉に見ることのできる私的録画手段が制限されたり、(他人から映像作品を薦める場合に、その都度セルソフトの購入が強いられる。)「同人」のように既存作品からの二次創作がみられれば即、盗作として訴えられていくような状況となるのでは、

過去の作品にインスパイアされて、将来の創作者が新たに各自の表現を確立していく過程の貧富が、無名時代の創作者の経済状態により強く左右されることとなるだろう。これでは、むしろ新たな人材が素養を高める機会を奪うことになりかねない。

単に既存の著作権制度を延長するだけでは、既得権者の保護強化にはなれども、知財の価値を最大限に発揮されるために必要な環境の整備に至らないことが分かる。

次に、アメリカ政府の日本政府に対する規制改革要望書におけるf. 日米両政府は、技術的保護手段の改善に関して議論を継続する。に関して問題がある。

次世代DVD機器からの、著作権保護方式「AACS」によるD端子のアナログ出力禁止決定問題である。この決定には、アメリカ国内映画会社の意向が反映されていると考えられる。

次世代DVDからのアナログ映像出力がAACSにより禁止される2014年は、来年2006年+TVの部品保有の目処である8年を足した値と考えられる。

(この8年という数字は、かつての通産省の指導によるとされる。)

しかしながら、現時点でも各社の自称「ハイビジョンTV」ラインナップや

店頭には、デジタル映像入力の無い機種が相当数存在している。

また、現時点までのHDMI端子搭載機でも、次世代DVD接続可を謳っている訳ではない。

暗号化や相互認証対応のため、最低でもTV側のソフトウェア更新が必要と考えられるが、

メーカーがどこまで旧機種に面倒を見るのか、不透明である。

2014年以降、次世代DVDからアナログ出力はダウンコンバートでも禁止となると、

少なくとも、年末や来年に廉価なHDMI端子非搭載ハイビジョンテレビを買った者は、

2014年でもテレビの修理は出来るが、映像を映すという性能が一部維持できなくなることを意味する。

これまた、将来に禍根を生じさせる恐れが高いと言わざるを得ない。

少なくとも、画質を落としてのアナログ出力くらいは認めるべきである。

知的財産基本法の第十七条「各国政府と共同して

国際的に整合のとれた知的財産に係る制度の構築に努める」あまり、

第三条「創造力の豊かな人材が育成され、その創造力が十分に発揮され、」

「経済社会において知的財産が積極的に活用されつつ、

その価値が最大限に発揮されるために必要な環境の整備」に反するような

本末転倒な、偽「改革」知的財産施策となることが無いよう、強く望む。

(1)特に、知的財産推進計画に基づく施策は、計画どおり実施されてきたか。

知的財産推進計画2005

知的創造サイクルに関する課題について

<1>創造・保護・活用分野に関する課題について

1.創造分野

(2)企業における質の高い知的財産の創造

2.今後の取組

レコード会社の著作権ビジネスの声が目立つ一方で、
JASRAC評議員でもある、作曲家・穂口雄右さんによれば、
本来の主役であるクリエイター（作家）の立場は弱いと指摘されている。
<http://www.asahi.com/tech/apc/040729.html> 等。

このような指摘を考えれば、
レコード会社と作曲家・作詞家・歌手との間の著作権をめぐる契約内容につき、
金額面や、契約有効期間につき、本当に創作活動を支える内容となっているか、
調査と再検討が必要な段階であると考え。

また、CCCDやセキュアCDといった「著作権保護技術付き」音楽ソフトに至っては、
それら保護技術（マクロビジョン社のCDSなど）のライセンス料のほうで、
歌手らに著作権料として支払われる割合よりも高いのではないかと指摘すらある。

これでは本末転倒になりかねないわけであり、
この点についても、まずは実態を明らかにすべきである。

2. 保護分野

(1 - 2) 模倣品・海賊版対策（水際）

2. 今後の取組

模倣品・海賊版が大量に日本国内に流入する経路には税関手続きが基本的に存在する。

水際での取締りの強化が緊急の課題とされているが、
実際に取り締まり作業を行うのは、限られた人員である、この税関職員である。

一方で、商業用音楽ソフトでは著作権法113条5項を根拠に、
正規のライセンス手続きを経た正規版ソフトであっても、
著作隣接権者の指定次第で、税関における差し止め作業の対象に加えられている。

日本国内において、音楽CDは再販制度により
売る側が価格を任意に定めることができる。
その一方で、国会審議においても、著作権法113条5項の、
「著作権者又は著作隣接権者の得ることが見込まれる利益が

不当に害されることとなる」場合が、
いかなる状態

(正規ライセンス音楽ソフトの内外価格差がどの程度になった場合、
経営にどの程度影響が出るのか)であるか、
権利要求したレコード会社側からの説明は説得力を欠いていた。

このような、いわば「権利の上乗せ」実現のために、
限られた税関調査能力を使っていることは、
他方で明らかな権利侵害である模造品・海賊品の流入が続いている状況では、
再考すべきである。
現実の税関調査能力が限られている以上、
少なくとも輸入差止め申立てに係る対象レコードリストへの
登録数に上限を設けるなどして、
税関手続きは、より権利侵害が明白な模造品・海賊品対策に専念させるべきである。

(1 - 3) 模倣品・海賊版対策(インターネット・オークション)

2. 今後の取組

日本国内のオークション事業者最大手は「Yahoo! JAPAN」である。
この「Yahoo! JAPAN」が管理している「Yahoo! Auction」には、
未だ改善されない問題点がある。
それは、オークション出品者が
自らのID(オークション取引のために事前に行われる、登録)を取り消すと、
過去の取引内容が捜査機関を除き、外部からは閲覧不可能となることである。

この問題点のために、捜査機関以外は、
取引の違法性が明らかになった後から、
どの程度の規模で違法性のあるオークション取引が行われたか判断が困難である。
また、落札者にしても、自分と同じ出品者から違法出品物を送られた、
あるいは代金を詐取された落札者が、どの程度いるか数の把握も難しく、
また、具体的に出品者が連絡してきた銀行口座といった、
容疑者逮捕に繋がりうる情報を集めることも難しい。

オークション取引の数および、最短2日で出品から落札まで行われる
短期間の行為であることを考え合わせれば、
消費者自身による情報収集を支援すること無く、

権限を持つ捜査機関だけに取引内容調査を求めるのは非現実的である。
この過去取引内容表示抹消問題は、問題取引が行われた後の、
消費者自身による健康や安全を確保するための情報収集行為の
大きな障害となっている。

対策として、「Yahoo! JAPAN」はIDの状態に関わらず、
「Yahoo! Auction」の出品内容を、
一定期間は誰でも閲覧可能な状態に維持するよう、政府から指摘を行うべきである。

(3) 施策の実施状況を踏まえ、今後どのような課題があるか、また、今後どのよ
うな措置を講じるべきか。

基本目標 ～日本を世界トップクラスのデジタルコンテンツ大国にする～

<目標1> ユーザー大国を目指す

<目標2> クリエーター大国を目指す

<目標3> ビジネス大国を目指す

全てに貢献できる政策として、以下の推進をお願いする。

1.既に普及した規格を外れながら、当該規格での再生を意図して販売される、
プロテクションシステムの採用を禁ずる。

2.地上デジタルをはじめとする、日本国内のデジタル放送で用いられている、
コピーワンスというコピー制御方針を転換する。

具体的には、複製世代の一律禁止から、流出時の流出元特定へと方針を転換する。

再生できなくても、補償対象外であるCCCD、セキュアCD等と呼ばれる音楽ソフト媒体
や、ビクター製DVDレコーダーで録画した媒体を、ビクター製DVDプレーヤー(最新型
XV-EXA10のみ対応)で再生すらできないコピーワンスというコピー制御方針が、
ユーザーが手軽に豊富なコンテンツを楽しむ上で、障害になっていることは明らかであ
る。

同時に、AVEX社のCD売り上げの推移を見れば、
CCCDが、デジタルコンテンツ市場の拡大に繋がらなかったことも明らかである。

ユーザー性悪説(さらには製造メーカー性悪説)を廃し、その意向も反映させることで、

	反発を招く商売手法から、お金を払った対価を実感できる商売手法に転換することが、iTunes Music Storeに見られるように、コンテンツで商売をする側にとっても、市場拡大で利益に繋がることを認識していただきたい。
19	(1) 知的財産に係る各種の施策が、知的財産基本法の趣旨及び規定どおり、実施されてきたか。特に、知的財産推進計画に基づく施策は、計画どおり実施されてきたか。について。 第4章 コンテンツビジネスの飛躍的拡大、及び、第5章 人材の育成と国民意識の向上については問題ありと思われますが、それ以外の項目はある程度実施されてきていると思います。 (2) 実施した施策は、知的財産立国に資するものとなっているか。について。 現在の状況を考えれば、資するものになっている部分もあればなっていない部分もあると思います。 (3) 施策の実施状況を踏まえ、今後どのような課題があるか、また、今後どのような措置を講じるべきか。について。 今後の課題としては、まず、特に近年意識、無意識を問わず 青少年及び、ネットやゲーム等の弱い立場の存在に責任を押し付けているように思います。 まずは各種の科学的根拠や統計資料等を偏見抜きで調査し、調査内容の公表等を誠実に行うべきであると思います。 平成17年12月19日に公表された犯罪から子供を守る緊急提言の別紙に書いてある様な全く科学的根拠の無い提言を現在与党である自民党が行うような状態では、真に国益を守るための知財法案運営など望めるべくもないように思われます。 科学的根拠と統計資料を元にした施行を切に願います。
20	『知的財産推進計画2005』総論の冒頭で言及されている「他社とは差別化した革新的な製品・サービス」「映画、アニメ、ゲームソフトといったコンテンツ」といった例が示すように、知的財産基本法において想定する国益に資するような重要な知的財産というのは、それらが開花する一時代前の揺籃期においては、主流から外れて冷遇されたり、ある意味いかげんなものと思われるようなマイナーな存在であることが多い。多種

	多様なアイデア、試行錯誤の中からごく少数のヒットが生まれる、といった性格を持つものであり、かつ、その開発の開始当初には、多数のうちのどれが成功するのか予想することさえ困難なものである。一方、近年の企業や 大学などにおける経営改革は、無駄を極力省き経営資源を集中させることにより生き残りを図るという方向性が顕著であるが、上述のような、どれが成功するか判らないような多種多様なアイデア、試行錯誤の類は、十把一絡げに"無駄"として切り捨ててしまう。こういった戦略は短期的には経営効率を高めることが出来ようが、次の時代を切り開く革新的な知的財産につながる重要なアイデアの芽も同時に摘んでしまう。いわば"攻め"ではなく"守り"の態度である。このような状況が続けば、我が国の知的財産の基盤が脆弱となり、将来は二流国に転落するであろうことさえ危惧される。経済が回復基調を見せ始めた今こそ、短期的な視点で選別・排除の方向に陥ることを避け、一見すると無駄に見えるようなものも出来得る限り残して多様性を維持する態度こそ、知的財産の創造の推進に必要な大前提として重視するべきであろう。 この点において、当『計画』第 1 章の内容は、産学連携の重視等に見られるように依然として短期的視点に立った内容を中心とした構成となっており、知的財産立国に資するためには不十分であると考える。ここ数年"無駄"として切り捨てられてきた基礎研究分野などへの資源配分の重視など、長期的視点に立った戦略的施策も盛り込むべきであろう。 また、上述と同様の理由から、同『計画』第4章 - 4 - (2) - 4 -)「これらに係る可能性のある事件、犯罪が多発している」ために「マーク制度の創設」を行うとか、第4章 - 4 - (4) -)「一部のコンテンツが青少年を含め社会全般に悪影響を及ぼしているとの指摘があることを踏まえ、何らかの「取組を支援する」といった、科学的根拠を欠く単なる「可能性」「指摘」によって多様性を抑制することは、知的財産立国に反する施策であり、軽率に実施すべきではないと考える。(もちろん、犯罪を野放しにすべきという意味ではない。根拠のない憶測にもとづく規制という施策への批判である。)
2 1	知的財産は固定資産として課税すべきである。
2 2	ここに書くのは筋違いとは思いますが。国民からの意見を > 文字化けを防ぐため、半角カタカナ、丸数字、特殊文字は使用しないでください とっておきながら、「知的財産推進計画2005」の中で、機種依存文字(ローマ数字の とか とか)をバンバンに使ってあるのは、おかしいんじゃないの？ 「知的財産推進計画2005」は、Mac ユーザには文字化けしたのをみろっていうの？
2 3	国民のために、正しい判断をしてください。 人間よりも利益がそんなに大切だと思うなら別ですが。